

中間市・遠賀郡 災害廃棄物処理計画

中 間 市
水 巻 町
芦 屋 町
岡 垣 町
遠 賀 町

遠賀・中間地域広域行政事務組合

平成 31 年 3 月

<目 次>

第1編 総 則

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の背景及び目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の策定方針.....	3
第4節 各主体の役割分担.....	3
第5節 構成市町の特性（地域特性）.....	4
第6節 計画の対象とする災害及び災害廃棄物.....	6
第7節 計画の見直し.....	15
第2章 災害廃棄物対応に関する基本方針	16
第1節 災害廃棄物処理の基本方針.....	16
第2節 災害廃棄物担当との連携と協力・支援体制.....	16
第3節 人材育成と教育訓練.....	22
第4節 災害廃棄物処理の流れ.....	23
第5節 災害廃棄物処理に係る対応フロー.....	26
第6節 災害廃棄物処理実行計画.....	27

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時からの準備	28
第1節 組織体制の確立準備及び関係者との連携体制の構築.....	28
第2節 支援の要請と受入方法.....	28
第3節 住民への広報.....	31
第4節 仮置場候補地の想定.....	32
第5節 ごみの収集運搬体制.....	40
第6節 中間処理、再生利用、最終処分.....	40
第7節 有害物質・危険物及び適正処理が困難な廃棄物.....	40
第8節 思い出の品等.....	43
第9節 その他、取り扱いに配慮が必要となる廃棄物.....	44
第10節 し尿処理・仮設トイレ.....	44
第11節 職員への教育訓練.....	45
第12節 平時における対応事項と役割分担.....	46

第2章 初動期（発災直後～3日間程度）の対応	54
第1節 初動期の対応事項.....	54
第2節 初動体制の確立.....	54
第3節 ごみ処理.....	55
第4節 し尿処理.....	60
第5節 初動期における対応事項と役割分担.....	62
第3章 応急対応期【前半】（発災4日目～2週間程度）の対応	70
第1節 応急対応期【前半】の対応事項.....	70
第2節 ごみ処理.....	70
第3節 し尿処理.....	74
第4節 災害廃棄物処理実行計画の策定準備.....	74
第5節 応急対応期【前半】における対応事項と役割分担.....	75
第4章 応急対応期【後半】（発災3週目～2か月程度）の対応	82
第1節 応急対応期【後半】の対応事項.....	82
第2節 災害廃棄物処理実行計画の策定.....	82
第3節 災害報告書の作成着手.....	82
第4節 ごみ処理.....	82
第5節 し尿処理.....	84
第6節 環境モニタリングの実施（各市町、組合）.....	85
第7節 応急対応期【後半】における対応事項と役割分担.....	86
第5章 復旧・復興期（発災3か月目～災害対応終了）の対応	94
第1節 復旧・復興期の対応事項.....	94
第2節 災害廃棄物処理実行計画の見直し.....	94
第3節 ごみ処理.....	94
第4節 し尿処理.....	95
第5節 災害廃棄物処理に関する対応記録の作成.....	96
第6節 復旧・復興期における対応事項と役割分担.....	97
第6章 支援を行う場合の対応	106
第1節 支援に関する平時からの検討.....	106
第2節 発災時の支援.....	106

第1編 総則

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景及び目的

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、各種の自然災害が発生しやすい国土であり、平成23（2011）年3月の東日本大震災以降も、平成26（2014）年8月の広島市豪雨災害、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨災害、平成28（2016）年4月の熊本地震、平成29（2017）年7月の九州北部豪雨災害、平成30（2018）年7月の豪雨災害、同年9月の北海道胆振東部地震など、ほぼ毎年のように災害に見舞われています。

遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）を構成する1市4町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）の地域において、最も危惧される自然災害としては、気象や地質、遠賀川流域の地形的な要因、過去の災害事例等を考慮すると、台風や大雨等による水害があげられます。また、地震に関しては、東に小倉東断層や福智山断層、西に西山断層や警固断層等を有しており、これらを震源とする内陸型地震等が想定されます。

このような災害時に発生する廃棄物等の適正処理を、迅速かつ円滑に行うためには、あらかじめ必要な想定を行うとともに、課題等を抽出し、その対応策や手順等を整理しておくことが重要です。

災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、平時からの準備や発災時の初動対応、その後の復旧・復興対策等について、本組合と構成市町との役割分担を明確にし、密接な協力・連携のもとで災害廃棄物処理を進めることを目的に策定しました。

第2節. 計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」や「福岡県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」を踏まえ、組合構成の各市町による地域防災計画と整合を図りながら、本組合及び構成市町による「災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

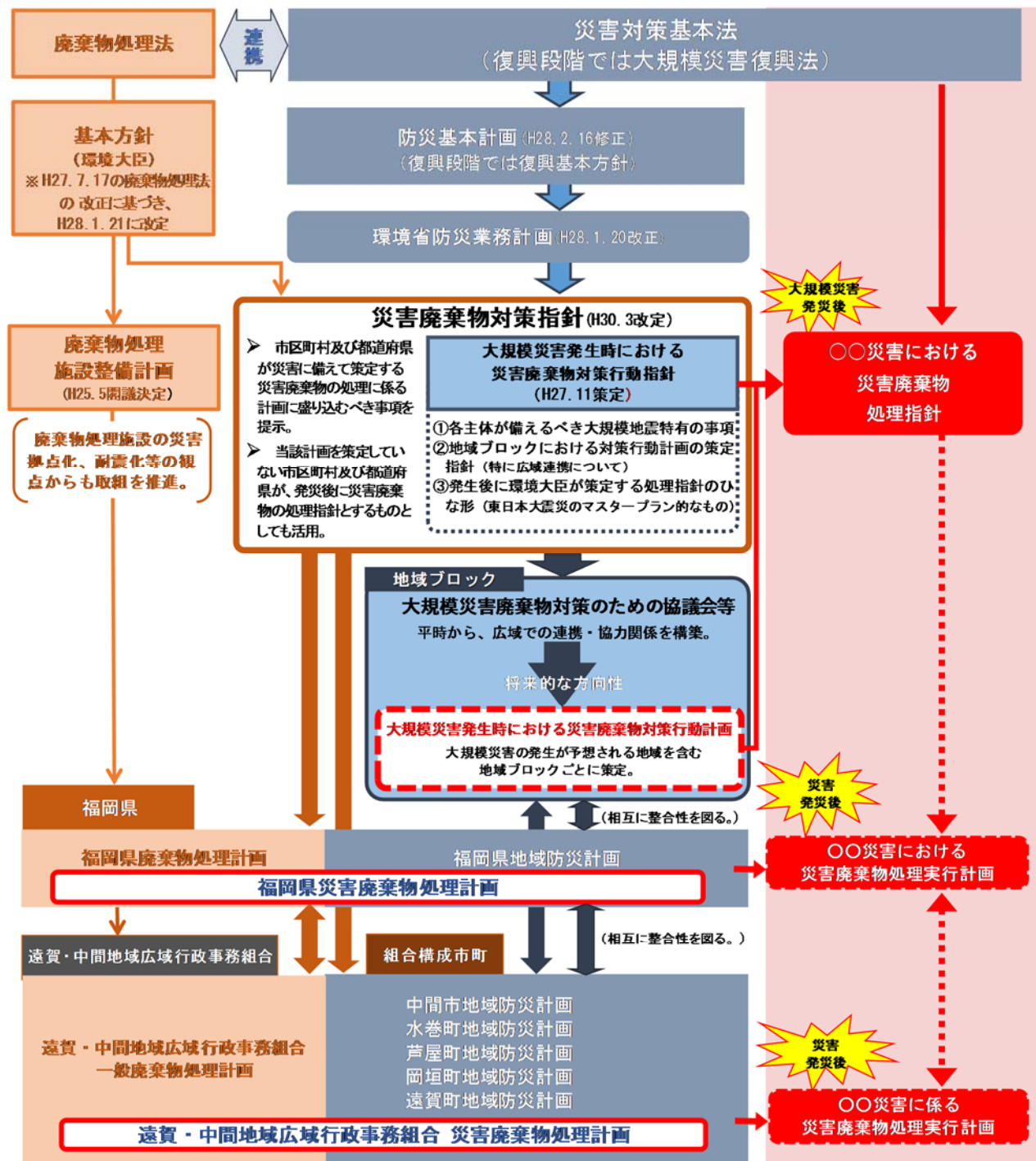


図 1-1-1 災害廃棄物処理に係る関係法令及び本計画の位置づけ

第3節. 計画の策定方針

本計画の策定にあたっての基本的な考え方については、次に示すとおりです。

- ① 本計画は、地震災害、水害及びその他自然災害を対象としており、記載内容は、想定される活断層による地震及び遠賀川水系の河川氾濫による被害想定をもとに、本組合及び構成市町が協力・連携して、災害廃棄物処理に対応すべき事項を中心に記載する。
- ② 災害廃棄物への対応については、発災時以降の「災害応急対策」や「災害復旧・復興」だけでなく、平時の対応として「平時(災害予防)」も重要視されていることから、設定項目を時系列に示して整理する。
- ③ 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、本組合及び構成市町が処理主体となることを原則としているが、近年、災害の大規模化により、行政区域を越えた県単位や九州ブロック単位など広域的な対応が求められていることから、「被災者側」だけでなく「支援者側」としての整理も併せて行う(以下、被災者側の立場で支援を受けることを「受援」という。)

第4節. 各主体の役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、本組合管内で発生した災害廃棄物は、本組合及び構成市町が処理主体となっており、平時の一般廃棄物処理体制(可燃ごみの処理・処分委託先：北九州市、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎・選別・圧縮等の処理・処分：組合管理の遠賀・中間リレーセンター、中間・遠賀リサイクルプラザ、一般廃棄物最終処分場、し尿や浄化槽汚泥の処理：組合管理のし尿処理施設曲水苑)で処理することを基本とします。

なお、災害の規模、災害廃棄物の種類や量によっては、本組合で処理することが困難な場合も想定されることから、その際には災害協定締結自治体及び民間事業者・団体等への支援要請や、福岡県への事務委託(地方自治法第252条の14)等を行います。また、特定の大規模災害において、被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件(処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等)を勘案して必要と認められる場合は、環境大臣(国)が災害廃棄物の処理を代行できることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律および災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年8月6日施行)」で定められています。

各主体の役割については、図1-1-2に示すとおりです。

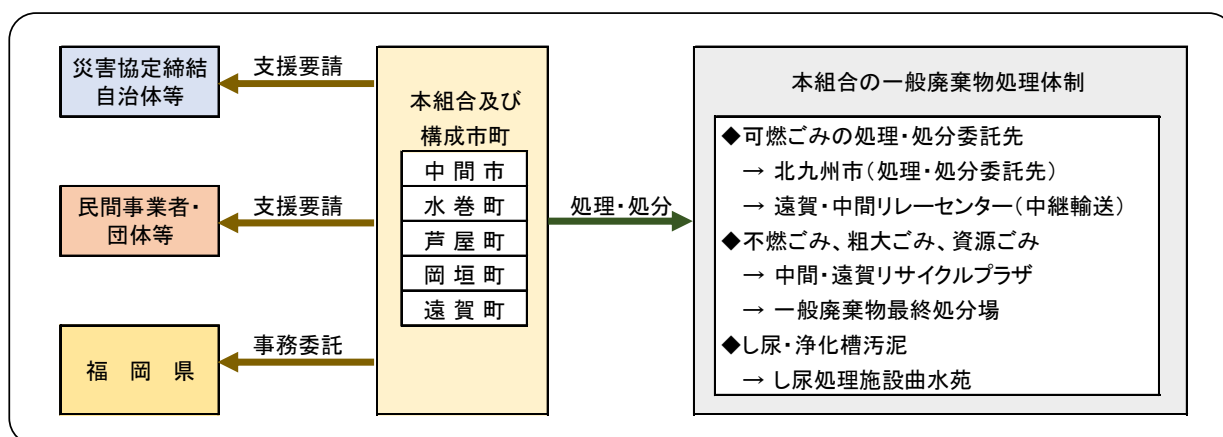


図1-1-2 各主体の役割分担

第5節. 構成市町の特性（地域特性）

遠賀・中間地域広域行政事務組合は、1市4町（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）の全域を対象として、ごみの収集運搬とし尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設（ごみ中継施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設）の管理・運営を行っています。

中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）」と「川西（かわにし）」に分かれています。北九州市側となる川東には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の9割が集中しています。川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工場団地が立地しています。

水巻町は、福岡県の北部に位置し、面積は11.01km²で、東は北九州市に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い町です。町の中央部に標高100mの小高い丘陵地があり、周囲は平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川（まがりがわ）が流れています。一帯の土地は海岸線が近く、遠賀川の氾濫（はんらん）によって沖積土が厚く堆積し、地味肥よくで、そのうえ気候も温暖なために米・野菜の栽培に適しています。遠賀川のほとりでは、秋には紅・ピンク・白のコスモスが咲き誇り、私たちの心を和ませてくれます。

芦屋町は、東を北九州市に隣接し、響灘を望む遠賀川の河口に広がる町です。町の中央部を流れる遠賀川を挟んで両極端な海岸線は、東側は奇岩景勝の磯を形成し、西側は白砂青松のなだらかな海岸となっています。いずれも多くの観光客を集め、北九州都市圏の海洋レジャータウンとなっています。

岡垣町は、福岡県の北部で北九州市と福岡市の中間に位置しています。町域は東西に10.4km、南北に8.6kmで面積は48.64km²となっています。北部は響灘に面し、12kmもの松林が続く三里松原が美しい海岸を形成していて、昭和31年、玄海国定公園に指定されました。南西部の宗像市との境界には300~400m級の山々が連なり、町の豊かな水源となっています。中央部には汐入川、東部には矢矧川が流れ、両河川の流域は農産物の産地となっています。西部・中部・東部は平野で、田園と住宅地域が広がっています。中心部には国道3号とJR鹿児島本線が通り、北九州市と福岡市を結ぶ町の主要な交通網となっています。

遠賀町は、遠賀平野の中心に位置し、古くから農耕文化が栄え、現在でも稲作を中心にイチゴやフキなど施設園芸も行なわれています。また、西端部には南北に遠賀山系が連なり、分水嶺として、西川、戸切川等が南北に流れ遠賀川で交わり響灘に注いでいます。

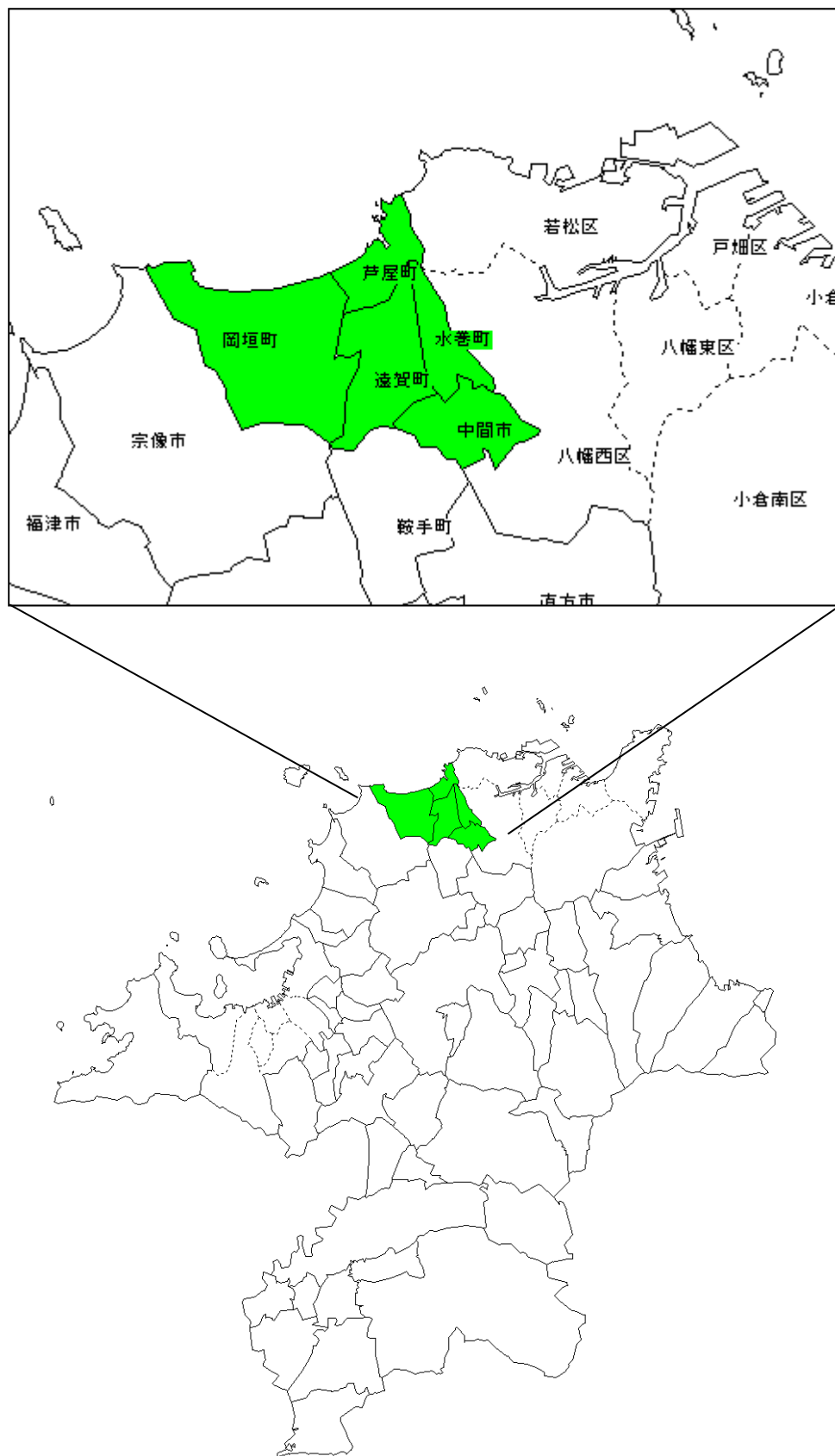


図1-1-3 組合を構成する1市4町の位置

第6節. 計画の対象とする災害及び災害廃棄物

1. 対象とする災害

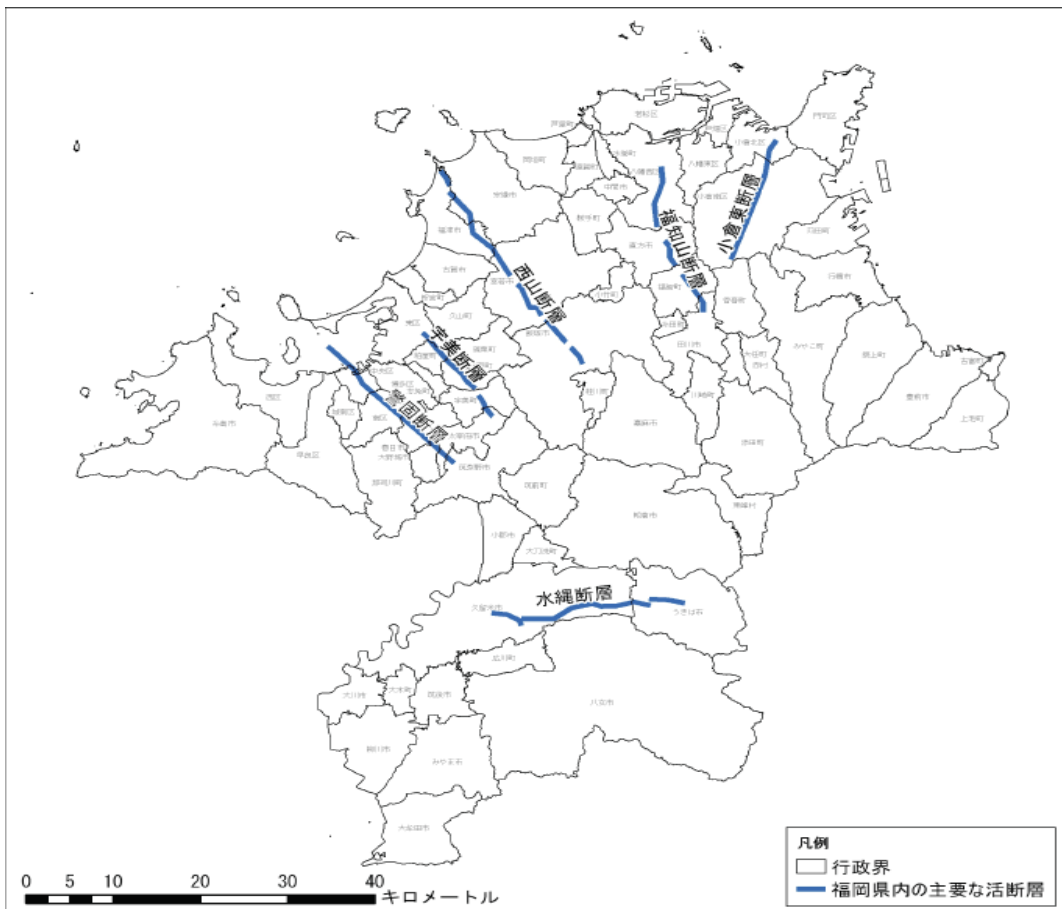
本計画では、地震災害（地震により生じる津波を含む）、風水害及びその他の自然災害を対象とします。

(1) 地震・津波

地震・津波による被害想定については、福岡県災害廃棄物処理計画（以下、「県計画」という。）、及び組合構成の各市町が策定した地域防災計画に準じて設定しました。

表 1-1-1 県計画で想定されている地震

断層		断層長さ	活動規模	今後30年以内の発生確率
内陸直下型地震	小倉東断層	約 17km	M = 6.9	0.01%
	西山断層	約 31km	M = 7.3	不明
	警固断層	20km以上	M = 7.2	0.3～0.6%
	水縄断層	約 26km	M = 7.2	ほぼ0.0%
	基盤一定（M=6.9 深さ10km） 【市町村毎に直下型地震が発生した場合を想定】	—	—	—
津波を伴う地震	対馬海峡東の断層	—	M = 7.4	—
	周防灘断層群主部	—	M = 7.2	—
	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	—	M = 7.1	—



出典：福岡県「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」、「津波に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年4月）」

図 1-1-4 福岡県内の主な活断層分布図

(2) 風水害

水害の被害想定については、県計画では県管理の河川が対象とされ、本組合の構成市町に最も影響の大きい遠賀川（国管理指定河川）は対象となっていないことから、本計画では、国土交通省遠賀川河川事務所が作成した遠賀川水系の洪水被害想定に準じるものとします。

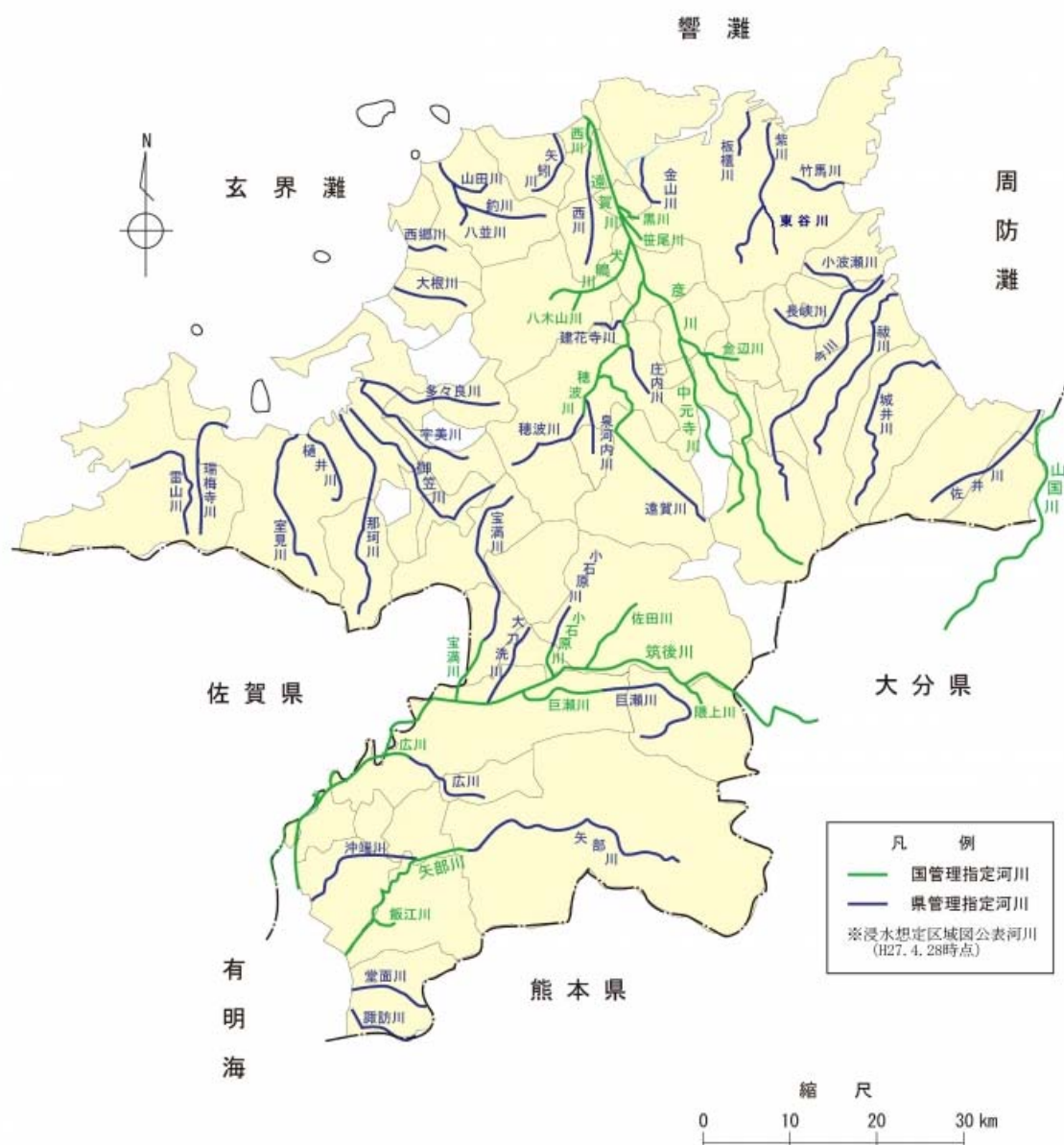


図 1-1-5 福岡県内の国及び県管理指定河川（福岡県ホームページより）

2. 計画の対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害廃棄物（住民が自宅内にある被災した家財等を片付ける際に排出される「片付けごみ」、損壊家屋の撤去【必要に応じて解体】等に伴い排出される「がれき類」、避難所ごみや仮設トイレ等からの汲み取りし尿に加えて、通常的生活ごみや、し尿・浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）などです。

表 1-1-2 災害時に発生する災害廃棄物

災害廃棄物の種類	内 容
木くず	柱・梁・壁材、水害や津波等によって住家に入り込んだ流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物、可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃性の廃棄物
不燃物、不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物等）などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波によって陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電リサイクル品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理を行う。
小型家電、その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等 ※リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理を行う。処理するためには所有者の意思確認が必要となる。保管の場所や方法・期間については警察等と協議する。
有害物質・危険物	石綿含有廃棄物・廃石綿等、PCB 製品、感染性廃棄物、フロン類・CCA（クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤。シロアリ対策として木材に使用されていた薬剤）・テトラクロロエチレン（有機塩素系溶剤）等の有害物質、医薬品類、農薬類、化学物質等の有害廃棄物等
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物、本組合及び処理委託先（北九州市）の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）等

表 1-1-3 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

廃棄物の種類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿等	家庭から排出されるし尿等、避難所の仮設トイレ等からの汲み取りし尿、被災家屋便槽への流入汚水*

* 被災家屋便槽内への流入汚水については、災害廃棄物（便槽容量の 1/2 が処理事業補助対象）に位置づけられる。

3. 災害による被害想定

(1) 地震・津波

県計画で示された直下型地震、及び津波による最大クラスの災害想定において、本組合構成市町への影響が最も大きいものは表 1-1-4～表 1-1-5 に示すとおりです。なお、県計画の想定とは別に、町の地域防災計画において、地震では水巻町が「福知山断層（断層長さ：頓田断層を含む）」、津波では芦屋町が「西山断層（延長）」をあげています。

表 1-1-4 地震による建物被害想定

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
対象地震(L2)	基礎一定	福知山断層	基礎一定	西山断層(中央下部)		-
活動規模	M = 6.9	M = 7.0	M = 6.9	M = 7.3		-
断層長さ	-	28km	-	約 31km		-
建物全壊件数(棟)	216	955	20	50	87	1,328
非木造全壊	9	55	0	2	5	71
木造全壊	207	900	20	48	82	1,257
建物半壊件数(棟)	488	-	18	77	75	658
非木造半壊	39	-	0	6	5	50
木造半壊	449	-	18	71	70	608

出典：最大クラスの地震(L2)想定による諸元について、中間市、芦屋町、岡垣町、遠賀町は「福岡県災害廃棄物処理計画市町村計画策定マニュアル」、水巻町は「水巻町防災アセスメント調査(平成 19 年 3 月)」より抜粋

表 1-1-5 津波による浸水被害想定

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
対象津波(L2)	対馬海峡東の断層		西山断層(延長)	対馬海峡東の断層		-
活動規模	M = 7.4		M = 8.0	M = 7.4		-
浸水面積(ha)	2	3	109	7	6	127

出典：最大クラスの津波(L2)想定による諸元は、中間市、水巻町、岡垣町、遠賀町は「福岡県災害廃棄物処理計画市町村計画策定マニュアル」、芦屋町は「芦屋町地震・津波ハザードマップ(平成 22 年 10 月)」より抜粋

(2) 風水害

本組合の構成市町に最も影響の大きい遠賀川水系の洪水被害については、「福岡県災害廃棄物処理計画市町村マニュアル」では記載されていないので、国土交通省遠賀川河川事務所「想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図(L2)」で示された被害想定を用いることとしました。

遠賀川水系の洪水による建物被害については、表 1-1-6 に示すとおりです。

表 1-1-6 洪水による建物被害想定

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
対象水害(L2)	遠賀川水系洪水					-
降雨量	基準地点：日の出橋上流域、12時間 総雨量 592mm					-
浸水戸数(戸)	6,085	7,820	1,741	20	5,665	21,331
床上浸水	5,584	7,574	1,180	20	5,505	19,863
床下浸水	501	246	561	0	160	1,468

出典：国土交通省遠賀川河川事務所「遠賀川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」資料より抜粋

4. 災害廃棄物発生量の推計

(1) 地震・津波による災害廃棄物

県計画及び市町の地域防災計画において想定される最大クラスの地震・津波による災害廃棄物発生量は、表 1-1-7 に示すように組合全体では、損壊家屋の撤去に伴うがれき類を含む片付けごみが約 11 万 1 千 t、津波堆積物が約 7 万 4 千 t と推計されます。

なお、地震による災害廃棄物の推計方法（建物被害想定：全壊棟数を対象）については、建物の構造（木造、非木造）を発生量に反映できる県計画の市町村計画策定マニュアルに示された算定方式を採用しています。

また、参考までに過去の大規模な地震、水害等による災害廃棄物量を示すと、表 1-1-9 のとおりです。

<地震災害廃棄物発生量の算定>

災害廃棄物発生量（建物構造別の可燃物・不燃物）＝

$$\text{廃棄物発生量原単位}(\text{t}/\text{m}^2) \text{ (建物構造別、可燃・不燃別)} \times \text{平均延床面積}(\text{m}^2/\text{棟}) \text{ (建物構造別)} \\ \times \text{解体建築物(全壊)の棟数(棟)}$$

廃棄物発生量原単位：

木造可燃 0.194 t/m²、木造不燃 0.502 t/m²

非木造可燃＝0.1 t/m²(RC造可燃 0.120 t/m²、S造可燃 0.082 t/m²の平均)

非木造不燃＝0.81 t/m²(RC造不燃 0.987 t/m²、S造不燃 0.630 t/m²の平均)

平均延床面積：木造 101.0651 (m²/棟)、非木造 347.3555 (m²/棟)

※延床面積：総務省「平成 29 年度固定資産の価格等の概要調書(家屋 都道府県別表)」

解体建築物の棟数：被害想定に基づく全壊棟数

※過去の震災から、解体棟数＝全壊棟数である結果を用いており、廃棄物発生量原単位は、この結果を元に設定。

<注>

RC造：鉄筋コンクリート構造

S造：鉄骨構造

出典：福岡県災害廃棄物処理計画 市町村計画策定マニュアル(平成 28 年 3 月)

<津波堆積物発生量の算定>

津波体積物発生量＝

$$\text{津波堆積物の堆積高}(\text{m}) \times \text{浸水面積}(\text{m}^2) \times \text{体積重量換算係数}(\text{t}/\text{m}^3)$$

浸水面積：被害想定に基づく面積 m²

津波堆積物の堆積高：0.025～0.04m（東日本大震災における測定結果）

体積重量換算係数：1.1～1.46 t/m³

※本計画では、堆積高、体積重量換算係数は県計画に即して最大値を採用。

出典：福岡県災害廃棄物処理計画 市町村計画策定マニュアル(平成 28 年 3 月)

表 1-1-7 地震・津波による災害廃棄物発生量の推計結果

区 分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計	
建物全壊件数(棟)	216	955	20	50	87	1,328	
木造全壊	207	900	20	48	82	1,257	
非木造全壊	9	55	0	2	5	71	
災害廃棄物	木造全壊 量(t)	14,561	63,307	1,407	3,376	5,768	88,419
	可燃物量	4,059	17,646	392	941	1,608	24,646
	不燃物量	10,502	45,661	1,015	2,435	4,160	63,773
	非木造全壊 量(t)	2,845	17,385	0	632	1,581	22,443
	可燃物量	313	1,910	0	69	174	2,466
	不燃物量	2,532	15,475	0	563	1,407	19,977
	可燃物量 計(t)	4,372	19,556	392	1,010	1,782	27,112
	不燃物量 計(t)	13,034	61,136	1,015	2,998	5,567	83,750
	合 計(t)	17,406	80,692	1,407	4,008	7,349	110,862
	津波堆積物量(t)	1,297	1,518	63,656	3,913	3,218	73,602

注) 表中の合計は、津波堆積物を除く災害廃棄物量を示す。

(2) 風水害による災害廃棄物

最大規模の降雨において想定される遠賀川水系の洪水による災害廃棄物発生量は、表 1-1-8 に示すように組合全体では約 7 万 5 千 t と推計されます。

なお、水害廃棄物の推計方法（建物被害想定：床上、床下浸水を対象）については、環境省「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）」に基づいて算出しています。

＜水害廃棄物発生量の算定＞

水害廃棄物量(t) =

$$3.79 \times \text{床上浸水棟(家屋)数} + 0.08 \times \text{床下浸水棟(家屋)数}$$

発生原単位

被害区分	発生原単位	
床上浸水	3.79	t/棟(家屋)
床下浸水	0.08	t/棟(家屋)

出典：環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室「災害廃棄物対策指針(平成 30 年 3 月)」

表 1-1-8 水害による災害廃棄物発生量の推計結果

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
浸水戸数(戸)	6,085	7,820	1,741	20	5,665	21,331
床上浸水	5,584	7,574	1,180	20	5,505	19,863
床下浸水	501	246	561	0	160	1,468
水害廃棄物(t)	21,203	28,725	4,517	76	20,877	75,398

表 1-1-9 過去の災害廃棄物発生量の推計値【参考】

災害名	発生日月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	平成23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊:118,822、半壊:184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	平成7年1月	1500万トン	全壊:104,906、半壊:144,274、一部損壊:390,506、焼失:7,534	約3年
熊本地震 (熊本県)	平成28年4月	303万トン(※1)	全壊:8,668、半壊:34,492、一部損壊:154,098	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	平成30年7月	220万トン(※2)	全壊:6,539(※3)、半壊:9,551(※3)、一部損壊:3,196(※2) 床上浸水:6,515(※3)、床下浸水:14,330(※3)	約2年 (予定)
新潟県中越地震	平成16年10月	60万トン	全壊:3,175、半壊:13,810、一部損壊:103,854	約3年
広島市土砂災害	平成26年8月	52万トン	全壊:179、半壊:217、一部損壊:189、浸水被害:4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	平成25年10月	23万トン	全壊:50、半壊:26、一部損壊:77	約1年
関東・東北豪雨 (常総市)	平成27年9月	5万2千トン	全壊:53、半壊:5,054、浸水被害:3,220	約1年

(※1) 平成30年2月末時点の処理実績

(※2) 被災3県(岡山県、広島県、愛媛県)公表値の合計(平成30年10月1日時点)、(※3) 被災3県(岡山県、広島県、愛媛県)公表値の合計(平成30年10月9日17時00分時点)
出典) 環境省 第1回平成30年度災害廃棄物対策推進検討会(平成30年12月18日) 資料3より抜粋

(3) 指定避難所ごみ発生量の推計結果

県計画及び市町の地域防災計画において想定される災害時の避難所避難者数に基づく避難所ごみ発生量は、表 1-1-10～11 に示すとおりです。なお、避難所ごみ発生量の推計方法（発生原単位：県計画で用いている県平均を採用）については、環境省「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」に基づいて算出しており、組合全体では、地震災害時が約 2.5 t/日、水害時が約 32.3 t/日と推計されます。

<指定避難所ごみ発生量の算出条件>

避難所避難者	福岡県「地震に関する防災アセスメント調査報告書 平成 24 年 3 月」より、避難所避難者数を抽出。
発生原単位	693(g/人・日) 災害時のごみ発生原単位は、県計画の算定基準値(平成 20 年度実績)を採用。
発生量※	避難所ごみ発生量(t/日)=避難所避難者(人)×発生原単位(g/人・日)÷10 ⁶ ※「災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

表 1-1-10 地震災害時の避難所ごみ発生量の推計結果

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
対象地震(L2)	基礎一定	福知山断層	基礎一定	西山断層(中央下部)		-
避難所避難者数(人)	430	2,797	40	100	173	3,540
避難所ごみ発生量(t/日)	0.30	1.94	0.03	0.07	0.12	2.46

出典：最大クラスの地震(L2)想定による避難所避難者数について、中間市、芦屋町、岡垣町、遠賀町は、「福岡県災害廃棄物処理計画市町村計画策定マニュアル」、水巻町は「水巻町防災アセスメント調査(平成 19 年 3 月)」より抜粋

表 1-1-11 水害時の避難所ごみ発生量の推計結果

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
対象水害(L2)	遠賀川水系洪水:日の出橋上流域、12時間 総雨量 592mm					-
避難所避難者数(人)	12,530	16,880	3,780	50	13,320	46,560
避難所ごみ発生量(t/日)	8.68	11.70	2.62	0.03	9.23	32.26

出典：水害による避難所避難者数は、「福岡県災害廃棄物処理計画市町村策定マニュアル」には記載されていないので、浸水戸数に平均世帯人数(平成 30 年 3 月)を乗じて算出した。

(4) ごみ収集運搬車両

生活ごみの収集運搬に用いる本組合の収集車両台数（委託及び許可業者）は、表 1-1-12 に示すとおりです。なお、避難所ごみの収集運搬については、各市町が実施主体となって災害支援協定の締結自治体、民間事業者・団体等に支援要請を行うことを原則とします。

表 1-1-12 生活ごみの収集運搬車両

区分	形式	台数
委託・許可業者	パッカー車	51(台)
	ダンプトラック	29(台)

(5) し尿発生量、及び仮設トイレ必要基数の推計結果

県計画及び市町の地域防災計画において想定される災害時の避難所避難者数に基づくし尿発生量、及び仮設トイレ必要基数は、表 1-1-13～14 に示すとおりです。なお、し尿発生量等の推計方法については、環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ(平成 26 年 3 月)」に基づいて算出しており、組合全体では、地震災害時が約 6 kL/日、水害時が約 79 kL/日と推計されます。

＜し尿発生量及び仮設トイレ必要基数の算出条件＞

避難者数	福岡県「地震に関する防災アセスメント調査報告書 平成 24 年 3 月」より、指定避難所避難者数を抽出。
1 日あたり し尿発生量	し尿発生量(L/日) = 指定避難所避難者(人) × 1 人 1 日平均排出量*(L/人・日) ※1 人 1 日平均排出量 = 1.7 (L/人・日)
仮設トイレ 必要基数	A = B × C A: 指定避難所 3 日間におけるし尿発生量(L) B: 指定避難所 1 日あたりし尿発生量(L/日) C: 仮設トイレし尿収集計画を 3 日間隔とする D = A ÷ E D: 避難所における仮設トイレの必要基数(基) E: 仮設トイレの平均的容量 150 (L/基)

出典: 環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ(平成 26 年 3 月)」

表 1-1-13 地震災害時のし尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計結果

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
対象地震(L2)	基礎一定	福知山断層	基礎一定	西山断層(中央下部)		-
避難所避難者数(人)	430	2,797	40	100	173	3,540
し尿発生量(L/日)	730	4,750	70	170	290	6,010
仮設トイレ必要基数(基)	15	95	1	3	6	120

出典: 最大クラスの地震(L2) 想定による避難所避難者数について、中間市、芦屋町、岡垣町、遠賀町は、「福岡県災害廃棄物処理計画市町村計画策定マニュアル」、水巻町は「水巻町防災アセスメント調査(平成 19 年 3 月)」より抜粋

表 1-1-14 水害時のし尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計結果

区分	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	計
対象水害(L2)	遠賀川水系洪水: 日の出橋上流域、12時間 総雨量 592mm					-
避難所避難者数(人)	12,530	16,880	3,780	50	13,320	46,560
し尿発生量(L/日)	21,300	28,700	6,430	90	22,640	79,160
仮設トイレ必要基数(基)	426	574	129	2	453	1,584

出典: 水害による避難所避難者数は、「福岡県災害廃棄物処理計画市町村策定マニュアル」には記載されていないので、浸水戸数に平均世帯人数(平成 30 年 3 月)を乗じて算出した。

(6) し尿等の収集運搬車両

し尿等の収集運搬に用いる本組合の収集車両台数（委託及び許可業者）は、表 1-1-15 に示すとおりです。なお、避難所仮設トイレのし尿の収集運搬については、各市町が実施主体となって災害支援協定の締結自治体、民間事業者・団体等に支援要請を行うことを原則とします。

表 1-1-15 し尿等の収集運搬車両

区 分	形 式	台 数
委託・許可業者	バキューム車	29(台)

第7節. 計画の見直し

本計画の実効性を確保するためには、実際の災害対応事例や訓練等を通じて課題や改善点を抽出し、計画の見直しを行う必要があります。

本計画は、以下の事項に基づき、適宜見直しを行います。

見直しの時期

- ① 上位計画等の変更
国の法令や関連計画、福岡県災害廃棄物処理計画、上位計画等の変更により計画の見直しが必要となったとき。
- ② 災害発生後の検証
災害発生後、計画に基づく処理手順等を検証した結果、改善が必要となったとき。
- ③ 訓練等の実施
災害廃棄物処理の手順を確認するための訓練等を実施した結果、改善点が確認されたとき。
- ④ 県や民間関係団体等からの要望
県や民間関係団体等から本計画の改善について要望があったとき、かつ、見直しが必要と判断されたとき。
- ⑤ その他
上記事項のほか、見直しが必要となったとき。

第2章 災害廃棄物対応に関する基本方針

第1節. 災害廃棄物処理の基本方針

本計画では、被災時の円滑かつ迅速な対応、早期の復旧・復興を図るため、以下の6つの基本方針に基づき災害廃棄物の処理を行うものとします。

- ① 国、県、組合・構成市町、関係事業者及び住民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- ② 本計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を実行する。
- ③ 災害廃棄物の処理は、発災から概ね1年間以内で終了することを目標とする。
- ④ 災害廃棄物は、関係法令、制度等に基づき適正に処理する。
- ⑤ 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化を推進し、最終処分量の削減に努める。そのためには、仮置場での分別の徹底・管理が不可欠であり、住民の理解と協力が重要となる。
- ⑥ 災害廃棄物処理のため使用する施設については、平時の一般廃棄物処理体制の継続を基本とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、平時の処理体制や行政区域を越えた広域処理、仮設処理施設設置の検討なども視野に入れ対応する。

第2節. 災害廃棄物担当との連携と協力・支援体制

1. 災害廃棄物処理に係る組織体制と主な業務

発災時には、各市町の地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置され、それぞれの執行体制のもとで災害対策組織（班体制：平時における複数の課・係の集合体）が整備・配置されます。

災害廃棄物への対応は、災害発生に伴い新たに発生する業務であり、人員の補充や支援等を得て臨時の体制（災害廃棄物担当）が組織されます。本組合では、各市町の災害廃棄物担当との情報共有・連絡調整を密にしながら、災害の規模や被災状況に応じた災害廃棄物処理が迅速かつ適正に行われるよう対応していきます。なお、災害廃棄物処理の長期化によっては、各市町の災害対策本部解散後も処理が継続して行われる場合もあるため、引き続き連携可能な災害廃棄物担当組織の体制を維持しつつ、災害廃棄物処理を推進する必要があります。

発災後の災害廃棄物処理に係る主な業務（対応事項）は、表 1-2-1 に示すとおりです。

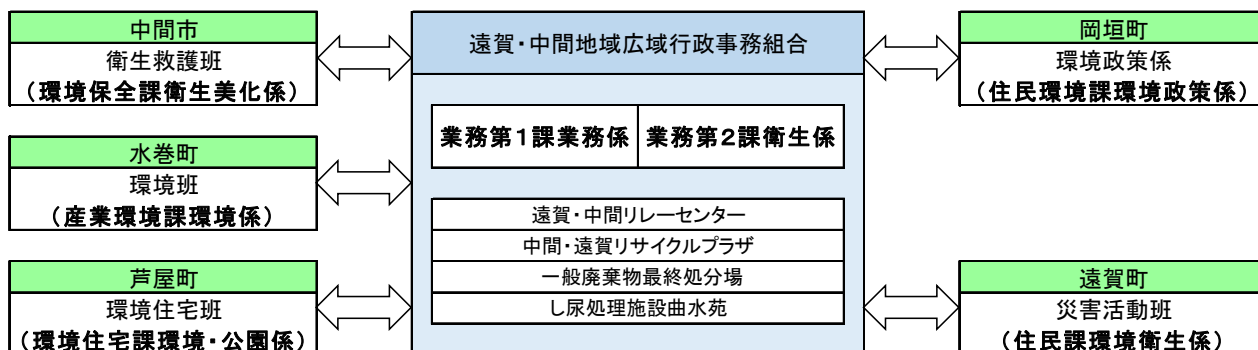


図 1-2-1 災害廃棄物担当組織の概要

表 1-2-1 災害廃棄物処理に係る主な業務（対応事項）

主な業務の内容	
災害廃棄物処理体制全般	◆ 災害対策本部の設置、運営
	◆ 災害廃棄物処理体制の確立・人員の配置
	◆ 国、県、近隣自治体、民間事業者・団体、協定締結自治体など外部との連絡体制の確立・連絡調整、情報共有
	◆ 国、県、支援自治体、関係機関等に対する支援要請、県への事務委託の検討、受援の可否判断・受入調整等の決定
	◆ 被災状況等の住民への広報の実施
	◆ 環境モニタリング、環境対策の準備・実施
	◆ 損壊家屋の公費解体申請の受付、解体工事に伴う業務発注、監理対応
	◆ 災害廃棄物処理実行計画の策定準備、策定・公表、見直し
ごみ処理	◆ 災害報告書（補助金申請事務）の準備・作成、災害査定
	◆ 災害廃棄物の分別区分、住民による仮置場までの排出方法、収集運搬業者による特別収集の確立
	◆ ごみ処理施設（委託先の北九州市）の被災状況の把握、搬入規制等の検討、受入れ余力の確認
	◆ 組合管理のごみ処理施設等の修繕に関する対応、復旧状況の確認
	◆ 組合管理のごみ処理施設の被災状況の把握・写真等の記録、搬入規制等の検討
	◆ 【施設の受入れ余力がない場合】 支援要請の内容・必要性の判断、協定締結自治体、民間事業者・団体等との連絡調整、福岡県への支援要請
	◆ 許可、委託業者のごみ収集運搬車両の被災状況の確認、収集運搬車両に関する支援要請の必要性の検討
	◆ 生活ごみ収集の一時停止の判断・実施、広報の実施、収集運搬計画の作成
	◆ 収集運搬計画に基づく収集運搬の実施、見直し
	◆ 住民、指定避難所等へのごみ分別指導の周知
	◆ 巡回パトロールなど不法投棄防止対策の実施
	◆ 避難所ごみ収集体制の確立・管理、協定締結自治体、民間事業者・団体等との連絡調整・業務発注
	◆ 災害廃棄物処理実行計画に必要な情報の収集（災害規模に応じた廃棄物発生状況の把握・発生量の概算）
	◆ 品目別災害廃棄物の処理・処分先の確保・決定、実施
	◆ 有害物質・危険物等を含む廃棄物が発生するおそれのある事業所の被災状況の確認
	◆ 【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 一時保管場所の確保、安全対策の実施等の応急対応、処理・処分の実施
	◆ 損壊家屋解体撤去に関する処理体制の構築、処理・処分の実施
◆ 【津波堆積物等が発生した場合】安全対策の実施等の応急対応、運搬、処理・処分の実施	
仮置場	◆ 仮置場候補地の現地確認、管理運営、防疫・環境対策の実施
	◆ 仮置場へのアクセス経路の確認
	◆ 仮置場の運営管理に関する民間事業者委託等の決定・連絡調整
	◆ 市町仮置場から組合仮置場への運搬の実施
	◆ 仮置場での災害廃棄物の集積・保管状況等の記録・写真撮影
	◆ 受入条件、搬入時間帯、開設予定期間など住民への広報の実施
	◆ 組合仮置場内保管品目別の処理の実施
	◆ 損壊家屋の公費解体撤去に伴う組合仮置場逼迫状況の検討、必要に応じて追加開設
◆ 閉鎖した仮置場の原状復旧・返還	
し尿処理	◆ 組合管理のし尿処理施設の被災状況の把握・写真等の記録、搬入規制等の検討
	◆ 委託業者のし尿収集運搬車両の被災状況の確認、収集運搬車両に関する支援要請の必要性の検討
	◆ 組合管理のし尿処理施設までの収集運搬ルートでの被災状況の確認、代替ルートの検討
	◆ 組合管理のし尿処理施設の受入れ余力の検討、支援要請の内容・必要性の判断、復旧状況の確認
	◆ 【施設の受入れ余力がない場合】 支援要請の内容・必要性の判断、協定締結自治体、民間事業者・団体等との連絡調整、業務発注
	◆ し尿等収集の一時停止有無、広報の実施、収集運搬計画の作成、見直し
	◆ 指定避難所における仮設トイレ、資機材の必要数量・種類の把握、不足する仮設トイレの確保
	◆ 仮設トイレのし尿発生量の把握、仮設トイレ設置計画及び収集運搬ルート等の作成、設置・維持管理に係る民間事業者・団体等との連絡調整・業務発注
◆ 仮設トイレの維持管理、仮設トイレのし尿の収集運搬の実施	
◆ 仮設トイレの回収・撤去、設置場所の原状復旧	
◆ 【組合管理の施設で受入が困難の場合】被災家屋便槽への土砂混じり流入汚水の収集運搬、処分の実施	
その他	◆ 指定避難所の開設状況、避難者数の把握
	◆ 災害報告書添付資料の作成、被災状況の把握、写真等の記録
	◆ 生活ごみ処理、し尿等に関する住民向け広報の実施、住民対応
	◆ 災害廃棄物関連の支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等
	◆ 災害ボランティア及び関係機関への対応
	◆ 「思い出の品」等への対応
	◆ 民間事業者へのごみ・し尿等関連業務発注等に係る事務処理
◆ 報道機関への対応	

2. 協力・支援体制

管内で発生した災害廃棄物の処理は、本組合及び構成市町が実施主体となって対応することを基本としますが、災害の規模や災害廃棄物の種類・量によっては、平時の処理体制で対応することが困難な場合（本組合及び構成市町が受援側の場合：図 1-2-2）も想定されます。その際には、県に対し他自治体等による支援を要請し、必要に応じて民間事業者・団体等にも協力を要請します。

一方、本組合及び構成市町が支援する側の支援体制（被災地が県内他市町村の場合：図 1-2-3、被災地が県外市町村の場合：図 1-2-4）としては、他自治体からの要請に応じて必要な人員、物資・資機材等の支援を行うとともに、広域処理による災害廃棄物の受入等についても調整・検討を行います。

災害廃棄物処理に係る広域的な相互の協力・支援体制（受援・支援のケース別）については、図 1-2-2～4 に示すとおりです。

【 本組合及び構成市町が支援を受ける場合 】

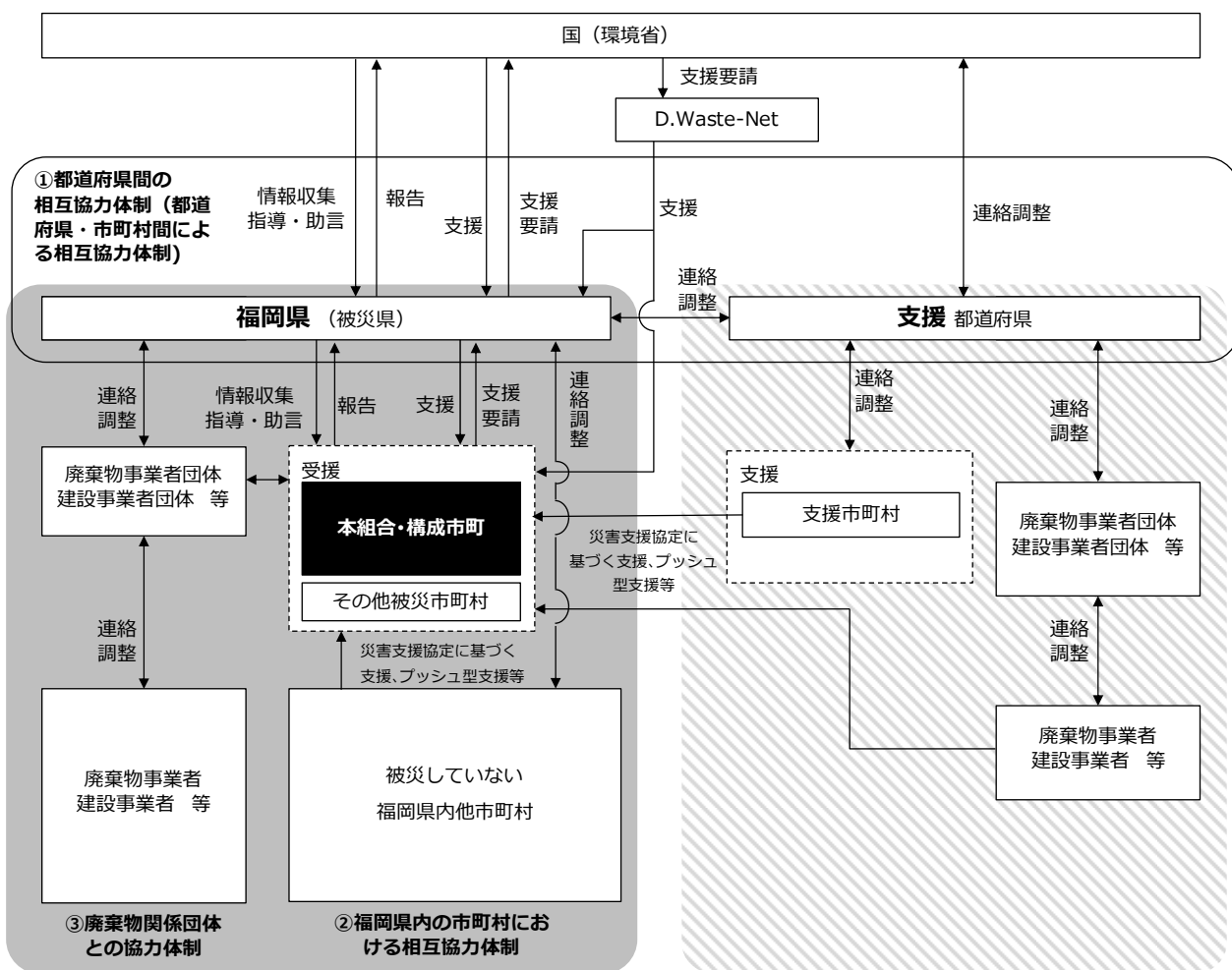


図 1-2-2 災害廃棄物処理に係る広域的な協力・支援体制（本組合・構成市町が受援側の場合）

【 本組合及び構成市町が支援を行う場合：県内支援 】

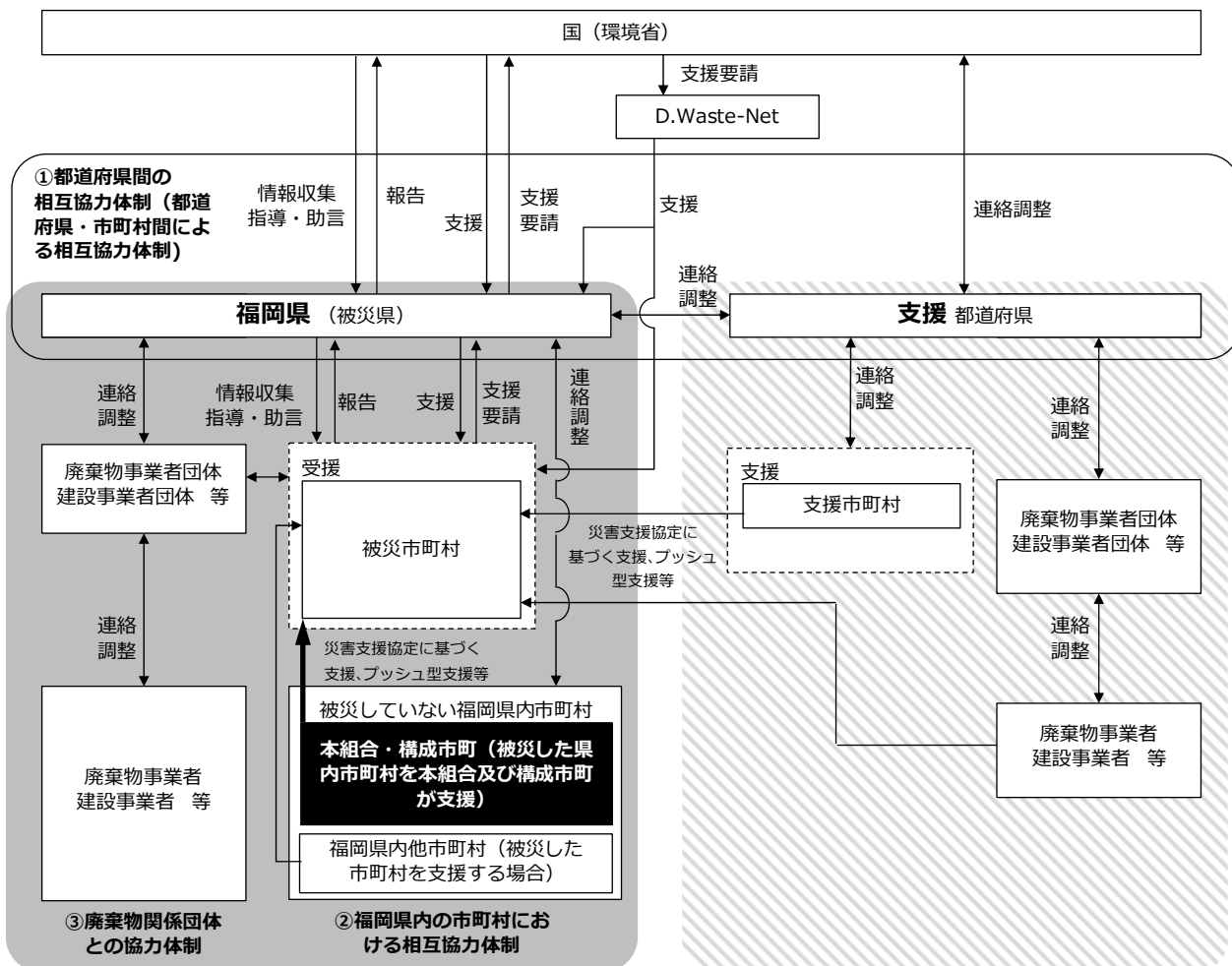


図 1-2-3 災害廃棄物処理に係る広域的な協力・支援体制（支援側の場合：県内被災市町村の支援）

【 本組合及び構成市町村が支援を行う場合：県外支援 】

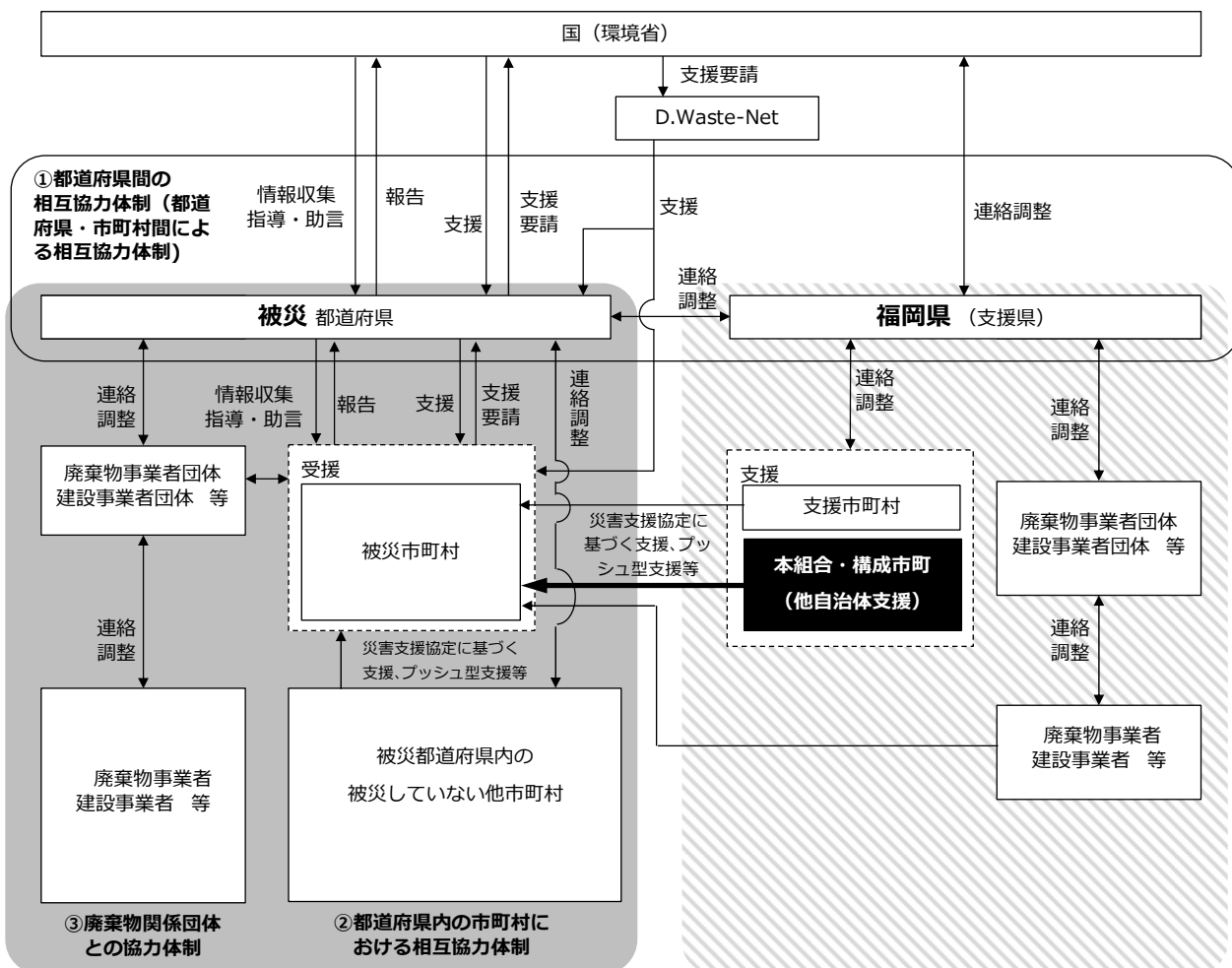


図 1-2-4 災害廃棄物処理に係る広域的な協力・支援体制（支援側の場合：県外市町村の支援）

表 1-2-2 各主体の協力・支援体制（本組合及び構成市町が支援を受ける場合：受援）

主体	役割	項目	発災前(平時)	発災後(災害応急対策以降)
本組合・構成市町	○災害廃棄物処理の実施	情報収集、連絡調整	○組織・連絡体制の構築	○災害対策本部設置 ○情報収集、連絡調整の実施
		処理実行計画等策定	○処理実行計画等策定マニュアルの整備	○処理実行計画等の策定
		協定等に基づく支援要請	○関係機関・団体との協力支援体制構築(協定書締結)	○支援機関・団体への協力要請
		災害廃棄物処理の実施	○仮置場候補地の選定 ○廃棄物処理システムの強靱化 ○仮設トイレ等資材の備蓄、調達体制の整備 ○処理の迅速化に向けた制度の整備	○仮置場の設置、運営 ○廃棄物処理施設被災時の応急対応 ○資材の調達、設置 ○非常災害時の特例を活用した処理業務発注、仮設廃棄物処理施設の設置
		県への廃棄物処理事務の委託	○廃棄物処理事務委託スキームの確認	○委託事務(廃棄物処理事務)規約の締結
福岡県	○調整	情報収集、連絡調整	○組織・連絡体制の構築 ○市町村処理体制基本情報の収集	○災害対策本部(廃棄物対策班)設置 ○情報収集、連絡調整の実施 ○廃棄物処理の進行管理
	○支援	処理実行計画等策定業務支援	○処理実行計画等策定マニュアルの整備	○要請に伴う支援の実施
		協定等に基づく支援	○関係機関・団体との協力支援体制構築(協定書締結)	○支援機関・団体への協力要請 ○協定等に基づく支援の実施
		市町村からの廃棄物処理事務の受託	○廃棄物処理事務委託(受託)マニュアルの整備 ○処理体制の構築 ○仮置場候補地情報の収集	○委託事務(廃棄物処理事務)規約の締結 ○処理体制の構築 ○処理業務の発注
国	○司令塔	都道府県、市区町村への支援	○法令・制度の整備 ○各種マニュアル作成 ○D.Waste-Net を通じた支援(情報提供、人材育成、防災訓練等)	○法令・制度の運用 ○D.Waste-Net を通じた支援(専門家・技術者の派遣、災害廃棄物処理に関する助言等)
		情報収集、連絡調整、支援体制	○組織・連絡体制の構築 ○広域的支援体制構築	○情報収集、連絡調整の実施
		処理方針の策定	○「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の策定	○災害廃棄物処理指針(個別災害ごとのマスタープラン)策定
		事務の代行による災害廃棄物の処理	○処理体制の構築	○災害廃棄物の処理の実施(東日本大震災の教訓や国が関与する合理的な観点等を検討した上で実施)
関係団体	○調整	情報収集、連絡調整	○事業者による支援体制の確認	○支援に係る自治体及び事業者との連絡調整
	○支援	協定等に基づく支援	○自治体との協力支援体制構築(協定書締結)	○協定等に基づく支援の実施 ○事業者への協力要請

表 1-2-3 各主体の協力・支援体制（本組合及び構成市町が支援を行う場合：支援）

主体	役割	発災前(平時)	発災後(災害応急対策以降)
本組合・構成市町	○支援	○支援体制、計画の構築	○支援先との連絡調整 ○福岡県との連絡調整 ○要請に伴う支援の実施 ○プッシュ型支援の実施
福岡県	○連絡調整 ○支援	○近隣各県を対象とした協力支援体制、計画の構築(近隣各県、県内市町村との協議)	○支援先との連絡調整 ○本組合との連絡調整 ○要請に伴う支援の実施
国	○司令塔	○表 1-2-2 と同じ	○表 1-2-2 と同じ
関係団体	○支援	○支援時の協力体制の確認	○団体内調整 ○市の要請に基づく支援の実施

D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)について

- 国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築。
- 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等。
- 環境省が中心となって一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備。
- 平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。更に、地方自治体による事前の備え(災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等)を支援する。
- 発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。

第3節. 人材育成と教育訓練

災害時に実効性のある協力体制を構築しておくためには、県、市町村、廃棄物関係団体等からなる福岡県災害廃棄物処理連絡会を通じて、平時から災害廃棄物に係る情報共有や処理に関する検討を行うなど、発災時に速やかに対応できるマネジメント能力の維持・向上に努める必要があります。

教育訓練については、定期的に関催される連絡会をはじめ、D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)などの専門家を活用した災害廃棄物処理対策に関する研修・勉強会等が考えられます。

教育訓練(例)

- ・ 災害を想定したシミュレーション(収集から最終処分までを想定した図上演習等)
- ・ 仮置場の設置運営や危険物の管理・処分方法
- ・ 災害廃棄物処理に係る積算方法及び災害査定対応
- ・ 災害廃棄物処理に関する専門知識や専門家の活用方法 等

※東日本大震災において、発災前に行った自治体と建設業界との合同防災訓練が、発災時に効果を発揮したという事例がある。

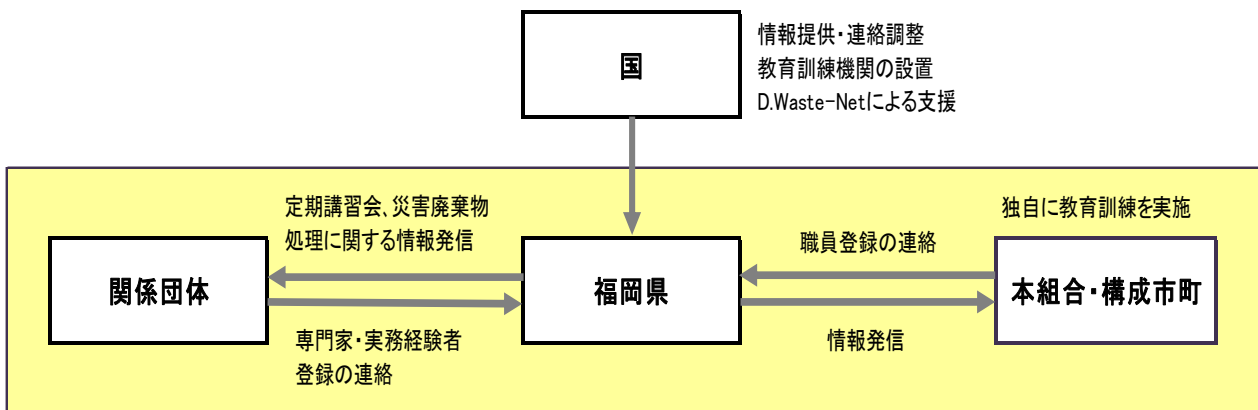


図 1-2-5 福岡県災害廃棄物処理連絡会の構成

第4節. 災害廃棄物処理の流れ

被害が本組合構成市町の全域に及び大規模な災害の場合、災害廃棄物処理の流れについては、図 1-2-6 を基本（基本フロー）とします。

被災現場で発生した災害廃棄物は、先ず被災市町の市町仮置場に持ち込み、分別・仮置きします。その後「市町仮置場」から「組合仮置場」に運搬・集積し、粗選別後に種類や性状に応じて破碎・焼却等の中間処理を行い、再資源化（リサイクル）、最終処分（埋立処分）を行います。

災害時の生活廃棄物及び災害廃棄物処理に係る収集運搬、処理・処分ルートと実施主体（役割分担）については、図 1-2-7 に示すとおりです。なお、被害が市町の局所的な地域で生じた場合は図 1-2-8 のとおりとします。

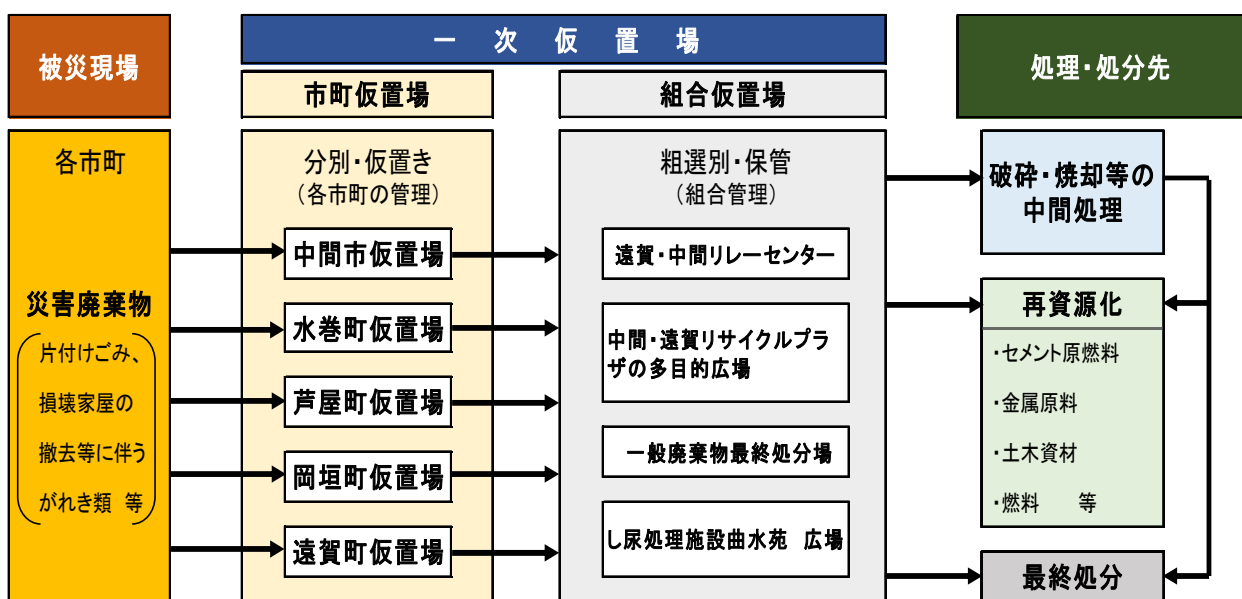
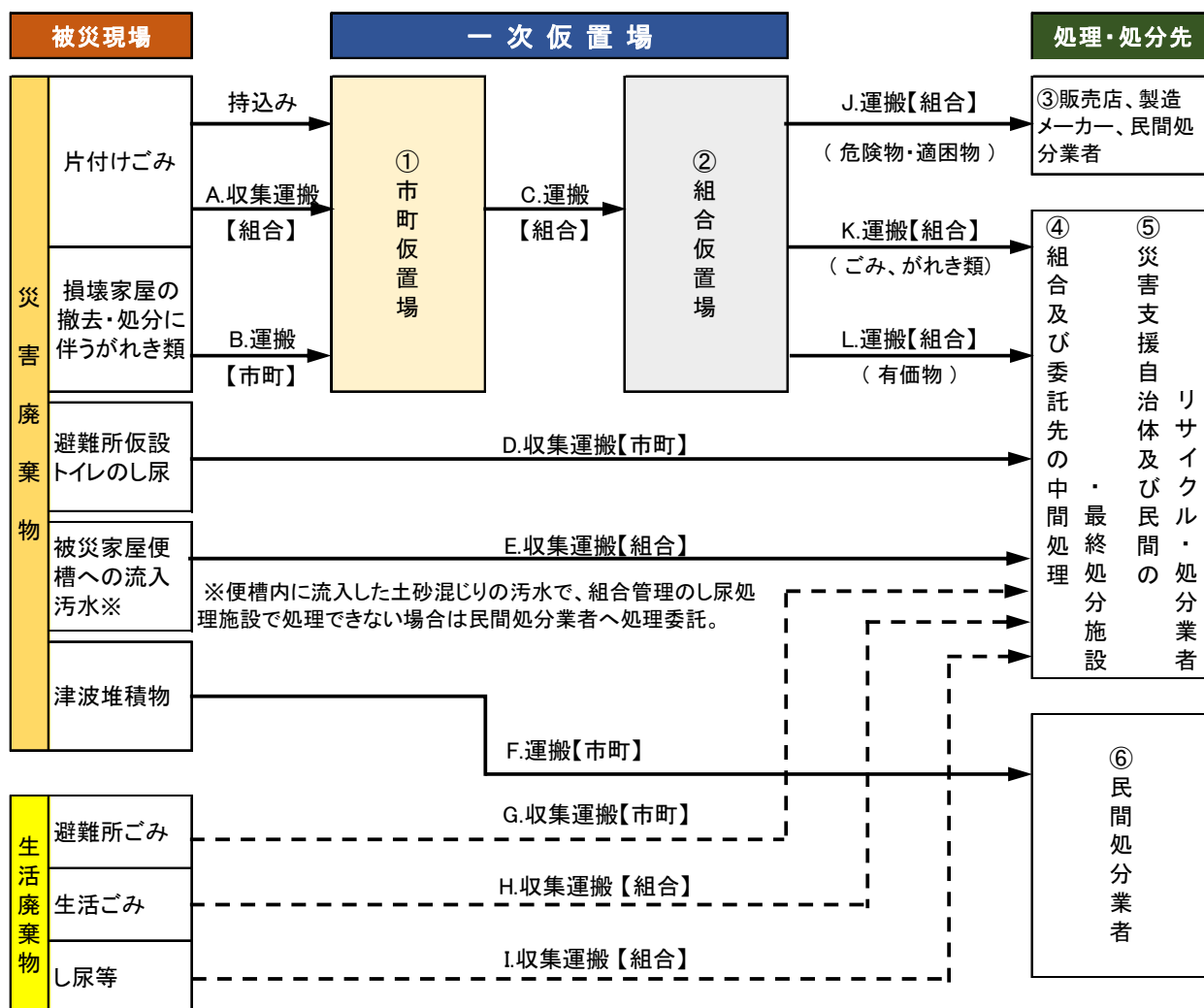


図 1-2-6 災害廃棄物処理の流れ（基本フロー）

【 大規模災害時の収集運搬、処理・処分ルート 】



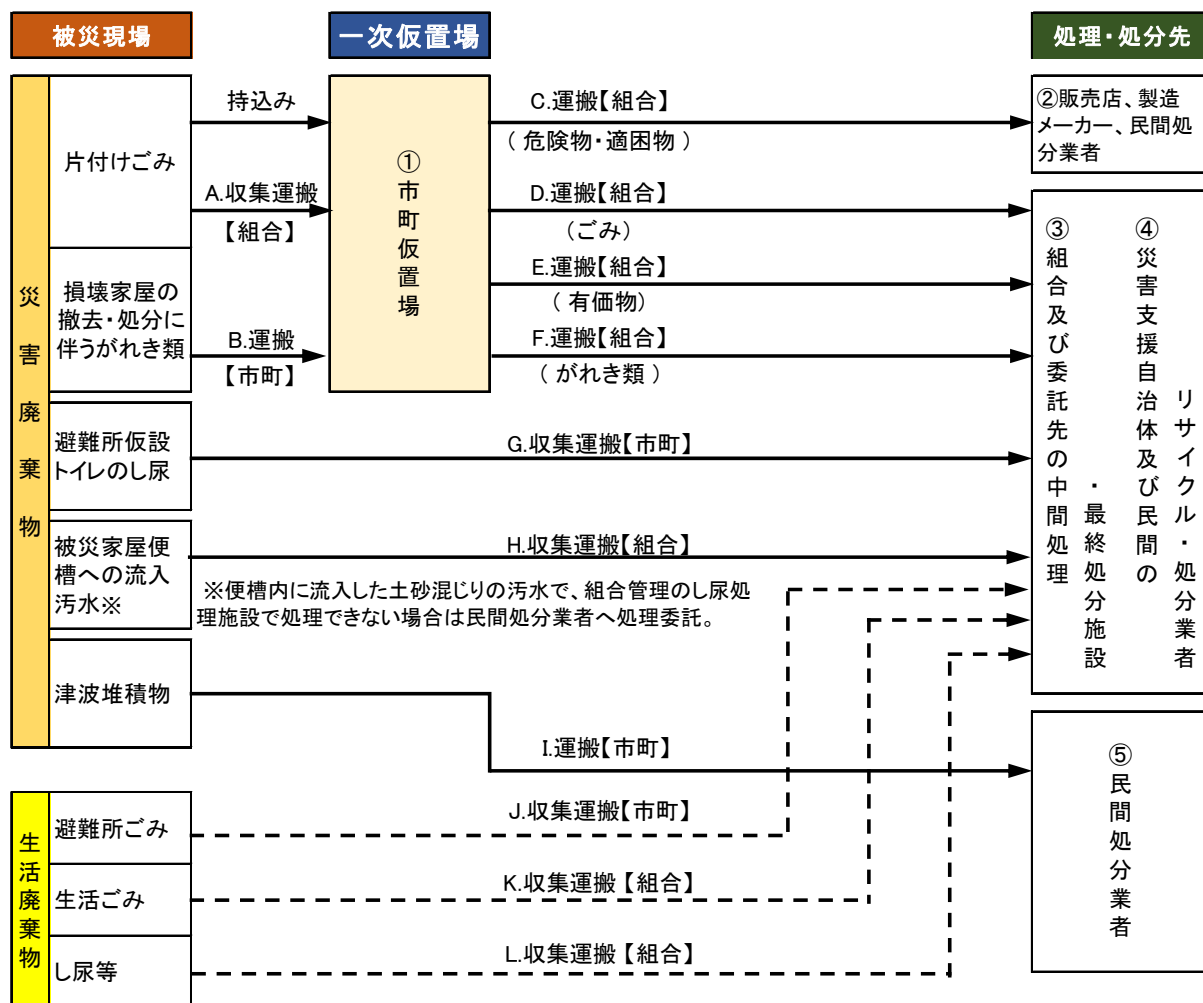
図中の【 】内は、実施主体（外部への依頼、業務発注等を含む）を示す。

記号	対応事項(業務内容)	実施主体（外部への依頼、業務発注等を含む）	
		市町	組合
①	運営管理、防疫・環境対策	○	—
②	運営管理、防疫・環境対策	—	○
③	処理・処分	—	○
④	処理・処分(リサイクル含む)	—	○
⑤	処理・処分(リサイクル含む)	—	○
⑥	処理・処分	○	—
A	収集運搬	—	○
B	運搬	○	—
C	運搬	—	○
D	収集運搬	○	—
E	収集運搬	—	○
F	運搬	○	—
G	収集運搬	○	—
H	収集運搬	—	○
I	収集運搬	—	○
J	運搬	—	○
K	運搬	—	○
L	運搬	—	○

注) 外部とは、災害支援協定締結自治体及び団体や、民間事業者及び団体など。

図 1-2-7 災害廃棄物等の収集運搬、処理・処分ルートと実施主体（大規模災害時）

【 局所的災害時の収集運搬、処理・処分ルート 】



図中の【 】内は、実施主体（外部への依頼、業務発注等を含む）を示す。

記号	対応事項(業務内容)	実施主体（外部への依頼、業務発注等を含む）	
		市町	組合
①	運営管理、防疫・環境対策	○	—
②	処理・処分	—	○
③	処理・処分(リサイクル含む)	—	○
④	処理・処分(リサイクル含む)	—	○
⑤	処理・処分	○	—
A	収集運搬	—	○
B	運搬	○	—
C	運搬	—	○
D	運搬	—	○
E	運搬	—	○
F	運搬	—	○
G	収集運搬	○	—
H	収集運搬	—	○
I	運搬	○	—
J	収集運搬	○	—
K	収集運搬	—	○
L	収集運搬	—	○

注) 外部とは、災害支援協定締結自治体及び団体や、民間事業者及び団体など。

図 1-2-8 災害廃棄物等の収集運搬、処理・処分ルートと実施主体（局所的災害時）

第5節. 災害廃棄物処理に係る対応フロー

災害廃棄物処理に係る本組合及び構成市町の対応事項を時間軸に沿って段階的に整理すると、図1-2-9に示すとおりです。

災害発生直後の段階では、体制を構築し、被災状況などの情報収集を速やかに行います。その後、廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況など、様々な状況を踏まえ、処理体制や処理方法など、早期に廃棄物処理の方向性を決定する必要があります。

なお、発災後、初動期から復旧・復興までの時間経過は、目安であって災害の規模や状況によって異なります。

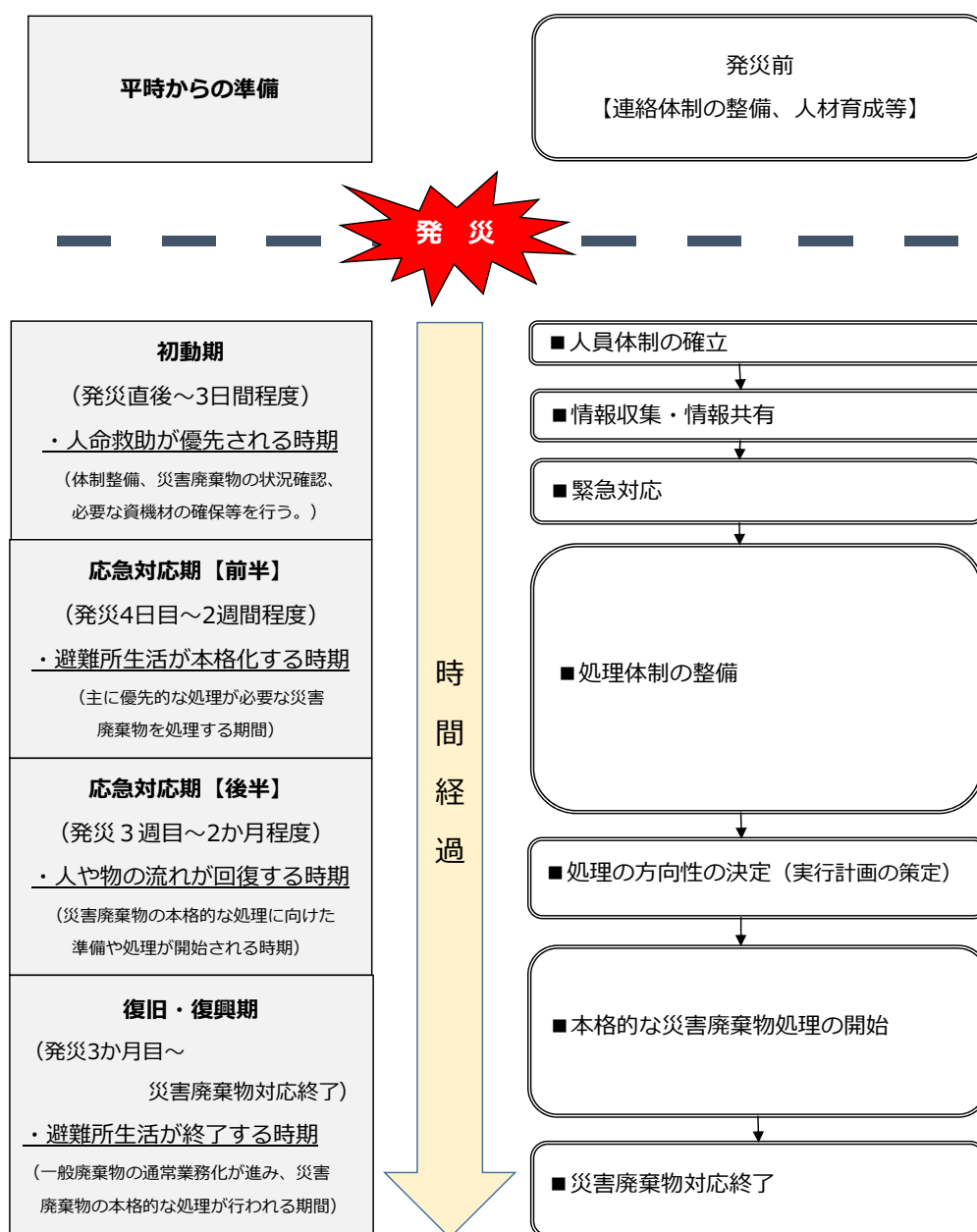


図 1-2-9 災害廃棄物処理に係る対応（時系列）の流れ

第6節. 災害廃棄物処理実行計画

発災後、災害の規模によって国が必要に応じて策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を踏まえ、管内の被災状況に応じた災害廃棄物の処理方法や処理スケジュール等を定めるものとして、災害廃棄物処理実行計画(以下、「実行計画」という。)を策定します。

◆ 実行計画の策定事項

・ 対応方針	・ 分別区分	・ 支援自治体との連携体制
・ 被災状況	・ 収集運搬及び処理の体制、フロー	・ 処理スケジュール
・ 災害廃棄物の量	・ 仮置場の管理・運営体制	・ 関連記録や写真等

国からの処理指針の提示がない場合であっても、実行計画が災害廃棄物の適正かつ計画的な処理の実施に必要なものであり、災害の規模に応じて策定の判断を行います。

一方、被災状況によっては、本組合及び構成市町が自ら災害廃棄物の処理事務を行うことが困難になることも考えられることから、その場合は、県へ事務委託を行い、県が実行計画の策定及び災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行うこととなります。

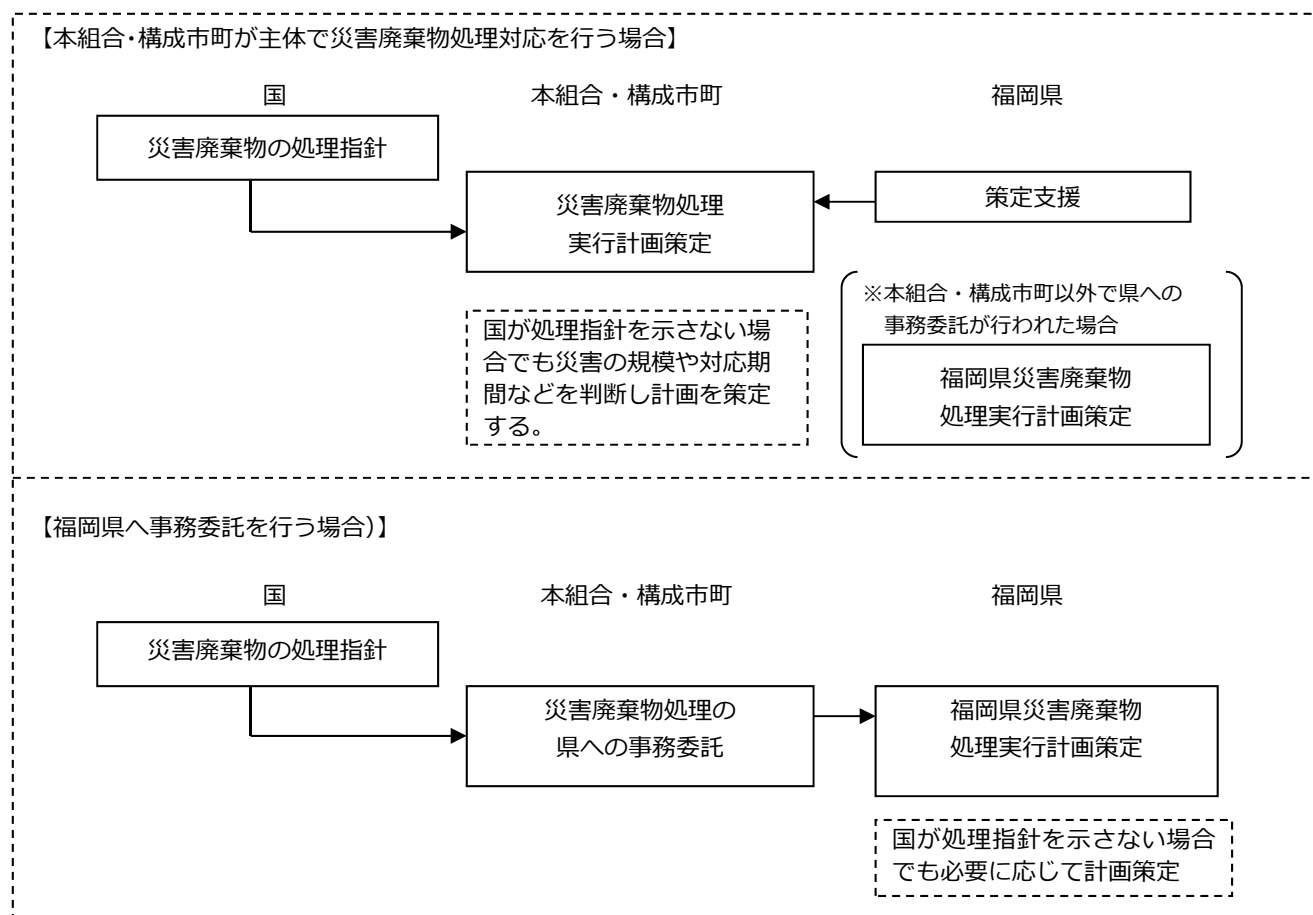


図 1-2-10 災害廃棄物処理実行計画の策定

第2編 災害廃棄物対策

第1章 平時からの準備

第1節. 組織体制の確立準備及び関係者との連携体制の構築

災害に備え、災害廃棄物処理の中心的な役割を担う組織体制（図 1-2-1）を平時のうちに確立しておき、災害廃棄物担当については、発災時の参集状況に応じて速やかに実施体制を構築できるよう主担当・副担当を想定しておくこととします。

外部との連携については、国や環境省九州地方環境事務所、福岡県、協定締結市町村、民間事業者・団体等との連絡体制を整備し、災害発生時の情報収集や支援体制について協議を進め、相互協力体制を構築しておく必要があります。

なお、九州ブロックでは、環境省九州地方環境事務所が主催する「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」が発足していることから、同協議会において各関係者間の相互協力体制について定期的な情報共有を図るものとします。

第2節. 支援の要請と受入方法

県をはじめとする関係機関とは、平時から福岡県災害廃棄物処理連絡会等を通じて、情報交換等を行うこととします。

なお、支援協定に基づいて災害廃棄物処理に関する応援を受ける場合（受援）は、本組合及び構成市町ごとに受入体制をあらかじめ想定しておく必要があります。

災害廃棄物処理に関する支援協定の締結状況は、表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 災害廃棄物処理等に関する支援協定の締結状況

◆福岡県内市町村間で締結されている協定内容は以下のとおり。

協定	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定
締結日	平成 14 年 6 月 25 日(平成 17 年 4 月 26 日から施行)
協定締結団体	福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
協定の内容	被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することが出来ない場合、県内の全ての市町村が相互に協力し応援するもの。

◆福岡県と民間事業者団体が締結している協定内容は以下のとおり。

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成 15 年 3 月 17 日(平成 29 年 2 月 17 日一部改定)
協定締結団体	県 ⇄ 公益社団法人福岡県産業資源循環協会
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ② 災害廃棄物の収集及び運搬 ③ 災害廃棄物の処分 ④ 前三号の実施に必要な事業

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成29年2月17日
協定締結団体	県 ⇄ 福岡県環境整備事業協同組合連合会
協定の内容	① し尿等の収集及び運搬 ③ 前二号の実施に必要な事業災害廃棄物の撤去 ② し尿等の処分

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成29年2月17日
協定締結団体	県 ⇄ 福岡県清掃事業協同組合連合会
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ③ 災害廃棄物の処分 ② 災害廃棄物の収集及び運搬 ④ 前三号の実施に必要な事業

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成29年2月17日
協定締結団体	県 ⇄ 一般社団法人 福岡県建造物解体工業会
協定の内容	① 被災した建物等の解体 ③ 災害廃棄物の収集運搬 ② 災害廃棄物の撤去 ④ 前三号の実施に必要な事業災害廃棄物の撤去

協定	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定
締結日	平成18年3月28日
協定締結団体	県 ⇄ (株)アクティオ、(株)レンタルのニッケン、太陽建機レンタル(株)
協定の内容	福岡県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。福岡県外の災害応急対応のため、国又は関係都道府県から、記事の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の要請があるときに供給可能なレンタル機材(移動トイレ、発電機、その他)の共有を要請することができるもの。

◆本組合及び構成市町と北九州市が締結している協定内容は以下のとおり。

協定	遠賀・中間地域広域行政事務組合構成市町内から発生する一般廃棄物の処理に関する基本協定書
締結日	平成26年3月20日
協定締結団体	中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合 ⇄ 北九州市
協定の内容	本組合管内から発生する一般廃棄物の処理・処分を行うもの

◆本組合と民間事業者団体が締結している協定内容は以下のとおり。

協定	災害廃棄物の処理等に関する協定
締結日	平成31年3月25日
協定締結団体	中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合 ⇄ 福岡県清掃事業協同組合連合会、遠賀清掃事業協同組合
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ③ 災害廃棄物の処分 ② 災害廃棄物の収集及び運搬 ④ 前三号の実施に必要な事業

協定	災害廃棄物の処理等に関する協定
締結日	平成31年3月25日
協定締結団体	中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合 ⇄ 福岡県環境整備事業協同組合連合会、中間遠賀環境整備事業協同組合
協定の内容	① し尿等の収集及び運搬 ② し尿等の処分 ③ 前二号の実施に必要な事業災害廃棄物の撤去

協定	災害廃棄物の処理等に関する協定
締結日	平成31年3月25日
協定締結団体	中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合 ⇄ 公益社団法人 福岡県産業資源循環協会
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ② 災害廃棄物の収集・運搬 ③ 災害廃棄物の処分 ④ 前各号に伴う必要な事業

協定	災害廃棄物の処理等に関する協定
締結日	平成31年3月25日
協定締結団体	中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合 ⇄ 一般社団法人 福岡県建造物解体工業会
協定の内容	① 被災した建物等の解体 ② 災害廃棄物の撤去 ③ 災害廃棄物の収集運搬 ④ 前三号の実施に必要な事業災害廃棄物の撤去

◆本組合と民間事業者が締結している協定内容は以下のとおり。

協定	災害廃棄物の処理等に関する協定
締結日	平成31年3月25日
協定締結団体	中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、遠賀・中間地域広域行政事務組合 ⇄ ゆめ環境 野坂建設(株)
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ② 災害廃棄物の収集及び運搬 ③ 災害廃棄物の処分 ④ 前三号の実施に必要な事業

第3節. 住民への広報

災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、災害時の広報のあり方について、平時のうちに広報手段やその内容等について検討・整理しておく必要があります。

1. 発災時、速やかに住民に広報を行う情報の整理

- ・ 災害時のごみ処理の対応（分別区分、排出方法、収集頻度などが平時から変更となる可能性があること）
- ・ 平時の処理体制で処理できない適正処理困難物等の処理方法・排出先
- ・ 仮置場候補地（仮置場の用途を含め、災害時の緊急対応として活用する可能性がある場所）
- ・ 仮設トイレの確保状況

2. 住民への広報手段

住民への広報手段としては、以下の媒体があげられます。

- ・ 広報紙
- ・ インターネット（各市町のホームページ等）
- ・ 回覧板

また、災害時には、避難者を含め広く情報を周知する必要があるため、上記に加え、次のような手段も想定しておくことが重要です。

- ・ マスメディア（テレビ・ラジオ等）
- ・ 避難所の掲示板への貼り出し
- ・ 広報車や職員によるアナウンス
- ・ 防災行政無線（屋外スピーカー）

3. 住民からの問合せの受付体制の構築

住民からの問合せ（相談、苦情等）については、あらかじめ受付体制を構築しておく必要がありますが、本組合への問合せに関しては、ごみ及びし尿の収集に関することが想定されるため、最新の情報を各市町の災害廃棄物担当から収集し、適切に対応するものとします。

なお、住民からの問合せについては、各市町との情報の共有を密に図るとともに、今後の体制の向上につなげるため、その内容・対応等の記録・整理を行います。

第4節 仮置場候補地の想定

災害時には、平時の処理体制では対応できないほど多量の災害廃棄物が一度に排出されることが予想されます。災害廃棄物には、被災した家財等の片付けごみや損壊家屋等の解体がれき類だけでなく、救助活動や道路啓開に伴う障害物等の廃棄物も排出されます。また、その多くは混合状態となっていることから、迅速かつ適正に処理を行っていくためには、分別・保管等の機能を持つ仮置場は重要な役割を担うことになります。

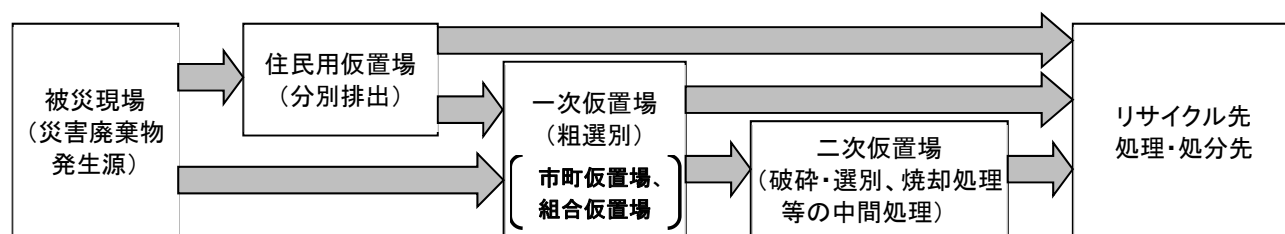
このため、本組合及び構成市町においては、平時から災害廃棄物の仮置場候補地を想定しておく必要があります。

1. 仮置場の種類

本計画では、仮置場の種類を用途面から次のように整理し、定義しています。

表 2-1-2 仮置場の種類

名 称		定 義
仮置場	住民用仮置場	発災後、速やかに被災地域内に設置される一時的な仮置場で、被災した住民が直接持ち込む。被災に伴って発生した片付けごみを短期間に限って受け付ける。 ※災害の規模等によっては設置しない場合もある。また、設置した場合も住環境に近いことから、できるだけ早く閉鎖することが望ましい。
	一次仮置場 〔市町仮置場、 組合仮置場〕	災害廃棄物(可能な限り発災現場で分別したものを)を数ヶ月間受け付けて集積・保管し、前処理(粗選別程度)を行いつつ、リサイクル先や処理・処分先に搬出する仮置場。場合によっては二次仮置場へ積み替える拠点となる。
	二次仮置場	二次仮置場は、災害の規模等から判断し、必要に応じて設置する。 一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理(破碎・選別、焼却処理等)し、再資源化された復興資材を一時保管するとともに、リサイクル先や処理・処分先に搬出する仮置場。



※ 道路啓開に伴う障害物等への対応については、各市町において、平時から土木・建設部局との協議を行っておく必要がある。

※ 損壊家屋の解体・撤去に伴うがれき類については、解体業者等とも協議のうえ、計画的に一次仮置場へ搬入することとする。

図 2-1-1 仮置場の種類と災害廃棄物の流れ



図 2-1-2 仮置場のイメージ

(出典：国立環境研究所「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」)

2. 仮置場候補地の選定方針

仮置場は、災害廃棄物の迅速かつ円滑な適正処理を進めるうえで必須要件となることから、平時のうちに場所の選定・確保等を行っておく必要があります。なお、大規模災害発生時において、仮設の破碎・選別、焼却等を行う二次仮置場の設置が必要となる場合は、複数年におよぶ設置が想定されることから、選定に当たっては特に環境上の配慮が重要となります。

仮置場(一次仮置場、二次仮置場)候補地の選定基準

- (1) 法律・条例により土地利用が制限されていない区域
 - (2) 病院・学校・水源などの位置に留意し、近接していない場所
 - (3) 幹線道路に近く、大型トラックや重機が進入できる場所
 - (4) 応急仮設住宅など、他用途の土地利用のニーズがない場所
 - (5) 火災の可能性があるため、防火・消火用水が確保できる場所
 - (6) 津波や水害で浸水する恐れのある場所については、浸水によるぬかるみなど、乾燥するまで利用できない場合があることを考慮して選定
 - (7) 大規模災害発生時に仮設の破碎・選別、焼却等を行う二次仮置場については、一次仮置場よりも広い用地が求められるとともに、一次仮置場から、災害廃棄物を集積することを踏まえ、その場所を考慮して設定
 - (8) 一次及び二次仮置場は複数年設置することが想定されるため、特に環境上の配慮が必要であり、撤去した後の原状復旧、土地利用方法、周辺地域における住居等、保全対象の状況を勘案して選定
- ※ 公有地からの選定が望ましい。

仮置場(一次仮置場、二次仮置場)候補地絞り込みの優先順位

- ◆ 廃棄物処理施設、最終処分場、最終処分場跡地
- ◆ 公園、グラウンド、公民館等の公有地
- ◆ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地
- ◆ 上記の他、利用できそうな民有地(民間施設の駐車場等)
 - ・ 面積のほか、地形、地盤、形状、現状の土地利用状況に配慮する。
 - ・ 最終処分場や最終処分場跡地等の遮水と浸出水処理が行える構造(管理型)であることが望ましい。
 - ・ 私有地を一次仮置場として活用する場合は、賃貸料や返還時の条件等について平時から検討しておく必要がある。

3. 仮置場の必要面積と仮置場候補地

(1) 仮置場の必要面積の推計

被害想定に基づく災害廃棄物量の推定結果から一次仮置場の必要面積を試算すると、下表に示すとおりとなります。なお、仮置場の必要面積については、災害廃棄物の搬出頻度を高くすれば、仮置場面積を小さくすることができるので、併せて検討しておくことが重要です。

また、仮置場候補地が複数箇所ある場合は、災害時の初動体制がとりやすく、想定外の状況にも備えることができるため、できるだけ複数の仮置場を確保しておくことが望まれます。

<仮置場必要面積の算定>

仮置場必要面積＝

$$\text{仮置量(可燃物、不燃物)} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

見かけ比重:可燃物 0.4(t/m³)、不燃物 1.1(t/m³)
 積み上げ高さ:5 m 以下が望ましい。
 作業スペースの割合:0.8~1
 ※本計画では、積み上げ高さ5m、作業スペースの割合 1 を採用。

出典:「災害廃棄物対策指針(平成 30 年 3 月)」環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

表 2-1-3 一次仮置場必要面積の推計結果

区分	一次仮置場の必要面積 (m ²)					
	地震災害			水 害		
	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
中間市	4,370	4,740	9,110	8,060	4,780	12,840
水巻町	19,560	22,230	41,790	10,920	6,480	17,400
芦屋町	390	370	760	1,720	1,020	2,740
岡垣町	1,010	1,090	2,100	30	20	50
遠賀町	1,780	2,020	3,800	7,930	4,710	12,640
組合(合計)	27,110	30,450	57,560	28,660	17,010	45,670

(2) 市町仮置場の候補地

市町仮置場の候補地、及び仮置場レイアウト等については、別途市町で定めるものとします。

表 2-1-4 市町仮置場の候補地

所管	名称	有効面積(m ²)	元の用途	付帯設備	
				電気	水道
中間市	中間市において選定				
水巻町	水巻町において選定				
芦屋町	芦屋町において選定				
岡垣町	岡垣町において選定				
遠賀町	遠賀町において選定				

(3) 組合仮置場の候補地

組合仮置場の候補地、及び仮置場レイアウト例等については、以下に示すとおりです。

表 2-1-5 組合仮置場の候補地一覧

所管	名称	有効面積 (m ²)	元の用途	電気	水道
組合	遠賀・中間リレーセンター	600	ごみ処理施設敷地	○	○
	中間・遠賀リサイクルプラザ	7,000	ごみ処理施設敷地	○	○
	一般廃棄物最終処分場	12,700	ごみ処理施設跡地	○	○
	し尿処理施設曲水苑	3,300	し尿処理施設敷地	○	○
合計		23,600	—	—	

遠賀・中間リレーセンター
600m²

仮置区分	
可燃物	1 可燃物・可燃系混合物
	2 布団類
	3 畳類
	4 木くず
	5 生木類
不燃物	6 不燃物・不燃系混合物
	7 金属くず
	8 ガラス・陶磁器くず
がれき類	9 コンクリート殻
	10 その他建設残材
その他	11 家電4品目
	12 適正処理困難物、有害・危険物

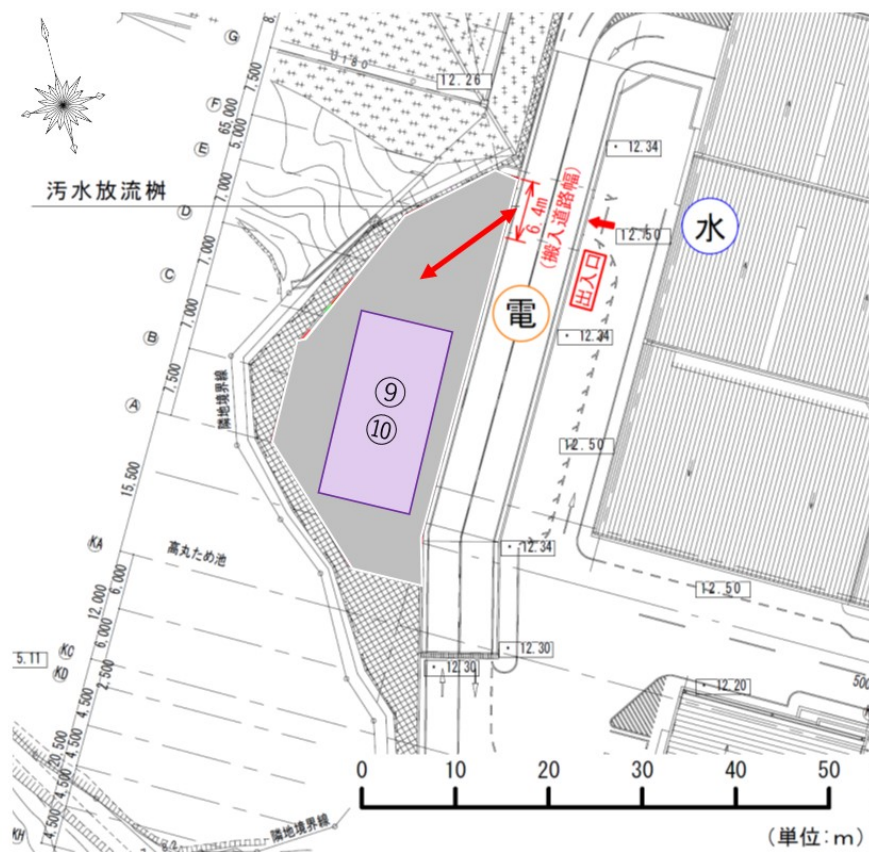


図 2-1-3 組合仮置場のレイアウト例（遠賀・中間リレーセンター）

中間・遠賀リサイクルプラザ
7,000m²

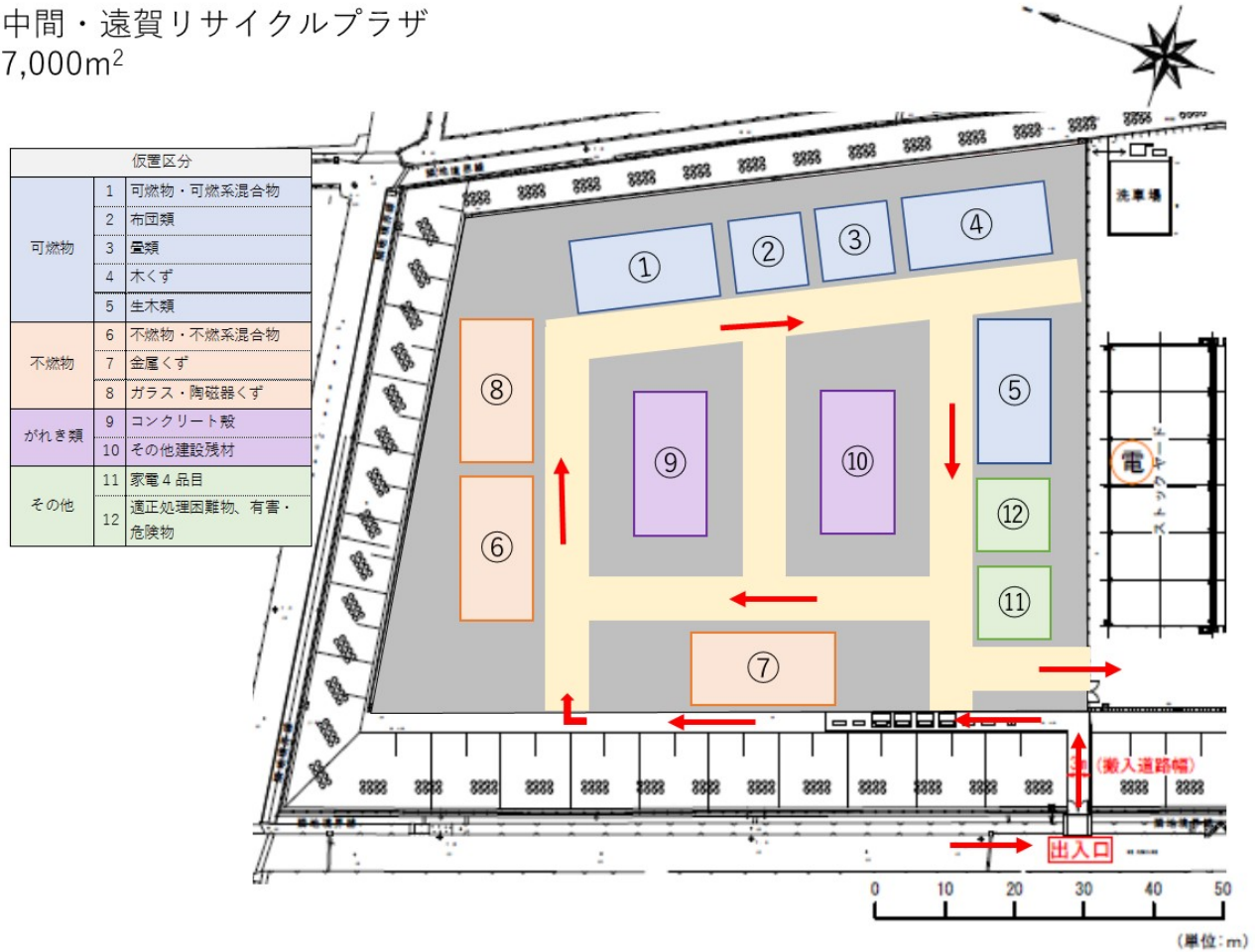


図 2-1-4 組合仮置場のレイアウト例 (中間・遠賀リサイクルプラザ)

一般廃棄物最終処分場
12,700m²

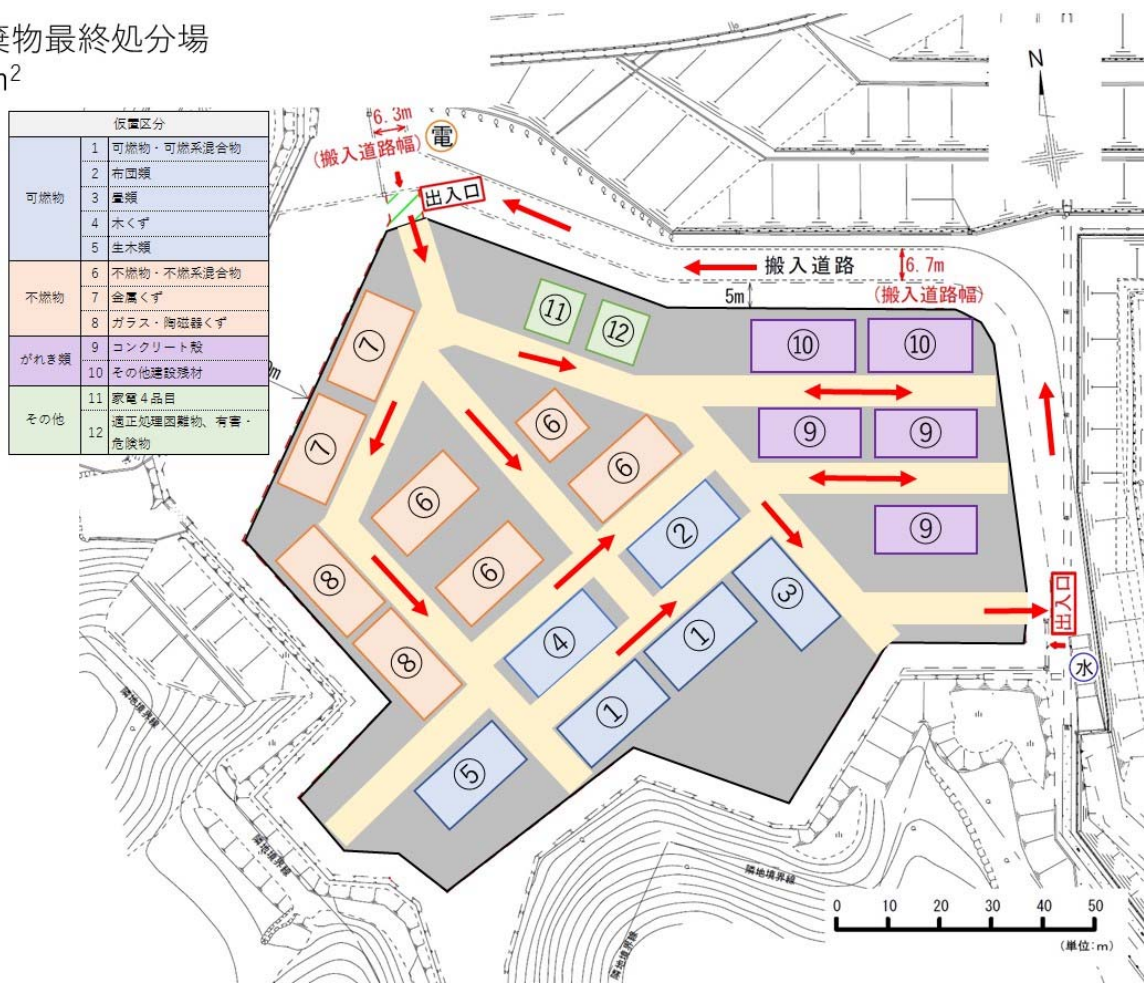


図 2-1-5 組合仮置場のレイアウト例（一般廃棄物最終処分場）

し尿処理施設曲水苑
3,300m²

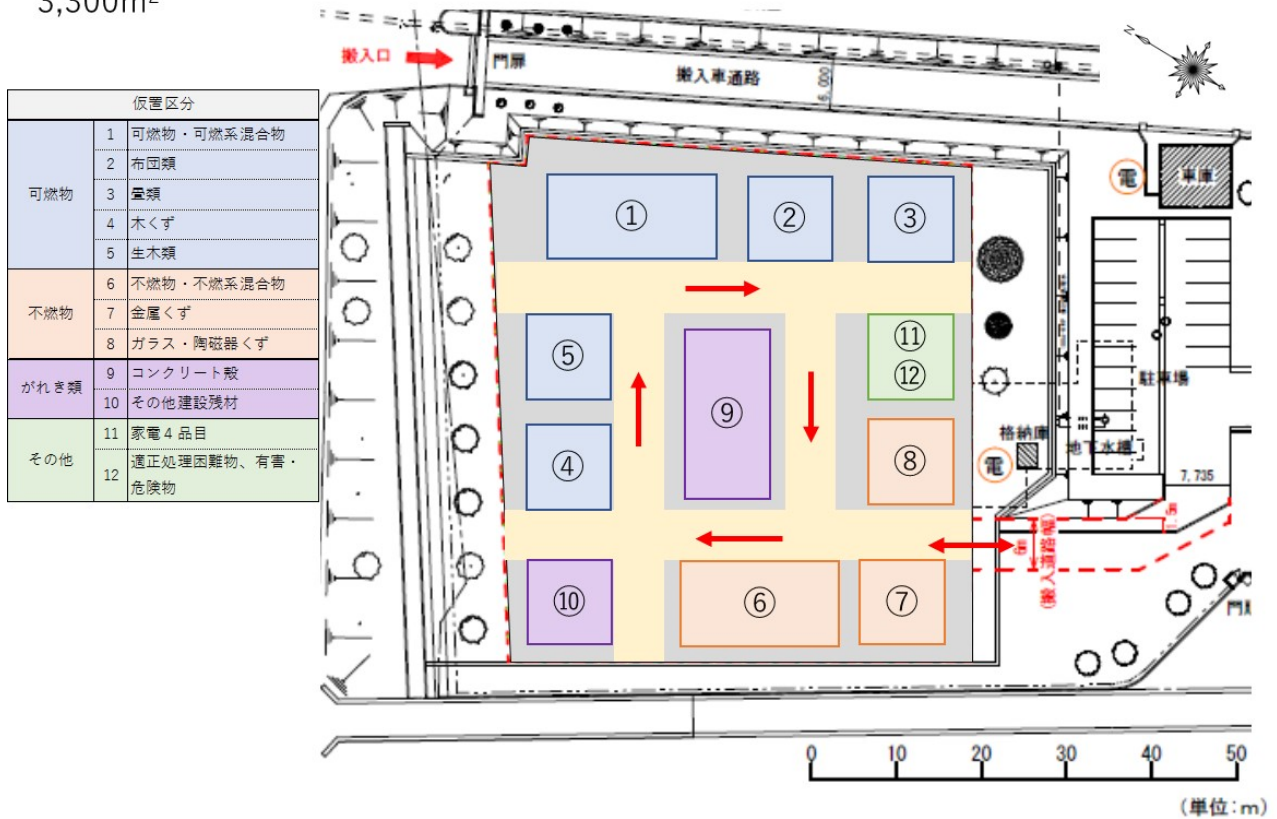


図 2-1-6 組合仮置場のレイアウト例（し尿処理施設曲水苑）

第5節. ごみの収集運搬体制

災害時には、仮置場への災害廃棄物の排出や避難所ごみの発生等により、ごみの量が増加するだけでなく、収集箇所も増加することが予想されます。このため、他自治体や民間事業者・団体等から収集運搬の支援を受けられる協力体制を構築しておく必要があります。なお、支援に当たる複数の自治体の調整を、民間事業者の団体等が担っている場合は、団体との連絡調整を行った後、必要に応じて個別の支援者との調整・確認を行うことが重要です。

支援要請の内容については、以下のような事項があげられます。その際は、双方の費用負担の範囲（人件費、交通費、燃料費、宿泊費等）を十分に確認しておく必要があります。

●収集運搬に関する支援要請時の連絡内容（例）

- ① 収集するものの対象（生活ごみ、片付けごみ、し尿など。具体的な特徴）
- ② 必要とする車両の種類
 - ・ 寸法や積載量（搬出路の状況により△t車不可など）
 - ・ 機能（プレスパッカー車、ダンプ車、汚泥吸引車など）
- ③ 収集運搬場所
- ④ 運搬先（被災地内の仮置場、被災地内の廃棄物処理施設、支援自治体や事業者の廃棄物処理施設など）
- ⑤ 支援を希望する期間又は量

第6節. 中間処理、再生利用、最終処分

災害廃棄物の中間処理に当たっては、組合管理の処理施設を安定的に稼働させるため、平時から以下のような対策を講じることとします。また、本組合では、一般廃棄物（可燃ごみ）の処理・処分を北九州市に委託していることから、発災後は速やかに一般廃棄物（可燃ごみ）の処理・処分が円滑に行われるように、平時から協議・情報共有を行うものとします。

- ◆ 災害時の人員配置計画
- ◆ 災害時の緊急連絡体制の構築
- ◆ 早期の施設復旧対策（応援体制の構築、点検の手引きの作成）
 - ・ 処理施設の運転者（運転管理会社）及び技術者の応援体制
 - ・ プラントメーカーの応援体制
 - ・ 各機器メーカーの応援体制
 - ・ 組合管内の業者（設備、電気、薬品等）の応援体制
 - ・ リース会社（発電機等）の応援体制
- ◆ 補修等に必要な資機材や、施設の運転に必要な燃料・薬剤等の備蓄

第7節. 有害物質・危険物及び適正処理が困難な廃棄物

災害廃棄物のうち、環境や人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある有害物質・危険物及び適正処理が困難な廃棄物（以下、「適正処理困難物等」という。）は、表 2-1-6 のような品目が該当します。本組合では、平時においても適正処理困難物等の受入・処理は行っていないため、災害時における適正な処理・処分ルート確保に向けて、平時から検討を行っておく必要があります。

表 2-1-6 有害物質・危険物及び適正な処理が困難な廃棄物の種類

区分	項目	説明	
有害物質を含むもの	農薬、殺虫剤、その他薬品(家庭薬品でないもの)	毒性	
	塗料、ペンキ	中毒性	
	電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池	重金属を含む
		リチウムイオン電池	発火の危険性
		ボタン電池	水銀を含む可能性
		カーバッテリー	鉛、硫酸を含む
	蛍光灯、水銀体温計・血圧計、水銀温度計	水銀を含む可能性	
蛍光灯安定器、家庭用コンデンサー等	PCBを含む可能性		
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	爆発性、発火性	
	有機溶剤(シンナー等)	中毒性	
	ガスボンベ	爆発性	
	カセットボンベ・スプレー缶	爆発性	
	消火器	破裂の危険性	
	太陽光パネル	発火性、鉛を含む	
感染性廃棄物(家庭)	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	感染の危険性	
石綿を含むもの	壁材、屋根材、外装材や内装材等(例:石膏ボードやロックウール)	—	
その他	ピアノ、スプリング入りマットレス、自動車・バイク、タイヤ等	—	

1. 有害物質・危険物等を取り扱う施設・事業所

有害廃棄物の発生源となる可能性のある施設・事業所としては、PRTR届出事業所(化学物質排出把握管理促進法に基づく特別要件施設)、病院、研究機関、計量証明事業所、学校(小中学校を除く)、ガソリンスタンド、農業用燃料タンク、漁業用燃料タンク、コンビナート内の事業所、アスベスト使用施設等があげられます。これらの施設・事業所については、地震や津波による化学物質の流出防止対策を講じることが求められることから、各市町においては、施設等の場所と取扱物質の種類・量等を把握した台帳を整備しておくことが重要です。

2. 適正処理困難物等の処理・処分方法

適正処理困難物等については、適正処理が可能な専門の処理業者や引取業者等に委託する必要があります。

(1) アスベスト(石綿)

古い建物では、建物の保温断熱を目的とした吹き付けやスレート材、防音材、断熱材、保温材等にアスベストが使われている可能性があり、損壊家屋の解体・撤去などで飛散し、作業員等に健康被害を及ぼす可能性があるため、処理にあたっては、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 地震、津波により被災した建物等は、解体または撤去前にアスベストの事前調査を行い、飛散性アスベスト(廃石綿等)または非飛散性アスベスト(石綿含有廃棄物)が発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないよう適切に除去し、「アスベスト廃棄物」(廃石綿等または石綿含有廃棄物)として適正に処分する。
- ② 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まないようにするが、被災の影響により適切な処理が実施できない場合は、一次仮置場でも受入・分別を行うものとする。

- ③ 一次仮置場で災害廃棄物中にアスベストを含むおそれがあるものが見つかった場合に備え、分析・確認方法について、あらかじめ検討を行う。
- ④ アスベスト廃棄物を取り扱う現場の作業では、防じんマスクの着用、散水の実施など、アスベスト暴露防止のための作業環境管理に努めるものとする。

(2) アスベスト以外の有害物質・危険物

農薬、乾電池・蓄電池類、ガスボンベ、消火器等については、それぞれ専門の処理業者に引き渡すこととなりますが、所有者が判明している場合は、所有者にその処分を求めることを基本とし、放置され所有者が判明しない場合については、他の廃棄物とは区別して、専門の処理業者へ引き渡すものとします。

- ① 有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報する。
- ② 有害性・危険性がある廃棄物は、処理・処分ルート確保等の対策を講じ、適正処理を確保することが重要であり、平時から専門の処理業者へ協力要請等を行っておく。

(3) 自動車・バイク

- ・ 被災自動車は、自動車リサイクル法に基づいて、所有者自らが引取業者等へ引渡すため、回収は行わないが、人命救助や道路啓開等の緊急時には一時的な保管・対応を行う。
- ・ 所有者へ処理の意思確認を行う。
- ・ 所有者が不明な場合は、一定期間公示し、所有権が市町に帰属してから処理（引取業者への引渡し）を行う。
- ・ 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。
- ・ 電気系統のショートを防ぐため、バッテリーのマイナス端子を外す。
- ・ 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
- ・ 電気自動車、電気二輪車、ハイブリット車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。

(4) 船舶

- ・ 効用の有無が明らかでない場合は、①船舶番号（小型船舶：検査済番号）、②信号符字、③漁船登録番号、④船名、⑤船籍港の情報を基に、関係窓口に所有者情報と被災船舶の取扱いについての意思確認を行う。
- ・ 被災船舶に関する対応状況、所有者の対応方針等を記録し、リストを作成しておく。
- ・ 被災船舶の運搬にあたっては、安全上必要な措置の他、廃油や有害物質の流出等について、環境保全上必要な措置を講じる。
- ・ 解体前に、船内の残置物等及び船舶に付着した貝殻や海藻を除去し、廃棄物処理法により適切に処理する。
- ・ 固定の燃料タンクから燃料を抜く場合は、船体の向きを正してから吸引ポンプで作業を行う。
- ・ 老朽船の場合、船内にアスベストやPCB等有害物が使用されている可能性があるため、解体前にそれらの有無を確認し、発見された場合は、関係法令を遵守してその撤去作業を行う。

- 解体作業にあたっては、処理を安全に行うため、最初にエンジンや燃料タンクを除去する。
- 続いて重機を用いて船体を解体するが、資源として回収可能なものが多く含まれていることから、鉄、非鉄金属、木、FRP、混合可燃、不燃物等に分別し、それぞれのリサイクルルート、処理ルートに乗せる。

(5) 漁具・漁網

- 浮き球などの漁具は、破砕機での処理が困難であるため、重機や人力により破砕して焼却処理等を行う。
- 漁網は、錘やワイヤーに鉛が含まれている場合があることから、事前に分別を行い極力除去する。鉛を除去した後の漁網も一度に大量には焼却処理しないこととする。
- 漁網は、ロープ・ワイヤー類を引き抜いた後、プロセッサアタッチメント（枝払い用の林業機械）等により、50cm 程度に裁断する。
- ロープやワイヤー類に取り付けられている鉛や瀬戸物の錘は、ディスクグラインダー等で切断・処理を行う。
- 直接最終処分を行う場合は、鉛が除去できていない可能性があるため管理型最終処分場で処分を行う。

第8節. 思い出の品等

災害時には、貴重品や位牌、アルバム等、被災された方の思い出の品等が発生するため、市町では、以下に示すような基本的な取扱いルールをあらかじめ定めておく必要があります。

- ① 建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品や思い出の品を取り扱う必要があることを前提として作業を行う。
- ② 発見した場合は発見日時、場所、発見者、品目、確認者等を記録し、あらかじめ定めた保管場所に保管する。
- ③ 建物の解体などについては、できるだけ持ち主立会いのもとで実施し、思い出の品や貴重品等が発見された場合に確認を行う。
- ④ 現金、貴金属、預金通帳、金庫、猟銃等を発見した場合は、速やかに警察に届け出る。
- ⑤ 土や泥等で汚れている場合が多いため、一度集めて汚れを落とすことが望ましい。
- ⑥ パソコン、携帯電話、デジカメ、ビデオ等記録媒体に伴うものは「思い出の品」として取り扱う。
- ⑦ 保管に当たっては、写真等の劣化やカビの発生がないよう清潔に保管することを心がける。
- ⑧ 返却可能なものは、写真を撮影し、アルバムにまとめ、庁舎、体育館、避難所等で住民が閲覧できる体制とするほか、市町のホームページにはリストを掲載する。
- ⑨ 庁舎、体育館、避難所等に預り所を設置し、所有者への返却は面会引き渡しを基本とする。本人が確認できる場合は郵送引き渡しを行う。

【貴重品、思い出の品等として想定されるもの】

位牌、アルバム、写真、財布、通帳、手帳、印鑑、貴金属類、賞状、成績表、パソコン、ハードディスク（記録媒体）、携帯電話、ビデオ、デジカメなど

第9節. その他、取り扱いに配慮が必要となる廃棄物

その他の廃棄物で、災害に伴って配慮が必要なものに対しては、以下に示すとおりです。

◆ 腐敗性廃棄物

- ・ 腐敗のおそれのある廃棄物は、悪臭や衛生害虫発生の原因となり、住民の生活環境を悪化させるため、できるだけ速やかに排除し、早期処理に努める。
- ・ 早期の焼却処理や最終処分ができない場合は、腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとる。
- ・ 緊急度に応じて、し尿処理施設への投入（下水道投入は、下水管が沈下して水が流れなくなるので不可）、焼却（野焼き）、洗浄、限定的な海洋投棄（特例措置）等の方法を関係法令に留意し、生活環境を確保しながら行う。

第10節. し尿処理・仮設トイレ

1. し尿・生活排水対策の方針

災害時には、断水や下水道、浄化槽等の被災や、避難所トイレの不足等によって、トイレ使用不可の世帯が発生することが予想されることから、以下の事項を基本として、平時から、し尿・生活排水対策を講じておく必要があります。

- ① 災害時の仮設トイレ及びし尿収集、運搬、処理に関する機材を確保しておく。
- ② 被災時に必要な仮設トイレや関連資機材が確保できるよう関係団体との協定締結や協力要請による調達体制を構築しておく。
- ③ 被災した際の仮設トイレの設置方法について検討しておく。
- ④ 現在使用しているし尿処理施設（曲水苑）が被災した場合を含め、搬入先及び搬入方法を検討しておく。
- ⑤ 管渠の破損等によって、下水道が使用できなくなる可能性があることを考慮しておく。

2. し尿の収集運搬体制と仮設トイレ等の確保

災害時は、仮設トイレの設置等により、し尿の収集箇所や収集量が増加することが予想されます。

このため、他自治体や民間事業者・団体等から収集運搬の支援を受けられる協力体制を構築しておく必要があります。

第11節. 職員への教育訓練

災害時において、本計画に基づく廃棄物処理を着実に実行していくためには、平時から研修や訓練等を通じ、処理体制や役割分担など計画に基づく対応事項を確認しておく必要があります。

本組合及び構成市町では、職員が発災時に速やかに対応できるよう本計画を念頭に置いた定期的な教育訓練を実施し、災害廃棄物対策全般に対する職員のマネジメント能力の維持・向上に努めることとします。

また、福岡県災害廃棄物処理連絡会が実施する研修等を通じて得られた知見、課題・問題点は、本計画の見直しの際に反映させることとします。

「福岡県災害廃棄物処理連絡会」協議事項

- ◆ 福岡県災害廃棄物処理計画に基づく体制整備(連携)に関する事項
- ◆ 発災時における災害廃棄物の処理促進のために必要な事項
- ◆ その他災害廃棄物処理に関する事項

第12節. 平時における対応事項と役割分担

災害廃棄物対策における平時からの準備として、本組合及び構成市町の廃棄物担当者の役割分担は、以下に示すとおりです。

表 2-1-7 平時における対応事項と役割分担

○災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①各市町・組合内部の役割分担(災害廃棄物担当)の明確化	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
②各市町と組合との連絡体制の整備	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
③国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、北九州市、民間事業者・団体(建設業、解体業、廃棄物処理業等の関連団体)、協定締結自治体、全国都市清掃会議、D.Waste-Net など、外部との連絡体制の整備	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	総務課庶務係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
④災害廃棄物処理に係る職員の研修・教育訓練	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	都市整備課下水道係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
⑤災害時の住民、避難所の被災者への広報手段・内容等の検討	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	総務課庶務係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
⑥被災自治体の災害対応事例等の情報収集	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	地域づくり課安全安心係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—

⑦災害廃棄物処理に係る国や福岡県の最新動向の把握	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
⑧仮置場等における環境モニタリング、環境対策の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	総務課
	遠賀町	住民課環境衛生係	建設課
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—

〇ごみ処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①ごみ処理施設(ごみ焼却施設:委託先の北九州市)の状況(処理能力・実績、受入品目・条件等)の把握	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
②組合管理のごみ処理施設(中継施設、資源化施設、最終処分場)の状況(処理能力・実績、受入品目・条件等)の把握	組合	リレセンター、リサイクルプラザ	業務第1課業務係
③組合管理のごみ処理施設のプラントメーカーとの連絡体制の整備	組合	リレセンター、リサイクルプラザ	業務第1課業務係
④管外自治体のごみ処理施設の状況(場所、連絡先、処理能力、処理方法、処理実績、受入品目・条件等)の把握	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
⑤民間のリサイクル・処分業者の状況(連絡先、許可の種類、施設の処理能力、受入品目・条件等)の把握	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
⑥有害物質・危険物等を含む廃棄物が発生するおそれのある事業所(PCB保管事業所、PRTR届出事業所等)の把握	中間市	環境保全課環境保全係	環境保全課衛生美化係
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑦ごみ収集運搬車両の確保状況(委託及び許可業者の連絡先、車両の種類、保有台数等)の把握	組合	業務第1課業務係	—
⑧組合仮置場の災害廃棄物処理に活用可能な車両や重機(車両の種類・台数、リース業者等調達先や調達可能な車両・重機)の把握	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
⑨仮置場における災害廃棄物の分別区分、住民による市町仮置場までの排出方法、収集運搬業者による特別収集等の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
⑩有害物質・危険物、適正処理困難物等の処理体制(連絡先、処理・処分方法等)の想定	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
⑪津波堆積物の応急対応、処理体制(連絡先、運搬、処理・処分方法等)の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑫避難所ごみの分別区分、排出方法、収集運搬車両・方法等の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
【住民用仮置場を開設する場合】			
⑬住民用仮置場から市町仮置場までの収集運搬車両・方法等の想定	—	—	—
⑭市町仮置場から組合仮置場までの収集運搬車両・方法等の想定	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
⑮市町仮置場から金属屑等有価物の再資源化施設までの収集運搬車両・方法等の想定	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ
⑯組合仮置場から中間処理・最終処分施設、再資源化施設までの収集運搬車両・方法等の想定	組合	業務第1課業務係	リレセンター、リサイクルプラザ

○仮置場に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①住民用仮置場候補地設置の有無等の検討	—	—	—
②市町仮置場候補地の検討(リストアップ等)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	総務課庶務係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係、 行政経営課管財係
③組合仮置場候補地の検討(リストアップ等)	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑
④仮置場候補地(市町仮置場、組合仮置場)の利害関係者等の把握・調整	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	総務課庶務係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	教育委員会
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑
⑤仮置場に必要となる資機材(ブルーシート、敷鉄板、案内表示等)の想定(リストアップ等)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑
⑥仮置場内(市町仮置場、組合仮置場)のレイアウトの想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑
⑦仮置場内の分別区分、安全対策等の管理・指導項目の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑
⑧仮置場の人員配置、搬入ルール等の受入体制の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑	業務第1課業務係

⑨仮置場の運営管理、防疫対策の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑
⑩仮置場内の車両誘導、搬入・搬出量の記録、状況写真、必要な重機・オペレータ等への対応の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、 最終処分場、曲水苑

〇し尿処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①組合管理のし尿処理施設の状況(処理能力、処理実績等)の把握	組合	曲水苑	業務第2課 衛生係
②組合管理のし尿処理施設のプラントメーカーとの連絡体制の整備	組合	曲水苑	業務第2課 衛生係
③下水道処理施設の状況(処理能力、処理実績等)の把握	中間市	下水道課	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	上下水道課	—
	遠賀町	都市計画課下水道管理係	—
④管外自治体のし尿処理施設の状況(場所、連絡先、処理能力、処理方法、処理実績等)の把握	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑤仮設トイレや簡易トイレの確保状況(リース等の調達先や在庫)の把握	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑥仮設トイレの設置・維持管理に関する民間事業者・団体等の把握	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
⑦仮設トイレのし尿の収集運搬、処理に関する協定締結自治体、民間事業者・団体等の把握(処理への対応は、平時の処理体制が継続できない場合を想定)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
⑧し尿収集運搬車両の確保状況(委託及び許可業者の連絡先、保有台数等)の把握	組合	業務第2課衛生係	曲水苑

○その他、支援・受援に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①(支援・受援)災害廃棄物処理(ごみ)に係る協定の締結、及び協定内容に係る協議	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
	組合	業務第1課業務係	—
②(支援・受援)災害廃棄物処理(し尿等)に係る協定の締結、及び協定内容に係る協議	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	総務課庶務係	都市整備課下水道係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
	組合	業務第2課衛生係	—
③(支援)管外自治体へ支援可能な人員の想定	中間市	総務課人事給与係	—
	水巻町	総務課庶務係	—
	芦屋町	総務課人事係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課	—
④(支援)管外自治体へ支援可能な資機材(車両、重機等)の想定	中間市	—	—
	水巻町	—	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	—	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑤(支援)管外自治体へ支援可能なごみ処理施設の受入余力の想定	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑥(支援)管外自治体へ支援可能なし尿処理施設の受入余力の想定	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑦(受援)民間事業者へのごみ関連業務発注等に係る事務手続き(発注仕様書、契約書等のフォーマット作成)の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	総務課庶務係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	総務課
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑧(受援)民間事業者へのし尿等関連業務発注等に係る事務手続き(発注仕様書、契約書等のフォーマット作成)の想定	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑨災害ボランティア及び関係機関への情報提供等の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	地域づくり課安全安心係
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑩「思い出の品」の取扱い等の想定	中間市	契約課	市民課
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	地域づくり課安全安心係
	遠賀町	総務課庶務係	—

⑪報道機関への対応(問合せ対応者)の想定	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	産業環境課環境係	総務課庶務係
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	広報情報課情報政策係
	遠賀町	総務課	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—

第2章 初動期（発災直後～3日間程度）の対応

第1節 初動期の対応事項

発災直後から3日間程度の初動期は、人命救助が最優先で行われている時期であり、被災地にも混乱が生じていることが予想されます。初動期における災害廃棄物処理については、被災状況の確認や受入体制の整備、必要な資機材の確保、支援が必要な内容の把握等、適正処理に向けた準備を速やかに行う必要があります。

第2節 初動体制の確立

1. 災害廃棄物担当組織の設置（各市町、組合）

災害廃棄物担当組織（図 1-2-1）を設置し、災害廃棄物の処理体制を確立し、以下の対応を行います。

- 職員の参集（出張等により参集できない職員や、被災により処理体制に参加できない職員がいる場合は、人員配置の調整や応援要請等についても必要に応じて検討）
- 対応事項への主担当の決定（平時において主担当・副担当まで想定）
- 災害廃棄物担当組織の連絡窓口の開設及び周知
- 本組合及び各市町主担当による連絡体制の確立
- 外部との連絡体制の確立（国、県、民間事業者、協定締結自治体、その他関係諸機関等）
- 支援の要請及び受入の連絡調整体制の整備

2. 状況確認（各市町、組合）

速やかな災害廃棄物処理を実施するため、以下の確認・調整等を行います。

- 被災状況の確認
 - 廃棄物処理施設（組合管理の施設、委託先の北九州市の施設）
 - 仮置場候補地（本組合及び各市町管理の仮置場）
 - 収集運搬車両（組合）
 - 許可業者及び業者の施設・収集運搬車両（組合）
 - 有害物質等を含む廃棄物が発生するおそれのある事業所（各市町）
 - 道路（収集運搬車ルート）、上下水道、電気、ガス、公共施設（組合及び各市町）
- 避難所の開設状況、避難者数（各市町）

第3節. ごみ処理

災害時に発生するごみとしては、災害に直接起因して発生する災害廃棄物（表 1-1-2）と、被災者や避難者の生活に伴い発生する生活廃棄物（表 1-1-3）があり、それぞれの処理を行う必要があります。ごみ処理に関して、本組合では、主に業務第1課業務係が担当します。

1. 一次仮置場の設置及び管理体制の確立（各市町、組合）

災害直後は、ごみステーションやその周辺に家庭から排出される生活ごみや災害廃棄物が山積みとなり、交通やごみ収集作業に支障を生じるおそれがあります。そのため、住民が被災した家財類（片付けごみ）を排出する場所として、各市町が管理する一次仮置場を設置します。

発災後には、直ちに候補地の現地確認やアクセス経路の確認等を行い、設置場所は速やかに住民へ広報を行う必要があります。市町一次仮置場への搬入については、生ごみなどの腐敗性廃棄物や、処理困難廃棄物等が持ち込まれないよう併せて周知を行います。

なお、住民用仮置場を設置・指定する場合は、初動期における道路啓開等を踏まえ、住民の生活場所に近いところに、平時のごみステーションとは別に設置します。設置エリアは、小学校区を基準に被災地域を網羅する必要があります。

■一次仮置場（市町、組合）への持込みが可能なもの

- ・災害によって廃棄せざるを得なくなった大型ごみ、小型家電製品等の家財類（片付けごみ）
- ・損壊家屋の撤去に伴うがれき類
- ・家電4品目（販売店等での回収を基本とする。販売店の被災等により適正な処理が実施できない場合は、一次仮置場でも受入を行う。）

■一次仮置場（市町、組合）への持込みができないもの

- ・生活ごみ（発災後の日常生活に伴って発生する生活ごみ。平時のステーション回収で対応する。）
- ・適正処理困難物等（専門の処理業者、回収店等、品目ごとに定められた方法での処理の実施を基本とする。処理先の被災等により適正な処理が実施できない場合は、一次仮置場でも受入を行う。）
- ・道路啓開等に伴って生じた障害物・がれき類、放置自動車・バイク、土砂・流木等

2. ごみの排出方法の周知・広報（各市町、組合）

（1）生活ごみ

発災後に生じる生活ごみについては、平時と同様の排出方法を基本とします。ただし、多量に排出される場合や収集・処理に支障が生じる場合は、一時的に排出可能な品目を制限するなど、対応を検討します。

表 2-2-1 生活ごみの分別区分・品目（平時）

分別区分		対象品目
可燃ごみ		家庭から排出されるごみのうち形状、質的に直接焼却が可能なもの（生ごみ、紙、皮革、布、プラスチック・ゴム、木ぎれなど）
不燃ごみ		家庭から排出される金属類、ガラス・陶磁器類、小型電気製品など直接焼却せず、破砕処理による分離、減容、金属回収等を行うもの
粗大ごみ		家庭から排出される家具、寝具、電化製品（家電4品目を除く）、厨房器具、自転車等で、指定袋（大）に入らない大きさ、もしくは単品で重さ10kgを超えるもの
資源化物	ビン・カン	家庭から排出される飲食物用の空きビン、空きカン（容量10ℓまで）及びスプレー缶
	プラスチック製容器包装	家庭から排出されるプラスチック製の容器及び包装
	拠点回収資源物	管内の公共施設や店舗に設置した回収ボックスで回収するペットボトル、紙パック、食品トレイ
	乾電池	使用済乾電池
	蛍光管	使用済蛍光管
	刈草、剪定枝等	刈草、剪定枝等の資源物
	使用済小型電子機器等	不燃ごみで排出された使用済みの小型電子機器等
古着		構成市町に設置された回収ボックスで回収する資源化可能な古着

(2) 避難所ごみ

避難所ごみについては、初期の段階では平時のごみ分別が困難となることが予想されるため、避難所からの資源物についても、燃やせるごみ、燃やせないごみなど簡素な分別区分とし、速やかな収集運搬及び処理体制を確保します。発災後概ね2週間を経過する頃までには、表2-2-2に示す分別区分で回収できるように努めます。また、状況に応じて、各避難所には分別区分に即したごみステーションの設置についても検討を行います。

表2-2-2 災害時の生活ごみ及び避難所ごみの処理体制（想定する基本形）

区分	平時	災害時					
		被災後2週間以内		被災後3週目以降			
		生活ごみ	避難所ごみ	生活ごみ	避難所ごみ		
ごみステーション及び避難所の収集時刻	日中	日中を基本とするが、困難な場合は夜間でも対応		日中			
ごみ収集の対応	可燃ごみ	週2回	回収(ステーション、避難所) ※生ごみ、使用済携帯用トイレなど腐敗性廃棄物を優先的に回収		回収		
	不燃ごみ	月1回		回収	回収		
	資源物	プラスチック製容器包装	月2回	基本は平時と同様であるが、収集体制・処理能力等の制約から対応困難な場合は、一時的に排出品目の制限を行う場合もある。 ※粗大ごみ、不燃ごみは、一次仮置場への持込可	回収(分別困難であれば可燃ごみとして)	回収	
		ペットボトル	随時 (ボックス回収)			回収(分別困難であれば不燃ごみとして)	回収
		紙パック					回収
		食品トレイ					
		古着					月2回
		ピン・カン					
		乾電池	自己搬入(拠点回収)			回収	回収
		蛍光管					
	小型電子機器等						
	粗大ごみ	月1回 (戸別収集)			回収(一次仮置場への持込可)	基本的に発生を見込まない。(排出者の自己責任での処理)	
	処理困難物	販売店等で対応	販売店等対応を基本とするが、必要に応じて一次仮置場でも受入を行う。	基本的に発生を見込まない。(排出者の自己責任での処理)			
家電4品目							
刈草、剪定枝等	自己搬入 (リレセンター)	一次仮置場、又はリレセンターへ持込	自己搬入(リレセンター、一次仮置場への持込可)				
在宅医療廃棄物 (注射針等鋭利なものは処理困難物)	—	回収(注射針等の回収先がない場合は各市町へ問合せ)	回収(注射針等の回収先がない場合は各市町へ問合せ)				

※被災後3週目以降の避難所ごみについては、集積量等に応じて収集運搬計画を作成します。

（3）災害廃棄物

災害に伴って家庭から排出される片付けごみ（被災して使えなくなった家財等）や、損壊家屋の撤去等に伴って排出されるがれき類については、表 2-2-3 に示すように大まかな区分が想定されます。これらの災害廃棄物は、まずは市町の一次仮置場へ持ち込まれるため、生活ごみや避難所ごみとは別に、排出方法等について、各市町の住民へ広報を行う必要があります。

表 2-2-3 家庭から排出される災害廃棄物の分別区分（想定する基本形）

分別区分		具体例
可燃物	可燃物・可燃系混合物	衣類・繊維くず、プラスチック製品、雑誌・図書類、概ね可燃性の雑物等（ただし、生ごみ等の腐敗性廃棄物を除く）
	布団類	布団、毛布、カーペット等
	畳類	畳、ござ、むしろ
	木くず	柱・梁・壁材、木製家具、その他木製品等
	生木類	水害等によって敷地内に入り込んだ流木、庭木
不燃物	不燃物・不燃系混合物	家電製品（家電リサイクル4品目を除く）、分別不能な微細なもの、土砂混じりの概ね不燃性の雑物等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材、概ね金属性の製品等
	ガラス・陶磁器くず	窓ガラス、食器類、レンガ等
がれき類	コンクリート殻	コンクリート片、コンクリートブロック、セメント瓦等
	その他建設残材	スレート、サイディングボード、ルーフィング、断熱材等
その他	家電4品目	家電リサイクル品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）
	適正処理困難物、有害・危険物	太陽光パネル、蓄電池・乾電池、消火器、スプリング入りマットレス、タイヤ、石膏ボード、ピアノ、ボンベ類、灯油・石油缶、水銀使用製品、石綿含有廃棄物、廃石綿等、PCB含有製品、感染性廃棄物、医薬品類、農薬類等

3. 適正処理困難廃棄物等への対応（組合）

適正処理困難物等を含む災害廃棄物が発生した場合は、適正処理が可能な専門の処理業者等に処理を委託する必要があります。なお、専門の処理業者等が回収に来るまでの間、以下に示すような環境保全対策を講じることとします。

- ① 他の災害廃棄物への混入、汚染を防止するため、通常の災害廃棄物とは別に仮置き、一時保管等を行う。保管場所については、有害廃棄物の種類ごとに分別し、原則コンクリート等で舗装された場所で、かつ風雨に曝されることがない屋内が望ましい。屋内保管が難しい場合は、底部に遮水シート、上部は仮設テント、ビニールシート等で雨水対策を実施する。
- ② 運搬の際は、密閉した容器に入れるなど、二次的な漏出、飛散が起らないようにする。
- ③ 取扱い時には、曝露防止や安全対策のため、マスクやメガネ、肌が露出しない服装等を義務付ける。

4. ごみの収集運搬（各市町、組合）

災害廃棄物や避難所ごみなど、災害時には平時に比べ多くの場所で多量の廃棄物が発生することから、災害時のごみの収集は、平時とは異なる収集体制で対応に当たることになります。被災状況

や避難所の開設場所等を踏まえ、収集運搬計画を別途作成（片付けごみ及び生活ごみ等は組合、避難所ごみは各市町が担当）し、収集開始日、収集品目、収集頻度等について、住民に対して速やかに広報を行う必要があります。

その際、収集車両や人員の確保状況に応じて収集頻度が平時より減少すること、処理施設の受入能力や廃棄物発生量に応じて収集の制限を行うこと、生ごみなど腐敗性廃棄物を優先的に収集すること、収集が日中ではない時間帯になること等、平時とは異なる点がある場合は、特に重点的に住民に対して周知を行うことが重要です。ごみの収集運搬については、できる限り初動期のうちに開始できよう、速やかな収集運搬体制の構築を目指します。

5. ごみ処理施設（リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場）への対応（組合）

（1）発災時の職員の参集状況の確認と人員配置

発災時には、職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、施設修繕業務に従事する職員（主担当：リレーセンター、リサイクルプラザ）を配置するとともに、業務第1課業務係へ報告します。

（2）ごみ処理施設（リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場）の安全確認・被災状況の把握

災害発生後、リレーセンター、リサイクルプラザについては、建物、設備本体及び付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、破損や支障が認められる場合は、その状況を速やかに業務第1課業務係へ報告します。

最終処分場については、地盤の変形の有無、遮水シートの破損の有無及び付帯施設の損壊の状況を点検し、上記と同様に業務第1課業務係に報告します。

また、各施設へのアクセス経路の異常の有無を確認し、その状況を速やかに業務第1課業務係へ報告します。

（3）処理施設の復旧

① 被災施設の把握と報告

発災後、必要に応じてプラントメーカーに応援を要請（主担当：リレーセンター、リサイクルプラザ）するとともに、処理施設の被災状況を詳細に把握し、業務第1課業務係に報告する。

② 施設修繕の手順

- 情報の整理と復旧計画の作成
 - ・ 施設修繕業務に従事する職員（主担当：リレーセンター、リサイクルプラザ）と処理施設の被災状況を集約し、復旧計画を立案
- 施設修繕着手
 - ・ 自己対応が可能なものについては職員で修理
 - ・ メーカーに修繕を依頼する場合は、修繕に応じた業者を選定

③ 施設修繕の進捗状況把握と報告

施設修繕の進捗状況を把握し、業務第1課業務係へ報告する（1回/日）。

6. 可燃ごみ処理委託先である北九州市の状況確認（組合）

可燃ごみの処理委託先である北九州市の焼却処理施設の被害状況を確認し、その状況を速やかに業務第1課業務係へ報告します。

第4節. し尿処理

し尿処理に関して、本組合では、主に業務第2課衛生係が担当となります。

1. 仮設トイレ及び資機材の必要数量の把握と調達（各市町）

- ① 仮設トイレの必要性を検討するため、各市町の災害対策本部から次の情報を把握する。
 - 住民の避難状況
 - 上下水道の被災状況と復旧の見通し
- ② 災害対策本部の情報をもとに、避難所向けの仮設トイレや、水洗トイレが使用できない在宅住民向けの仮設トイレの必要性（需要者数）を把握する。
- ③ 把握された仮設トイレの需要者数から、以下の考え方に従って必要数量を試算する。

仮設トイレ	: 仮設トイレ需要者数 100 人に1基(概ね2日に1回の収集が必要)
簡易トイレ	: 仮設トイレ需要者数2人に対し1個
汚物処理袋	: 簡易トイレ使用者1人1日あたり5回分×3日分
トイレトーパー	: 1人1日あたり9m×3日分(60m/個を基準)

- ④ 各市町の備蓄状況に対して不足する場合は、県（防災企画課）に対して「災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定」に基づいて、必要な移動トイレ・発電機、仮設トイレ等の支援を要請する。
- ⑤ 必要な仮設トイレ等の調達に加えて、衛生的な環境を維持するために消臭剤・脱臭剤等についても併せて調達しておく必要がある。
- ⑥ 必要な情報収集を行った後、仮設トイレ設置計画を作成する。

2. 仮設トイレの設置及び仮設トイレし尿の収集運搬（各市町）

仮設トイレは、夜間の照明やし尿収集車両の動線、収集車のホースが届く位置等を勘案して設置する必要があります。また、使用方法、し尿収集の予定日、故障・異常時の連絡先などを明示した文書を仮設トイレに貼付しておきます。

トイレトーパー、消臭剤、清掃用具などの消耗品については、必要数を把握・調達し、仮設トイレ設置場所へ配備します。

避難所に設置する場合は、各避難所に維持管理担当者を選任することも重要です。

仮設トイレのし尿の収集運搬については、他自治体や民間事業者・団体等からの支援を基本としています。

3. し尿等の発生量の把握（組合）

環境省の災害廃棄物対策指針等をもとに、し尿・浄化槽汚泥の必要収集量の推計を行います。

時間の経過に伴い、被災状況の把握や避難者数、仮設トイレの設置状況等を踏まえて、各市町の情報共有を密にし、より正確な情報が得られるようになれば、それらを基に発生量の見直しを行います。

4. し尿等の収集運搬（組合）

仮設トイレ以外のし尿等の収集は、平時の収集運搬体制を基本とし、収集車両の配置が適切に行えない場合は、他自治体や民間事業者・団体等への支援要請により、収集運搬体制の確保を図ります。

以上の内容を踏まえ、し尿等の収集運搬計画を作成します。

5. し尿処理施設への対応（組合）

（1）発災時の職員の参集状況の確認と人員配置

発災時には、職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、施設修繕業務に従事する職員（主担当：曲水苑）を配置するとともに、業務第2課衛生係へ報告します。

（2）し尿処理施設の安全確認及び被災状況の把握

災害発生後、し尿処理施設の建物、希釈設備や貯留槽、ポンプなど付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、破損や支障が認められる場合は、その状況を速やかに業務第2課衛生係へ報告します。

また、各施設へのアクセス経路の異常の有無を確認し、その状況を速やかに業務第1課業務係へ報告します。

（3）施設損壊時の対応方針

災害により、し尿処理施設の損壊や、し尿処理上の支障が生じた場合は、「災害時における福岡県内市町村の相互応援に関する基本協定」に基づいて、近隣自治体のし尿処理施設での受入の可否等を確認し、支援を要請します。

（4）処理施設の復旧

① 被災施設の把握と報告

発災後、必要に応じてプラントメーカーに応援を要請（主担当：曲水苑）するとともに、処理施設の被災状況を詳細に把握し、業務第2課衛生係に報告する。

② 施設修繕の手順

- 情報の整理と復旧計画の作成
 - ・ 施設修繕業務に従事する職員（主担当：曲水苑）と処理施設の被災状況を集約し、復旧計画を立案
- 施設修繕着手
 - ・ 自己対応が可能なものについては職員で修理
 - ・ メーカーに修繕を依頼する場合は、修繕に応じた業者を選定

③ 施設修繕の進捗状況把握と報告

施設修繕の進捗状況を把握し、業務第2課衛生係へ報告する（1回/日）。

第5節. 初動期における対応事項と役割分担

初動期における対応事項について、本組合及び構成市町の廃物担当者の役割分担は、以下に示すとおりです。

表 2-2-4 初動期（発災直後～3日間程度）の対応事項と役割分担

○災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①各市町災害対策本部の設置	—	—	—
②各市町、組合の災害廃棄物処理体制の確立・人員の配置	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係 業務第2課 衛生係	リレセンター、リサイクルプラザ* 曲水苑
③連絡窓口の開設及び周知	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
④災害対策本部、関係各部署との連絡体制の確立・連絡調整	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
⑤国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、北九州市、民間事業者・団体(建設業、解体業、廃棄物処理業等の関連団体)、協定締結自治体、全国都市清掃会議、D.Waste-Net など、外部との連絡体制の確立・連絡調整	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	総務課庶務係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
⑥被災状況等の住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報聴係
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	住民課情報推進係

○ごみ処理に関すること

対応事項	担当（平時の課・係名）		
	組合・市町	主担当	副担当
①災害廃棄物の分別区分、住民による仮置場までの排出方法、収集運搬業者による特別収集の確立	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
②災害廃棄物の発生状況、仮置場以外の場所で自然発生的に山積みされている廃棄物等の確認、組合との情報共有	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
③市町仮置場以外の場所等自然発生的に山積みされている廃棄物等の収集運搬の開始（各市町の発生場所→市町仮置場）	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
【住民用仮置場を設置した場合】 ④住民用仮置場からの収集運搬（搬出→市町仮置場）の開始	—	—	—
⑤ごみ処理施設（ごみ焼却施設：委託先の北九州市）の被災状況の把握、搬入規制等の検討	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑥組合管理のごみ処理施設（中継施設、資源化施設、最終処分場）の被災状況の把握・写真等の記録、搬入規制等の検討	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ*	業務第1課業務係
⑦許可及び委託業者のごみ収集運搬車両の被災状況の確認、収集運搬車両に関する支援要請の必要性の検討	組合	業務第1課業務係	—
⑧ごみ処理施設（中継施設等：組合管理、ごみ焼却施設の委託先：北九州市）までの収集運搬ルートの被災状況の確認、代替ルートの検討	組合	業務第1課業務係	リレーセンター
【被災により平時の処理体制が継続できない場合】 ⑨支援要請の内容・必要性の検討、及び協定締結自治体、民間事業者等の確認・連絡調整	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
【被災により平時の処理体制が継続できない場合】 ⑩組合管理のごみ処理施設等の修繕に関する手配	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ*	業務第1課業務係
【被災により平時の処理体制が継続できない場合】 ⑪不足するごみ収集運搬車両の確保、協定締結自治体、全国都市清掃会議、福岡県清掃事業協同組合連合会等外部との連絡調整・業務発注	組合	業務第1課業務係	—
⑫災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な情報（災害規模に応じた災害廃棄物発生状況の把握・発生量の概算等）の収集	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑬災害規模に応じた市町仮置場の必要面積、及び候補地追加等の検討	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑭災害規模に応じた組合仮置場の必要面積、及び候補地追加等の検討	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*、最終処分場、曲水苑

第2編 第2章 初動期（発災直後～3日間程度）の対応

⑮有害物質・危険物等を含む廃棄物が発生するおそれのある事業所(PCB保管事業所、PRTR届出事業所等)の被災状況の確認	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑯一時保管場所の確保、安全対策の実施等の応急対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑰処理・処分先の検討・手配	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【津波堆積物が発生した場合】 ⑱安全対策の実施等の応急対応、運搬、処理・処分先との連絡調整・業務発注	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑲指定避難所でのごみ分別区分の周知及び住民対応等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	総務課庶務係
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑳避難所ごみ収集体制の確立・管理、協定締結自治体、全国都市清掃会議、福岡県清掃事業協同組合連合会等外部との連絡調整・業務発注	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
㉑生活ごみ収集の一時停止の判断・実施、収集運搬計画の作成	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ

○仮置場に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①市町仮置場候補地の現地確認	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
②市町仮置場へのアクセス経路の確認	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
③市町仮置場の選定・開設準備、災害の規模に応じて運用開始	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
④組合仮置場候補地の現地確認	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑤組合仮置場へのアクセス経路の確認	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑥組合仮置場の選定・開設準備、災害の規模に応じて運用開始	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
【住民用仮置場を設置した場合】 ⑦住民用仮置場の設置・運用開始	—	—	—
【仮置場の開設に向けて】 ⑧仮置場へのブルーシート、敷鉄板、案内表示、防塵ネット等の必要資機材の調達・配置	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
【仮置場の開設に向けて】 ⑨仮置場内のレイアウトの決定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
【仮置場の開設に向けて】 ⑩仮置場内の分別区分、安全対策等の管理・指導項目の決定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑

第2編 第2章 初動期（発災直後～3日間程度）の対応

【仮置場の開設に向けて】 ⑪仮置場の人員配置、搬入ルール等の受入体制の整備	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑	業務第1課業務係
【仮置場の開設に向けて】 ⑫仮置場の運営管理、防疫対策の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑	業務第1課業務係
【仮置場の開設に向けて】 ⑬仮置場内の車両誘導、搬入・搬出量の記録、状況写真、必要な重機・オペレータ等への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑	業務第1課業務係
⑭仮置場での災害廃棄物の集積・保管状況等の記録・写真撮影	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑮仮置場に関する支援要請の内容・必要性等の検討	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑯福岡県産業資源循環協会等との連絡調整（福岡県への支援要請含む）	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
	組合	業務第1課業務係	—
⑰仮置場の場所、排出方法等の住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—

〇し尿処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①組合管理のし尿処理施設の被災状況の把握・写真等の記録、搬入規制等の検討	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
②委託業者のし尿収集運搬車両の被災状況の確認、収集運搬車両に関する支援要請の必要性の検討	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
③組合管理のし尿処理施設までの収集運搬ルート の被災状況の確認、代替ルートの検討	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
【被災により平時の処理体制が継続できない場合】 ④支援要請の内容・必要性の検討、及び協定締結自治体、民間事業者等の確認・連絡調整	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
【被災により平時の処理体制が継続できない場合】 ⑤組合管理のし尿処理施設の修繕に関する手配	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
【被災により平時の処理体制が継続できない場合】 ⑥不足するし尿収集運搬車両の確保、協定締結自治体、福岡県環境整備事業協同組合連合会等との連絡調整・業務発注	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑦指定避難所における仮設トイレ、資機材の必要数量・種類の把握、不足する仮設トイレの確保	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑧仮設トイレのし尿発生量の把握、仮設トイレ設置計画及び収集運搬ルート等の作成	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
⑨仮設トイレのし尿の収集運搬、処理に関する協定締結自治体、民間事業者・団体等との連絡調整・業務発注(処理への対応は、平時の処理体制が継続できない場合)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑩仮設トイレの設置・維持管理に関する民間事業者・団体等との連絡調整・業務発注	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
⑪し尿等発生量の把握に必要な情報の収集(組合管理のし尿処理施設への受入ができる場合は、仮設トイレのし尿発生量を含む)	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑫し尿等収集の一時停止有無、収集運搬計画の作成	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
【組合管理の施設で受入が困難な性状の場合】 ⑬被災家屋便槽への土砂混じり流入汚水の収集運搬、処分先との連絡調整・業務発注	組合	業務第2課衛生係	曲水苑

○その他、支援・受援に関すること

対応事項	担当（平時の課・係名）		
	組合・市町	主担当	副担当
①道路・橋梁、公共施設等の被災・復旧状況、及び上・下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況の把握	中間市	災害対策本部	—
	水巻町	建設課土木係	住宅政策課建築係
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課安全安心係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
②指定避難所の開設状況、避難所毎の避難者数の把握	中間市	災害対策本部（衛生救護班）	—
	水巻町	総務課庶務係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課安全安心係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
③災害報告書添付用資料:被災状況の把握、写真等の記録	中間市	秘書広報課広報聴係	—
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	地域づくり課
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
④災害報告書作成用資料:組合管理処理施設の被害状況の把握、写真等の記録	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑤生活ごみ処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑥し尿等処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑦生活ごみ処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑧し尿等処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—

⑨ごみ関連の支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑩し尿等関連の支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑪災害ボランティア及び関係機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
⑫「思い出の品」等への対応	中間市	契約課	市民課
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	—	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑬民間事業者へのごみ関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑭民間事業者へのし尿等関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑮報道機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係、 都市整備課下水道係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—

第3章 応急対応期【前半】（発災4日目～2週間程度）の対応

第1節 応急対応期【前半】の対応事項

発災4日目以降から2週間程度までの応急対応期【前半】には、被災状況が徐々に明らかになり、初動期に進められた災害廃棄物処理の準備を受け、収集運搬の開始、一次仮置場の設置など、災害廃棄物処理に着手します。

第2節 ごみ処理

1. 災害廃棄物発生量の推計（各市町、組合）

環境省の災害廃棄物対策指針等をもとに、災害廃棄物発生量の推計を行います。

推計は、仮置場の必要面積や他の自治体、民間関係団体への支援要請など、発災後速やかに処理の方向性を判断するために行うもので、極力簡略化された算出方法により推計を行います。

時間の経過に伴い、被災状況の実態把握や処理の進捗等を踏まえて、より正確な情報が得られるようになれば、それらを基に推計の見直しを行います。

2. ごみの収集運搬（各市町、組合）

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、生活ごみ・片付けごみ（組合）、避難所ごみ（各市町）の収集を実施します。

3. 住民用仮置場の設置（設置する場合：各市町、収集運搬：組合）

一次仮置場が設置された後は、住民用仮置場に一時保管されている片付けごみを順次一次仮置場へ運搬するとともに、新たに発生する片付けごみについても、できるだけ一次仮置場に集約させるようにします。

4. 一次仮置場の設置・運営（各市町、組合）

（1）必要面積の検討

一次仮置場に必要面積は、以下の考え方を参考とします。

仮置場面積の推計方法

◆ 面積の推計方法の例

面積＝仮置量／見かけ比重／積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

- 見かけ比重：可燃物 0.4(t/m³)、不燃物 1.1(t/m³)
- 積み上げ高さ：5 m 以下が望ましい。
- 作業スペース割合：作業スペース割合 0.8 ～ 1

◆ 確保する面積の目的

がれき等は継続して発生し、また順次処理していくため、必要面積の全てを一度に確保する必要はなく、必要面積の50%を目途に確保する。

（2）一次仮置場の選定

発災後、平時に想定していた候補地の中から、各市町において市町仮置場を選定します。また、組合仮置場は、遠賀・中間リレーセンター、中間・遠賀リサイクルプラザの多目的広場、一般廃棄物最終処分場、し尿処理施設曲水苑広場を選定します。

一次仮置場の選定に当たっては、実際の被災状況や避難所、応急仮設住宅、自衛隊の宿営地等への利用状況等を勘案しつつ、以下の点についても確認する必要があります。

- ① 住民の居住地域に近接せず、被災地域や避難所からの道路が不通となっていないか。
- ② 浸水していないか（ぬかるみなどにより、乾燥するまでは使用困難）。
- ③ 推計量に対し、必要な面積が確保されているか。
- ④ 私有地から選定する場合、貸与を受けるための調整が可能か。

（3）必要な機材等の調達

一次仮置場における粗選別・積み上げ作業等に必要な重機（ショベルローダー、ブルドーザー、フォークリフト、バックホウ等）及びオペレータを調達します。

（4）分別・資源化方針の設定

一次仮置場における分別区分を決定します。なお、組合では、粗選別後に直接資源化可能なもの（金属くず、木くず等）の搬出先を確保しておく必要があります。

（5）一次仮置場の開設

一次仮置場には、分別して搬入される災害廃棄物を種類ごとに一時保管・貯留するスペースの他、作業スペースとして大型物（家電、金属、コンクリートがら、柱材・角材、カーペット、布団、畳等）や適正処理困難物等（農薬、灯油、消火器、アスベスト等）の抽出・選別スペース、搬入搬出車両の通行路及び積み卸しスペース等を配置する必要があります。これらの作業スペースは、災害廃棄物を一時保管するために必要なスペースと同等以上となります。

また、種類ごとに一次保管・貯留するスペースには、立看板だけでなく、見本となるごみをそれぞれ配置するなど、分別区分を徹底するための工夫が必要です。

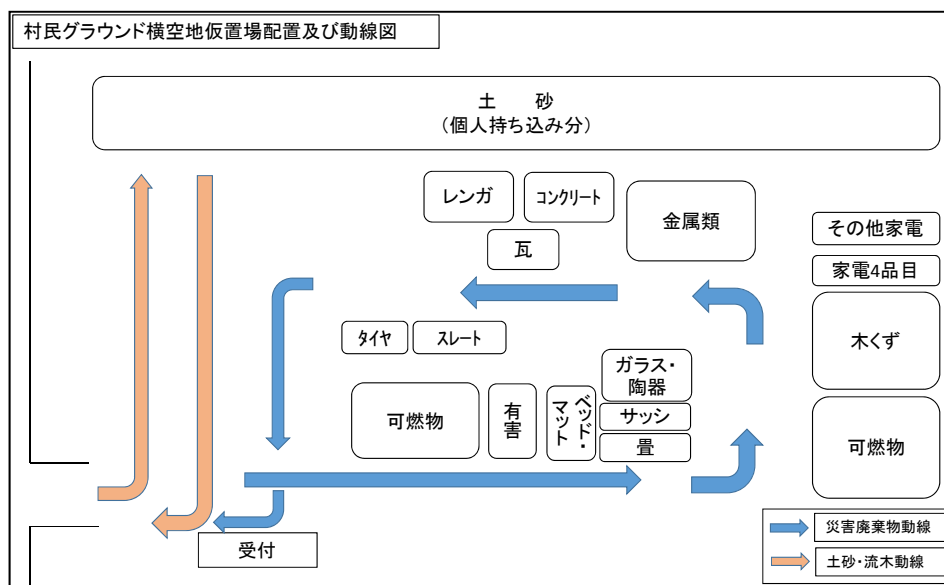


図 2-3-1 一次仮置場レイアウト（例）

出典：平成 29 年度「台風第 3 号及び梅雨前線による大雨」災害廃棄物処理支援業務報告書（平成 29 年 9 月）

（6）一次仮置場への搬入作業の管理・指導

災害廃棄物処理の作業効率、安全性を高めるためには、一次仮置場への搬入時の管理・指導が重要です。

- ① 一次仮置場の入口で、搬入物（車両）の確認、記録（日報、写真撮影等）
- ② 車両誘導員を配置して、搬入物の分別区分ごとに搬入・荷降ろし
- ③ 搬入量（重量、体積）の把握、記録（日報、写真撮影等）
- ④ 作業員の安全管理の確保（防じんマスク、安全靴、薬剤散布、熱中症及び防寒対策等）
- ⑤ 越境搬入や不法投棄を防止するための体制（出入口の施錠、防犯カメラの設置、夜間巡回等）を構築

なお、分別区分に従った排出を指導しても、一旦混合ごみ状態で山積みされてしまうと、分別が不明瞭になり、排出ルールも守られなくなるため、管理・指導を徹底する必要があります。

（7）一次仮置場の運営計画

一次仮置場では、多量の災害廃棄物を一定期間積み上げて保管することになるため、ごみの飛散や悪臭等の環境上の問題、火災の危険性等への対応が必要になります。なお、衛生害虫や悪臭への対応として、防疫対策を講じるものとし、必要に応じて防疫計画を策定する必要があります。

5. ごみ処理施設（リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場）への対応（組合）

ごみ処理施設の運転に支障が生じていた場合は、「第2章 第3節 5. ごみ処理施設への対応」に記載した手順に従って修繕・復旧に着手します。

6. ごみの処理（組合）

（1）ごみ処理の対応方針

ごみ処理に関する対応方針は、以下のとおり。

- ① 可燃ごみ処理を委託している北九州市と発災後の処理体制について協議を行う。
- ② 災害廃棄物の推計発生量、組合管理のごみ処理施設（リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場）の点検結果、及び北九州市の一般廃棄物処理施設の状況と余力調査結果を踏まえて、どの程度の量の処理対応が可能か、検討を行う。
- ③ 平時の処理体制が継続できない場合は、県、周辺他自治体、民間事業者等への支援要請の調整を開始する。
- ④ 災害によって行政機能の一部又は大部分が喪失した場合は、地方自治法に基づき、県への事務委託について検討を行う。なお、県も極めて大きな被害を受けた場合は、国による廃棄物の処理の代行について要請を検討する。
- ⑤ 生ごみや使用済の携帯用トイレなど、腐敗性廃棄物を優先的に処理する。
- ⑥ 処理施設の稼働体制が整う前にごみの収集が行われている場合は、中継施設のごみピットや敷地内に一時的に貯留する。
- ⑦ 可燃ごみの処理を優先するため、施設の稼働状況や廃棄物の量によっては、粗大ごみ、不燃ごみや資源物は一時的に収集・受入を停止し、一次仮置場で対応する。

（2）ごみ処理体制

- ① 生活ごみ
 - ・ 基本的には、平時の処理体制と同等とする。
 - ・ 施設の稼働状況や廃棄物の量によっては、可燃ごみを優先的に収集し、粗大ごみ、不燃ごみ、資源物については一時的に排出品目の制限を行う。
- ② 避難所ごみ（発災後2週間以内を目標）
 - ・ 分別区分に応じた避難所用ごみステーションの設置について検討する。
 - ・ 初期の段階では、資源物の分別区分を可燃ごみと不燃ごみに簡略化する場合もあり得る。
 - ・ 分別区分を簡略化している場合であっても、できるだけ速やかに平時の分別区分への移行に努める。
- ③ 避難所ごみ（発災後3週目以降）
 - ・ この時期には、平時の分別区分と同様の処理体制となるよう努める。

第3節. し尿処理

1. し尿等の収集運搬（組合）

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、し尿等の収集を実施します。

2. し尿等の収集運搬体制（各市町、組合）

仮設トイレ以外のし尿等の収集は、平時の収集運搬体制を基本としますが、収集車両の配置が適切に行えない場合は、他自治体や民間事業者・団体等への支援要請により、収集運搬体制の確保を図ります。

なお、仮設トイレのし尿の収集運搬（各市町）については、他自治体や民間事業者・団体等からの支援を基本とします。

3. し尿処理施設への対応（組合）

し尿処理施設の運転に支障が生じていた場合は、「第2章 第4節 5. し尿処理施設への対応」に記載した手順に従って修繕・復旧に着手します。

4. し尿等の処理（組合）

し尿等の処理方法に関する対応方針は、以下のとおり。

- ① 平時の処理体制（曲水苑での処理）を基本とする。
- ② 平時の処理体制が継続できない場合は、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣自治体のし尿処理施設での受入可否を確認し、支援を要請する。

第4節. 災害廃棄物処理実行計画の策定準備

この期間に収集された、ごみ処理及びし尿処理に関する情報は、実行計画にも活用されるため、計画を策定することを念頭に情報を整理する。計画に記載する事項として、以下のような内容をこの時期から整理・集約しておく。

- 対応方針
- 被災状況
- 災害廃棄物の量
- 分別区分
- 収集運搬及び処理の体制、フロー
- 仮置場の管理・運営体制
- 支援自治体との連携体制
- 処理スケジュール
- 上記に関連する記録や写真等

第5節. 応急対応期【前半】における対応事項と役割分担

発災4日目以降から2週間程度までの応急対応期【前半】における対応事項について、本組合及び構成市町の廃物担当者の役割分担は、以下に示すとおりです。

表 2-3-1 応急対応期【前半】（発災4日目～2週間程度）の対応事項と役割分担

○災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①各市町災害対策本部の運営	—	—	—
②各市町及び組合内部での情報共有・情報交換、支援要請内容の整理・確認	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
③国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、支援自治体、関係機関等との情報共有・情報交換	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
④国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、支援自治体、関係機関等に対する支援要請、福岡県への事務委託の検討、受援の可否判断・受入調整等の決定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
⑤災害廃棄物処理実行計画の策定準備	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑥災害報告書の作成準備(被災状況の記録・写真等の整理)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑦仮置場等の環境モニタリングの準備	中間市	環境保全課環境保全係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*、 最終処分場、曲水苑

第2編 第3章 応急対応期【前半】（発災4日目～2週間程度）の対応

⑧被災状況等の住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	住民課情報推進係

〇ごみ処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①品目別災害廃棄物の処理・処分先の確保・決定	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
②災害廃棄物処理実行計画に必要な情報の収集 (災害規模に応じた災害廃棄物発生状況の把握・発生量の概算)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
③組合管理のごみ処理施設等の修繕に関する対応	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ	業務第1課業務係
④処理委託先(北九州市)処理施設の受入余力確認	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【施設の受入余力がない場合】 ⑤支援要請の内容・必要性の判断、協定締結自治体、民間事業者等との連絡調整、福岡県への支援要請	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑥収集運搬計画に基づく収集運搬の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑦住民、指定避難所等へのごみ分別指導の周知	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑧巡回パトロールなど不法投棄防止対策の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑨生活ごみの受入制限についての判断・実施、広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑩一時保管場所の確保、安全対策の実施等の応急対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑪処理・処分の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【津波堆積物が発生した場合】 ⑫安全対策の実施等の応急対応、運搬、処理・処分の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—

○仮置場に関すること

	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①市町仮置場の運営管理(必要に応じて追加開設)、防疫対策の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
②市町仮置場の運営管理に関する民間事業者委託等の決定・連絡調整	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
③組合仮置場の運営管理(必要に応じて追加開設)、防疫対策の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
④組合仮置場の運営管理に関する民間事業者委託等の決定・連絡調整	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑤仮置場内保管品目別の処理先・搬出優先度(腐敗性廃棄物、有害物質・危険物、資源化物等)の検討	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑥市町仮置場から組合仮置場への運搬の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑦組合仮置場内保管品目別の処理先の確保・連絡調整、及び業務発注	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑧仮置場での災害廃棄物の集積・保管状況等の記録・写真撮影	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑨受入条件、搬入時間帯、開設予定期間など住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
【住民用仮置場を設置する場合】 ⑩住民用仮置場の運営管理	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑪二次仮置場候補地の現地確認	—	—	—

○し尿処理に関すること

	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①組合管理のし尿処理施設の受入余力の検討、支援要請の内容・必要性の判断	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
②組合管理のし尿処理施設の修繕に関する対応	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
【施設の受入れ余力がない場合】			
③協定締結自治体、民間事業者等との連絡調整、福岡県への支援要請	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
④収集運搬計画に基づく収集運搬の実施	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑤し尿等の受入制限についての判断・実施、広報の実施	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑥仮設トイレの維持管理、仮設トイレのし尿の収集運搬の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
【組合管理の施設で受入が困難な性状の場合】			
⑦被災家屋便槽への土砂混じり流入汚水の収集運搬、処分の実施	組合	業務第2課衛生係	曲水苑

○その他、支援・受援に関すること

	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①道路・橋梁、公共施設等の被災・復旧状況、及び上・下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況の把握	中間市	災害対策本部	—
	水巻町	建設課土木係	住宅政策課建築係
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課安全安心係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
②指定避難所の開設状況、避難所毎の避難者数の把握	中間市	安全安心まちづくり課防災安全係	—
	水巻町	総務課庶務係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課安全安心係	住民環境課環境政策係
	遠賀町	総務課庶務係	—
③災害報告書添付用資料:被災状況の把握、写真等の記録	中間市	秘書広報課広報聴係	—
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	地域づくり課
	遠賀町	総務課庶務係	—
④災害報告書作成用資料:組合管理処理施設の被害状況の把握、写真等の記録	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑤生活ごみ処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑥し尿等処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑦生活ごみ処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑧し尿等処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—

⑨ごみ関連支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑩し尿等関連支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑪災害ボランティア及び関係機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
⑫「思い出の品」等への対応	中間市	契約課	市民課
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	—	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑬民間事業者へのごみ関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑭民間事業者へのし尿等関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑮報道機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—

第4章 応急対応期【後半】（発災3週目～2か月程度）の対応

第1節 応急対応期【後半】の対応事項

発災3週目以降から2か月程度までの応急対応期【後半】には、初動期及び応急対応期【前半】に構築された処理体制に基づいて、災害廃棄物の処理を本格的に開始します。

第2節 災害廃棄物処理実行計画の策定

応急対応期【前半】の整理・集約事項を基に、災害廃棄物の処理を進めるための具体的な方法やスケジュール等を定めた実行計画を策定・公表します。

第3節 災害報告書の作成着手

環境省では災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して財政的な支援を行っています。

災害関係事業の補助金申請にあたっては、申請書（災害報告書）の作成を行う必要があります。

第4節 ごみ処理

1. 災害廃棄物発生量の推計の見直し（各市町、組合）

災害廃棄物の発生量は、発災直後は大まかな数量を把握するために行いますが、時間の経過とともに、被災状況の実態把握や処理の進捗等を踏まえ、より正確な情報が得られた段階で、逐次推計結果の見直しを行います。

この結果を踏まえ、実行計画の見直しや災害報告書への反映を行うとともに、災害廃棄物処理の進行管理を遂行します。

2. ごみの収集運搬（各市町、組合）

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、生活ごみ・片付けごみ（組合）、避難所ごみ（各市町）の収集を実施することを基本としますが、時間経過に伴うごみの分別区分や避難所の開設状況、処理施設の稼働状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

3. 住民用仮置場の縮小・閉鎖（設置した場合：各市町、収集運搬：組合）

片付けごみの搬入状況、及び住民用仮置場から市町仮置場への搬出状況を考慮しながら、住民用仮置場は徐々に縮小し、片付けごみの持出し先を市町仮置場へ集約させます。この際、住民用仮置場の閉鎖に向けた検討（ごみの撤去・原状復旧等）を行います。

4. 一次仮置場の管理・運営（各市町、組合）

一次仮置場の管理・運営については、「第3章 第2節 4. 一次仮置場の設置・運営」に記載した対応内容を踏襲します。

5. 二次仮置場の設置準備（開設する場合：各市町、組合）

（1）必要面積の検討

必要面積の考え方は、「第3章 第2節 4. 一次仮置場の設置・運営」に記載した一次仮置場の推計方法と同様ですが、採用する中間処理（破碎・選別・焼却）に応じて、その設置スペースや処理物の一時保管ヤード、計量器等の面積を考慮する必要があります。

二次仮置場のレイアウト（例）

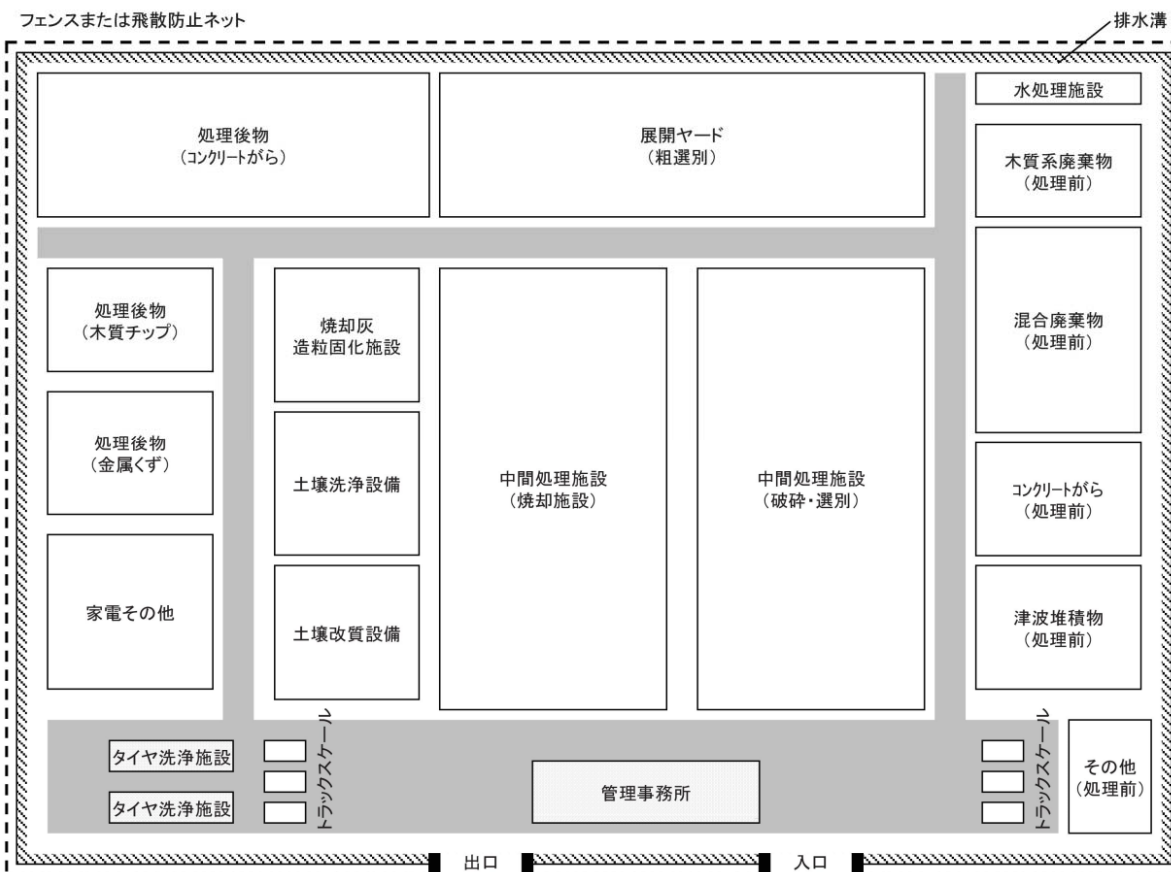


図 2-4-1 機械選別や焼却処理等を行う二次仮置場のレイアウト（例）

（2）二次仮置場の選定

一次仮置場で粗選別された災害廃棄物の中間処理（破碎・選別、焼却等）、及び処理後の再生資材の保管・貯留機能を有する二次仮置場の設置に着手します。

二次仮置場の候補地も一次仮置場と同様の選定基準を基本としますが、中間処理を行う場所であり、また、処理完了目標とする発災から概ね1年間（最大3年程度）にわたる長期の活用が前提となることから、一次仮置場より作業性、最終処分場や再生資材の活用先へのアクセス、用役（水、電気）の確保等に優れた用地が必要になります。

（3）二次仮置場における中間処理業務

二次仮置場における中間処理の実施にあたり、施設の設置、中間処理の実施、現場管理等に係る業務の発注準備を進めます。二次仮置場が開設されるまでには、ある程度の期間を要するため、発注公告は、速やかに実施する必要があります。

（４）分別・資源化方針の設定

二次仮置場における分別区分を決定するとともに、再生資材として資源化可能なものについては、搬出先を確保しておく必要があります。再生資材の活用例としては、以下に示すとおりです。

表 2-4-1 再生資材の主な活用例

品目	活用例
木くず	・燃料、パーティクルボード原料
廃タイヤ	・燃料
廃プラスチック	・固形燃料の原料
紙類	・固形燃料の原料
置	・固形燃料の原料
がれき類(コンクリートくず、アスファルトくず等)	・土木資材
金属くず	・金属原料
肥料、飼料	・セメント原料
焼却主灰	・土木資材
津波堆積物	・土木資材
汚泥	・セメント原料

6. 損壊家屋の撤去（各市町、組合）

この時期になると、被災した家屋の解体・撤去等が徐々に進められます。解体後の廃棄物は、解体業者等によって各市町仮置場へ持ち込まれますが、持込に際しては、解体撤去に関する各市町主担当と業務第1課業務係との間で、分別方法や搬入時の注意点等について、事前に調整を行う必要があります。

7. ごみの処理（組合）

ごみ処理については、「第3章 第2節 6. ごみの処理（組合）」に記載した応急対応期【前半】と同様の対応を引き続き行っていきます。

第5節. し尿処理

1. し尿等の収集運搬（組合）

し尿等の収集については、「第3章 第3節 し尿処理」に記載した応急対応期【前半】と同様の対応を引き続き行っていきます。

2. し尿等の処理（組合）

し尿等の処理については、「第3章 第3節 し尿処理」に記載した応急対応期【前半】と同様の対応を引き続き行っていきます。

第6節. 環境モニタリングの実施（各市町、組合）

災害廃棄物処理現場（建物の解体・撤去現場や仮置場等）における労働災害の防止、災害廃棄物処理の一連の作業における周辺環境への影響を最小限とし公衆衛生の確保、環境の保全に努めるため、環境モニタリングを実施し、災害廃棄物処理に伴う環境への影響を把握し、調査結果を踏まえ必要な対応を行います。被災現場（建物の解体・撤去現場）、仮置場等における環境影響と環境保全対策の例としては、表 2-4-2 に示すとおりです。

表 2-4-2 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対象	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	被災現場 （解体現場等）	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・アスベスト飛散対策の適切な実施
		運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水 ・搬入路の鉄板敷設、簡易舗装の実施 ・運搬車両のタイヤ洗浄の実施 ・大気質に係る環境モニタリングの実施
		仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型の重機、処理装置の使用 ・定期的な散水 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・アスベスト飛散対策・石綿粉じん濃度測定の適切な実施 ・焼却炉の適切な運転管理 ・大気質に係る環境モニタリングの実施
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	被災現場 （解体現場等）	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害型重機等の活用 ・操業時間の配慮
		運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・走行ルートへの配慮
		仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害型重機等の活用 ・操業時間の配慮、防音壁の設置等
土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前後における土壌調査の実施 ・敷地内への遮水シートの敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・脱臭剤、防虫剤の配布 ・悪臭に係る環境モニタリングの実施
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・水質に係る環境モニタリングの実施
その他 （火災）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物保管時に発生した可燃性ガスに起因する火災のおそれ 	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の火災予防対策（定期的な温度測定と CO 濃度測定の実施）

第7節. 応急対応期【後半】における対応事項と役割分担

発災3週目以降から2か月程度までの応急対応期【後半】における対応事項について、本組合及び構成市町の廃物担当者の役割分担は、以下に示すとおりです。

表 2-4-3 応急対応期【後半】（発災3週目～2か月程度）の対応事項と役割分担

○災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①各市町災害対策本部の運営	—	—	—
②各市町及び組合内部での情報共有・情報交換、支援要請内容の整理・確認	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、業務第2課衛生係	—
③国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、支援自治体、関係機関等との情報共有・情報交換	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、業務第2課衛生係	—
④国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、支援自治体、関係機関等に対する支援要請、福岡県への事務委託の検討、受援の可否判断・受入調整等の決定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、業務第2課衛生係	—
⑤災害廃棄物処理実行計画の策定・公表	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑥災害報告書の作成着手(国庫補助に関する事務処理の準備)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑦仮置場等の環境モニタリングの実施	中間市	環境保全課環境保全係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*、最終処分場、曲水苑

⑧被災状況等の住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	住民課情報推進係
⑨損壊家屋の撤去・処分に関する事	中間市	建設課建築係	—
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	建設課	—

〇ごみ処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①品目別災害廃棄物の処理・処分の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
②災害廃棄物処理実行計画の見直しに必要な情報の収集(災害規模に応じた災害ごみ発生状況の把握・発生量の概算)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
③組合管理のごみ処理施設の修繕に関する対応、復旧状況の確認	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ	業務第1課業務係
④処理委託先:北九州市の受入余力の状況確認	組合	業務第1課業務係	リレーセンター
【施設の受入余力がない場合】 ⑤支援要請の内容・必要性の判断、協定締結自治体、民間事業者等との連絡調整、業務発注	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑥収集運搬計画の見直し	組合	業務第1課業務係	—
⑦収集運搬計画に基づく収集運搬の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑧住民、指定避難所等へのごみ分別指導の周知	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑨巡回パトロールなど不法投棄防止対策の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑩生活ごみの受入制限についての判断・実施、広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑪一時保管場所の確保、安全対策の実施等の応急対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑫処理・処分の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【津波堆積物が発生した場合】 ⑬安全対策の実施等の応急対応、運搬、処理・処分の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—

⑭ 損壊家屋の撤去・処分に関する処理体制の構築、処理・処分の実施	中間市	建設課建築係	—
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	都市建設課
	遠賀町	建設課、住民課環境衛生係	—

○仮置場に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①市町仮置場の運営管理、防疫対策の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
②市町仮置場の環境対策(ごみの飛散、臭気、騒音・振動、粉じん、土埃等)の実施	中間市	環境保全課環境保全係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
③組合仮置場の運営管理、防疫対策の実施	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑	業務第1課業務係
④組合仮置場の環境対策(ごみの飛散、臭気、騒音・振動、粉じん、土埃等)の実施	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑	業務第1課業務係
⑤市町仮置場から組合仮置場への運搬の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑥組合仮置場内保管品目別の処理の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑦損壊家屋の公費解体撤去に伴う組合仮置場逼迫状況の検討、必要に応じて追加開設	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑧仮置場での災害廃棄物の集積・保管状況等の記録・写真撮影	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑨受入条件、搬入時間帯、開設予定期間など住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
【住民用仮置場を設置した場合】 ⑩住民用仮置場の縮小・閉鎖検討	—	—	—
【住民用仮置場を設置した場合】 ⑪閉鎖した住民用仮置場の原状復旧	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑫二次仮置場の必要面積の検討	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑬二次仮置場の選定・開設準備	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑭二次仮置場の設置・運営に向けての準備、業務発注	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑮二次仮置場の分別区分、安全対策など管理項目の決定	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑯二次仮置場の人員配置、搬入ルール等の受入体制の整備	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑰場内処理品目別の処理先・搬出優先度等(有害物質・危険物、資源化物等)の検討、搬出先の確保・連絡調整	—	—	—

〇し尿処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①組合管理のし尿処理施設の修繕に関する対応、 復旧状況の確認	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
【施設の受入れ余力がない場合】 ②支援要請の内容・必要性の判断、協定締結自治 体、民間事業者等との連絡調整、業務発注	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
③収集運搬計画の見直し	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
④収集運搬計画に基づく収集運搬の実施	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
⑤し尿等の受入制限についての判断・実施、広報の 実施	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑥仮設トイレの維持管理、仮設トイレのし尿の収集 運搬の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
【組合管理の施設で受入が困難な性状の場合】 ⑦被災家屋便槽への土砂混じり流入汚水の収集運 搬、処分の実施	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑧仮設トイレの回収・撤去時期の検討	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—

○その他、支援・受援に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①道路・橋梁、公共施設等の被災・復旧状況、及び上・下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況の把握	中間市	災害対策本部	—
	水巻町	建設課土木係	住宅政策課建築係
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課安全安心係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
②指定避難所の開設状況、避難所毎の避難者数の把握	中間市	安全安心まちづくり課防災安全係	—
	水巻町	総務課庶務係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課安全安心係	住民環境課環境政策係
	遠賀町	総務課庶務係	—
③災害報告書添付用資料:被災状況の把握、写真等の記録	中間市	秘書広報課広報広聴係	—
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	地域づくり課
	遠賀町	総務課庶務係	—
④災害報告書作成用資料:組合管理処理施設の被害状況の把握、写真等の記録	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑤生活ごみ処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑥し尿等処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑦生活ごみ処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑧し尿等処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—

⑨ごみ関連支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑩し尿等支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑪災害ボランティア及び関係機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
⑫「思い出の品」等への対応	中間市	契約課	市民課
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	—	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑬民間事業者へのごみ関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑭民間事業者へのし尿等関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑮報道機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—

第5章 復旧・復興期（発災3か月目～災害対応終了）の対応

第1節 復旧・復興期の対応事項

発災3か月目から災害廃棄物対応終了までの復旧・復興期には、応急対応期【後半】からの災害廃棄物処理体制を継続し、発災後1年間を目標に災害廃棄物処理対応の収束を図ります。

第2節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

応急対応期【後半】に策定・公表された実行計画について、時間経過に伴って、新たに得られた情報を踏まえ適宜、実行計画の見直しを行い、順次精度を上げつつ災害廃棄物処理の進行管理を遂行します。

第3節 ごみ処理

1. 災害廃棄物発生量の推計の見直し（各市町、組合）

時間の経過に伴い、新たに得られた情報を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計の見直しを適宜行い、実行計画に反映させます。

2. ごみの収集運搬（各市町、組合）

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、生活ごみ・片付けごみ（組合）、避難所ごみ（各市町）の収集を実施することを基本としますが、時間の経過に伴うごみの分別区分や避難所の開設状況、施設の稼働状況等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

3. 住民用仮置場の縮小・閉鎖（設置した場合：各市町、収集運搬：組合）

「第4章 第4節 3. 住民用仮置場の縮小・閉鎖」に記載した対応内容を踏襲します。

4. 一次仮置場の対応

（1）一次仮置場の管理・運営（各市町、組合）

一次仮置場の管理・運営については、「第4章 第4節 4. 一次仮置場の管理・運営」に記載した応急対応期【前半】と同様の対応を引き続き行っていきます。

（2）閉鎖

一次仮置場に保管していた災害廃棄物が搬出され、処理が開始されることに伴い、一次仮置場は規模を徐々に縮小していきます。この際、一次仮置場として活用した場所は、ごみや敷設していた資機材等の撤去等の処理を適切に行い、原状復旧を図ります。

5. 二次仮置場を設置した場合の対応（各市町、組合）

（1）設置

二次仮置場は、応急対応期【後半】に選定した事業者が、市町・組合が選定した用地に、災害廃棄物の中間処理や再資源化された再生資材の保管を行う設備等を設置します。

（2）運営

選定した事業者による二次仮置場の運営については、既設のごみ処理施設に倣い、車両の搬入管理、作業員への安全教育、環境保全対策、環境モニタリング等を実施することで、作業面、環境面での安全確保に努めるものとします。

また、必要に応じ別途現場管理を行う事業者を選定し、適切な運営が実施されていることを確認します。

（3）閉鎖

二次仮置場は、災害廃棄物の処理が完了する時点で閉鎖することになりますが、その場合、一次仮置場と同様に原状復旧を行う必要があります。

6. ごみの処理（組合）

復旧・復興期に間に、組合管理のごみ処理施設（処理委託先の：北九州市の施設を含む）については、平時と同様の処理機能を取り戻し、また、管内の処理で不足する分は、他自治体等からの支援体制が概ね確立されているものと考えられます。

ごみ処理については、この期間中に平時の処理体制に移行し、支援先への処理量の依頼については、毎月等一定の期間ごとに、依頼したい量と、各支援先での受入可能な量の情報を調整するなど、円滑な広域処理が図られるように努めます。

第4節. し尿処理

1. し尿等の収集運搬（組合）

し尿等の収集については、「第3章 第3節 し尿処理」に記載した応急対応期【前半】と同様の対応を引き続き行っていきます。

2. し尿等の処理（組合）

し尿・浄化槽汚泥の処理については、「第3章 第3節 し尿処理」に記載した応急対応期【前半】と同様の対応を引き続き行っていきます。

第5節. 災害廃棄物処理に関する対応記録の作成

災害時の廃棄物処理対応は、災害廃棄物の量・種類のみならず、処理施設の稼働状況や、道路・インフラ等の周辺環境も含め、平時とは大きく異なり、対応に当たる職員は、その時々でこれまで経験したことのないような対応を迫られます。

こうした災害廃棄物処理に関して、本組合及び構成市町で行った対応を将来に生かすため、災害廃棄物処理対応の完了が間近となった時期には、対応に当たった記録を記録誌として取りまとめる作業に着手することとします。記録誌として、災害廃棄物処理における実績や知見及び課題・教訓を取りまとめることにより、事前の備えとして、災害廃棄物処理計画の見直し等、より実効性の高い災害廃棄物対策の構築に資することが期待されます。

完成した記録誌は公表し、住民、周辺自治体等とも情報を共有することで、今後発生する可能性のある大規模災害時に、より迅速かつ適切な対応を図れるよう、経験や知識を継承していくこととします。

第6節. 復旧・復興期における対応事項と役割分担

発災3か月目から災害廃棄物対応終了までの復旧・復興期における対応事項について、本組合及び構成市町の廃物担当者の役割分担は、以下に示すとおりです。

表 2-5-1 復旧・復興期（発災3か月目～災害廃棄物対応終了）の対応事項と役割分担

○災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①各市町災害対策本部の運営	—	—	—
②各市町及び組合内部での情報共有・情報交換、支援要請内容の整理・確認	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
③国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、支援自治体、関係機関等との情報共有・情報交換	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
④国(環境省九州地方環境事務所)、福岡県、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、支援自治体、関係機関等に対する支援要請、福岡県への事務委託の検討、受援の可否判断・受入調整等の決定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—
⑤災害廃棄物処理実行計画の見直し	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑥災害報告書の作成(国庫補助に関する事務処理)、災害査定	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*
⑦閉鎖仮置場を含む仮置場の環境モニタリングの実施	中間市	環境保全課環境保全係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ*、 最終処分場、曲水苑

⑧被災状況等の住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	環境住宅課環境・公園係
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	住民課情報推進係
⑨損壊家屋の撤去・処分の受付	中間市	建設課建築係	—
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	都市建設課
	遠賀町	建設課	—
⑩損壊家屋の撤去・処分に伴う業務発注、監理等への対応	中間市	建設課建築係	—
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	都市建設課
	遠賀町	建設課	—

〇ごみ処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①品目別災害廃棄物の処理・処分の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
②災害廃棄物処理実行計画の見直しに必要な情報の収集(災害規模に応じた災害ごみ発生状況の把握・発生量の概算)	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
③組合管理のごみ処理施設の修繕に関する対応、復旧状況の確認	組合	リレーセンター、リサイクルプラザ	業務第1課業務係
④処理委託先:北九州市の受入余力の状況確認	組合	業務第1課業務係	リレーセンター
【施設の受入余力がない場合】 ⑤支援要請の内容・必要性の判断、協定締結自治体、民間事業者等との連絡調整、業務発注	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑥収集運搬計画の見直し	組合	業務第1課業務係	—
⑦収集運搬計画に基づく収集運搬の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑧住民、指定避難所等へのごみ分別指導の周知	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑨巡回パトロールなど不法投棄防止対策の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑩生活ごみの受入制限についての判断・実施、広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑪一時保管場所の確保、安全対策の実施等の応急対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
【有害物質・危険物、適正処理困難物等を含む廃棄物が発生した場合】 ⑫処理・処分の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ
【津波堆積物が発生した場合】 ⑬安全対策の実施等の応急対応、運搬、処理・処分の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—

⑭ 損壊家屋の撤去・処分に関する処理体制の構築、処理・処分の実施	中間市	建設課建築係	—
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	都市建設課
	遠賀町	建設課、住民課環境衛生係	—

○仮置場に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①市町仮置場の運営管理、防疫対策の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
②市町仮置場の環境対策(ごみの飛散、臭気、騒音・振動、粉じん、土埃等)の実施	中間市	環境保全課環境保全係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
③市町仮置場の縮小・閉鎖検討	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
④閉鎖した市町仮置場の原状復旧・返還	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
⑤組合仮置場の運営管理、防疫対策の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑥組合仮置場の環境対策(ごみの飛散、臭気、騒音・振動、粉じん、土埃等)の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑦市町仮置場から組合仮置場への運搬の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑧組合仮置場内保管品目別の処理の実施	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑨損壊家屋の撤去・処分に伴う組合仮置場逼迫状況の検討、必要に応じて追加開設	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑩組合仮置場の縮小・閉鎖検討	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑪閉鎖した組合仮置場の原状復旧・返還	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑫仮置場での災害廃棄物の集積・保管状況等の記録・写真撮影	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	リレーセンター、リサイクルプラザ、最終処分場、曲水苑
⑬受入条件、搬入時間帯、開設予定期間など住民への広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—

【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑭二次仮置場の運用	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑮二次仮置場の運営管理、防疫対策の実施	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑯二次仮置場の環境対策(ごみの飛散、臭気、騒音・振動、粉じん、土埃等)の実施	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑰二次仮置場の閉鎖検討	—	—	—
【市町・組合で二次仮置場を開設する場合】 ⑱閉鎖した二次仮置場の原状復旧・返還	—	—	—

〇し尿処理に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①組合管理のし尿処理施設の修繕に関する対応、復旧状況の確認	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
【施設の受入れ余力がない場合】 ②支援要請の内容・必要性の判断、協定締結自治体、民間事業者等との連絡調整、業務発注	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
③収集運搬計画の見直し	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
④収集運搬計画に基づく収集運搬の実施	組合	曲水苑	業務第2課衛生係
⑤し尿等の受入制限についての判断・実施、広報の実施	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑥仮設トイレの維持管理、仮設トイレのし尿の収集運搬の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	住民課環境衛生係
【組合管理の施設で受入が困難な性状の場合】 ⑦被災家屋便槽への土砂混じり流入汚水の収集運搬、処分の実施	組合	業務第2課衛生係	曲水苑
⑧仮設トイレの回収・撤去、設置場所の原状復旧	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—

○その他、支援・受援に関すること

対応事項	担当(平時の課・係名)		
	組合・市町	主担当	副担当
①道路・橋梁、公共施設等の被災・復旧状況、及び上・下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況の把握	中間市	災害対策本部	—
	水巻町	建設課土木係	住宅政策課建築係
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課安全安心係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
②指定避難所の開設状況、避難所毎の避難者数の把握	中間市	安全安心まちづくり課防災安全係	—
	水巻町	総務課庶務係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	地域づくり課	住民環境課環境政策係
	遠賀町	総務課庶務係	—
③災害報告書添付用資料:被災状況の把握、写真等の記録	中間市	秘書広報課広報広聴係	—
	水巻町	企画課広報係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	地域づくり課
	遠賀町	総務課庶務係	—
④災害報告書作成用資料:組合管理処理施設の被害状況の把握、写真等の記録	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	リレーセンター、リサイクルプラザ
⑤生活ごみ処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑥し尿等処理に関する住民向け広報の実施	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑦生活ごみ処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑧し尿等処理に関する問合せ等の住民対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—

⑨ごみ関連支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑩し尿等支援要請内容の整理・進捗管理、支援先との連絡調整・記録等	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑪災害ボランティア及び関係機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	総務課庶務係
⑫「思い出の品」等への対応	中間市	契約課	市民課
	水巻町	—	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	—	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
⑬民間事業者へのごみ関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	環境住宅課環境・公園係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第1課業務係	—
⑭民間事業者へのし尿等関連業務発注等に係る事務処理	中間市	環境保全課衛生美化係	—
	水巻町	下水道課管理係	—
	芦屋町	都市整備課下水道係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	住民課環境衛生係	—
	組合	業務第2課衛生係	—
⑮報道機関への対応	中間市	環境保全課衛生美化係	秘書広報課広報広聴係
	水巻町	産業環境課環境係	—
	芦屋町	総務課庶務係	—
	岡垣町	住民環境課環境政策係	—
	遠賀町	総務課庶務係	—
	組合	業務第1課業務係、 業務第2課衛生係	—

第6章 支援を行う場合の対応

第1節 支援に関する平時からの検討

被災に備えて平時から把握・共有しておくべき情報については、「第1章 第12節 平時における対応事項と役割分担」に整理していますが、これらは被災した他自治体を本組合及び構成市町が支援する場合にも有用な情報となります。

こうした平時から把握している情報をもとに、本組合及び構成市町が他の被災自治体に対して、支援可能な内容（人員、災害廃棄物の収集運搬、処理、資機材の提供等）をあらかじめ検討しておくことで、発災時に災害廃棄物処理に係る支援の調整を速やかに行うことが可能になります。

第2節 発災時の支援

1. 支援先

発災時の災害廃棄物処理に関する支援先は、災害協定を締結している自治体や、県からの要請があった自治体などを対象に行うことが基本となりますが、甚大な被害により、被災自治体が行政機能を喪失して連絡・調整が困難な場合や、緊急対応を要する場合は、要請が届く前に本組合及び構成市町による自主的な支援（プッシュ型支援）の実施についても検討を行うことが望まれます。

2. 支援先との連絡調整窓口の開設

支援先との連絡調整窓口を本組合及び各市町の災害廃棄物担当に開設し、周知を行います。

3. 災害廃棄物の収集運搬、処理に関する支援

災害廃棄物の収集運搬や処理に関する支援を行う場合は、プッシュ型支援を行う場合も含め、被災した自治体のニーズや廃棄物処理施設の被災状況を的確かつ速やかに把握し、本組合及び構成市町で対応可能な支援内容等を整理した上で、適切な支援を行うものとします。

なお、支援に関する調整は、被災した自治体の担当者を行うことが基本となりますが、対応が困難な場合は、県や国・環境省九州地方環境事務所等を経由して行われる場合もあります。

被災地内では、大量の災害廃棄物が発生し、また、災害廃棄物の処理体制が整うまで時間を要することから、収集運搬、処理に関する支援については、できるだけ中長期にわたって行うことを基本とします。

4. 人的な支援

被災地における災害廃棄物の速やかな処理を支援するため、被災自治体の災害廃棄物処理班や災害対策本部等に人員を派遣して支援を行う場合は、被災した自治体が支援者に求める役割を把握した上で、適切な人員を選定し派遣します。この際、災害対応経験者を派遣できれば、より円滑な支援が可能となります。現地に派遣された人材は、まずは災害廃棄物の発生状況や仮置場の設置状況、被災自治体の処理計画等、現場の情報を最大限把握して業務に従事することで、指示や対応に当たる被災自治体職員の労力を極力低減できるよう努めます。

プッシュ型支援を行う場合は、被災自治体側の受入体制が確立されていないことも予測されるため、県や国と連携して窓口を一本化するなど、被災自治体に配慮した対応に努めるとともに、被災

自治体に土地感がある人材や、現地でのごみ分別や仮置場設置等に関する指導が可能な災害対応経験の豊富な人材を派遣することを基本とします。

5. 資機材、消耗品等の物的支援

仮置場で活用できる鉄板やブルーシート、避難所で活用できる仮設トイレやトイレトーパー、消臭剤など、災害廃棄物処理に係る資機材、消耗品等の物的支援を行う場合は、被災地のニーズを把握し、適切な支援を行うことを基本とします。

プッシュ型支援を行う場合は、こちらから被災自治体に対し支援可能なメニューを提示し、必要な支援を実施することを基本としますが、緊急の支援を要する場合は、被災自治体との調整を待たずに実施することも検討します。その際は、多方面からの支援による混乱が生じる恐れがあることから、災害廃棄物処理に関する支援のみならず、水や食料の支援等を含めた、全体としてまとまった支援体制で臨むものとします。